

進路指導のための資料

～キャリア教育の充実に向けて～

第 58 集

大阪府教育庁

はじめに

令和5年6月16日、国において令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間における教育政策の目標、目標を実現するために必要となる基本施策、目標の進捗状況を把握するための指標を示す第4期教育振興基本計画が閣議決定されました。そこでは、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という2つのコンセプトが示されました。

ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものです。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められています。

こうした社会の実現に向けて、子ども一人ひとりが自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることをめざしてほしいと考えています。

令和5年5月、新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更となり、各学校の様子は従来の形を取り戻しつつあります。その一方で、子どもたちを取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。例えば令和4年度の大阪府内の暴力行為件数は小中併せて9100件を超え、不登校児童生徒数は19000人を超えています。長く続いたコロナ禍の影響、社会構造の変化等を背景として、子どもたちが抱える困難さも多様化しています。

このような状況の中で、子どもたちが自己肯定感を高めるとともに将来への安心感や展望を持つことができるキャリア教育の取組みを充実させることは大変重要であると考えます。

府教育庁では、「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」を活用し、地域や社会のよりよい姿を願い、その実現に向けて探究的な学習を展開する「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」に取り組んでいます。本取組みは、「難しいことにも挑戦する力」「他者と協働する力」「変化する社会の中で自ら行動する力」の育成を図るもので、先に示したウェルビーイングな社会の実現にもつながるものであると考えています。

本資料には、「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」の取組みに加え、子どもたちが主体的にルールメイキング等の学校づくりに参画している実践事例も紹介していますので、今後の各校のキャリア教育・進路指導をはじめとする教育活動の参考にさせていただきたいと思えます。

また、すべての子どもたちが自己の生き方を考え、将来の進路を主体的に選択していく能力や態度を育成するため、9年間を見通したキャリア形成の機会を設定することが必要です。その集大成が中学校の進路指導です。令和6年度以降、私立高校等授業料無償化制度が拡充され、令和8年度に全学年で授業料が完全無償となります。資料の後半には、私学無償化に係る情報に加え、障がいのある生徒や日本語指導が必要な生徒に係る選抜制度や配慮等の情報など、様々な進路選択に向けて役立つ情報を掲載しております。進路選択に関わる情報は絶えず更新されることから、適切な情報を必要な生徒・保護者に届けることはとても大切なことです。ぜひ、中学校はもとより小学校の教職員の皆様もともに本資料を活用し、小中の系統的で切れ目のないキャリア教育・進路指導を進めていただきたいと思います。

結びに、本資料の作成に携わっていただきました関係者の皆様方に、厚くお礼申し上げます。

令和6年3月

大阪府教育庁市町村教育室小中学校課
課長 宇野木 邦治

目 次

1	学習指導要領とキャリア教育	3
2	キャリア教育と進路指導	5
3	小中9年間を見通したキャリア教育	6
4	キャリア教育に活用できる資料一覧	11
5	府内小中学校のキャリア教育実践事例	12
6	進路指導の基本的な考え方	20
7	進路指導の取組み例（年間計画例）	23
8	大阪府公立高等学校入学者選抜における配慮が必要な児童生徒への情報提供について	25
9	調査書等の書類作成にあたって	27
<資料編>		
1	令和4年度大阪府公立中学校及び義務教育学校卒業者の進路状況(令和5年3月卒業者)	34
2	令和6年度大阪府公立高等学校入学者選抜の概要	35
3	令和6年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施校	37
4	令和7年度大阪府公立高等学校入学者選抜の日程	41
5	ステップスクール（多様な教育実践校）について	42
6	府立工業系高校における人材育成に向けた取組み	43
7	大阪公立大学工業高等専門学校について	44
8	大阪府立東大阪高等職業技術専門学校（ぎせんこう）について	45
9	知的障がい生徒自立支援コース、共生推進教室、 職業学科を設置する知的障がい高等支援学校、府立支援学校高等部について	47
10	令和6年度から機能統合により新たな取組みを始める高校について	48
11	私立高等学校の一覧（全日制・通信制）	49
12	私立高等学校等の授業料無償化制度について	52
13	令和5年度高等学校等奨学のための給付金制度について（国公立・私立）	58
14	高校等進学のための奨学金等制度について	59
15	地域若者サポートステーションについて	61
16	公正な採用選考に係る取組みについて	62
17	働くときのルールを知ろう ～あなたを守る労働法～	66
18	統一応募用紙の意義について	74

1 学習指導要領とキャリア教育

キャリア教育とは何か

子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、他者や社会とのかかわりの中でさまざまな役割を担いながら、自分らしい生き方を実現する力を育むことをめざし、現行の学習指導要領において、初めて「キャリア教育」が明記されました。

キャリア教育とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育※」です。言い換えれば、自らの望む職業を考え、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促すための教育的働きかけのことです。

※中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年）

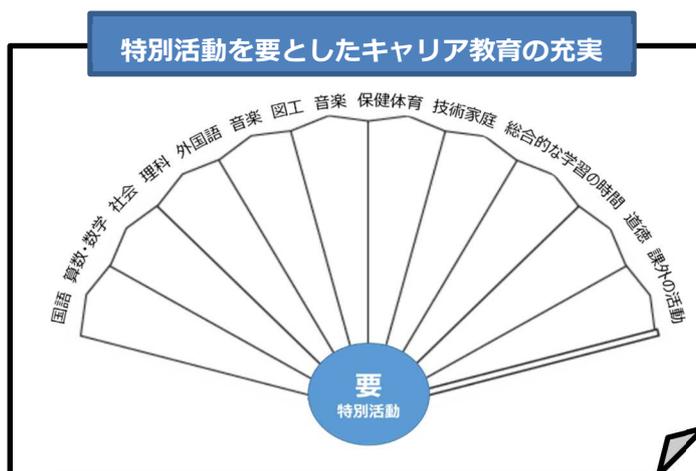
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2011/02/01/1301878_1_1.pdf



「キャリア教育の要」としての特別活動

学習指導要領には、「特別活動を要としてつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」と示され、同解説(中)（特別活動編）には、「**キャリア教育は学校教育全体で行うという前提のもと、これからの学びや生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組をキャリア形成につなげていくための要として、特別活動を位置付けることとなった。**」と示されています。

キャリア教育は特別活動、総合的な学習の時間のみで実施するというのではなく、学校教育全体で行うことが前提とされています。さまざまな教科・領域における学びの中に、キャリア発達の育成につながる要素があります。その散在している要素をまとめ、つなぐことが重要です。



各教科等でのキャリア教育の実践があつてこそその「要」の時間です。「要」である特別活動においては、各教科等の学びと特別活動における学びが往還し、教科等の枠を超えて、キャリア形成につなげるようキャリア・パスポートを活用するなど、自身の変容や成長をふりかえることが大切です。

また、特別活動における学級活動や学校行事は、児童生徒の自主的、実践的な活動であるという特質をふまえ、各教科等で学んだ内容等を実践する機会とできるような指導過程とすることも大切です。

- 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。
【小学校学習指導要領総則】

- 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。
【中学校学習指導要領総則】

キャリア教育の具体的な活動

キャリア教育は、児童生徒が、今学んでいることと将来の生活や社会、職業などとのつながりを考える学習であることから、小学校では、職場見学や職業講話、中学校では、職場体験活動や職業講話などの機会の確保が効果的です。ICT 機器の活用も含めて様々な方法を工夫しながら、幅広い地域住民等（専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働していくことが求められます。

さらに、キャリア教育を進めるにあたり、家庭・保護者との共通理解のもと、将来、児童生徒が自らの望む職業を考え、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要です。

キャリア教育を実施するうえでの留意点

キャリア教育は、教育活動全体を通じ、基礎的・汎用的能力を育むものであることから、例えば、小学校においては、将来の夢をえがくことばかりに力点が置かれたり、中学校においては職場体験活動や例年実施している行事等といった固定的な活動だけに終わったりすることのないようにすることが大切です。また、特別活動を要として取組みを進めるにあたっては、キャリア教育の趣旨や学級活動全体の目標に照らして、書いたり蓄積したりする活動に偏重した内容の取扱いにならないようにすることも大切です。

2 キャリア教育と進路指導

キャリア教育と進路指導は「一体」

キャリア教育は、就学前段階から小・中・高等学校、大学等を貫いて実践されるものです。一方、進路指導は、理念・概念やねらいにおいて「生き方の指導」という意味でキャリア教育と同じものと言えますが、中学校・高等学校に限定される教育活動です。

進路指導は、以下の中学校学習指導要領や大阪府教育委員会キャリア教育指針にも示されているように、入学試験や就職試験への合格をめざした、いわゆる「出口指導」だけでなく、「キャリア教育の充実を図る中で進められるべきもの」であり、「キャリア教育において最も重要な要素」です。各学校においては、キャリア教育の正しい理解に基づき、子どもたちの将来を見据えた進路指導が期待されています。

◆ 「学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を」

「生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。」

中学校学習指導要領総則（平成 29 年 3 月公示）

◆ 「進路指導は、キャリア教育において最も重要な要素」

「子どもたちの将来を見据えた適切な進路指導は、キャリア教育において最も重要な要素である。進路指導は、進学先や就職先の選定・紹介や合格可能性をよりどころにした指導ではなく、子どもたちの生き方にかかわる組織的・継続的な指導・援助活動である。」

進路指導の取り組みを進めるにあたっては、教職員全体が進路指導についての理解・認識を共有するとともに、進路ガイダンス機能を充実することにより、子どもたち一人ひとりに将来の生き方を考えさせ、それに向けた進路の適切な選択・決定に関する支援を行うなど、現在の学習への意義付けを促すことが必要である。

進路指導の取り組みが学校の教育活動全体で行えるよう、小・中・高等学校の各段階における基本的・総合的な指導計画を策定する必要があるが、その際、学校内だけでなく、校種間の連携を進めることが重要である。特に、進路指導の中心となる特別活動の学級活動（ホームルーム活動）においては、指導目標を明確にした上で、どの時期にどのような内容で指導するかを十分検討し、指導計画を策定する必要がある。」

大阪府教育委員会キャリア教育指針「キャリア教育を推進するために」（平成 17 年）

3 小中9年間を見通したキャリア教育

1. キャリア教育でつきたい力

国はキャリア教育で育む力を4つの「基礎的・汎用的能力」と示しています。これをふまえ、大阪府は、5つの「つきたい力」を示しています。

「基礎的・汎用的能力」

人間関係形成・社会形成能力

(例) 他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ等

課題対応能力

(例) 情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追求、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善等

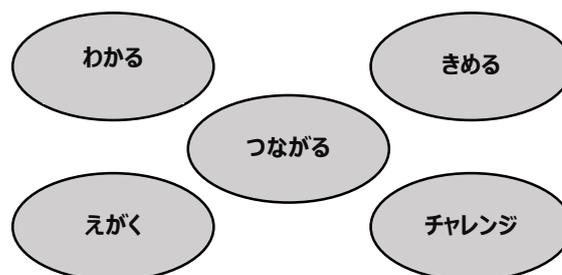
自己理解・自己管理能力

(例) 自己の役割の理解、前向きに考える力、忍耐力、自己の動機付け、ストレスマネジメント、主体的行動等

キャリアプランニング能力

(例) 学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善等

大阪府の5つの「つきたい力」



2. キャリア教育として「つきたい力」の系統性

5つの「つきたい力」の系統性の例を、学年ごとに整理しました。あくまでも、ここに示しているものは、例であり、各学校・各中学校区において、日々接している子どもたちの実情に応じて、設定することが大切です。

	小 学 校		中 学 校	
	就学前～低学年	中学年	高学年・中学1年生	中学2～3年生
つながる	自分のよさを見つける。	自分のよさを見つける。	自分のよさを見つける。	自分のよさを見つける。
	友だちとたくさん話をする。	友だちの話を聞き、自分の気持ちを伝える。	相手の考えや気持ちを理解し、自分のそれを、分かりやすく伝える。	相手の意見を尊重し、自分の考えや気持ちを工夫しながら伝える。
わかる	分からないことは、先生や友だちに質問する。	分からないことや調べたいことがあるとき、先生や友だちに質問したり、自分で調べたりする。	分からないことや知りたいことがあるとき、誰かに質問したり、自分で資料や情報を集めたりして、自分が納得する答えを見つける。	分からないことや知りたいことがあるとき、誰かに質問したり、自分で資料等の情報収集を行ったりして、周りも納得できる答えを見つける。
	自分の気持ちを知る。	自分の考えを持つ。	いくつかの情報を総合的に判断して、自分の考えを持つ。	多様な進路の中から、自分に適した進路を選択する。
えがく	好きなことや、やりたいことを見つける。	やってみたいことや目標を見つける。	目標を立て、実現するための方法を考え、計画する。	自分の将来の夢や目標を立て、実現するための方法を考え、計画する。
	やりたいことに取り組む。	好きでないことにも取り組む。	好きでないことや苦手なことにも、進んで取り組む。	失敗してもあきらめず、困難なことにも挑戦する。

3. カリキュラム・マネジメントとキャリア教育全体指導計画「Plan」

“うちの子たち”に「つきたい力」を明確にする

キャリア教育の全体指導計画を作成するにあたり、前頁に記したつきたい力などを参考に、今在籍している子どもたち、すなわち“うちの子たち”にとっての課題は何かを丁寧に分析し、その解決に向けて必要な資質・能力を明確にすることが不可欠です。取組みを進めていく際にはその取組みによって、どの力をどの程度まで育むのかを教職員が意識することが大切です。例えば、長年続けられている取組みの中で、「イベント化された取組みになっていないか」「今いる子どもの課題に応じた取組みになっているか」ということを確認するとともに、中学校区のめざす子ども像に向けて、つきたい力の系統性が適切に設定されているかを都度確認することも大切です。

キャリア教育全体指導計画の作成

全体指導計画とは、「めざす子ども像」と「つきたい力」の実現に向けて、児童生徒の発達段階ごとに、どのような目標でどのような取組みを行うのかをまとめた計画です。その作成にあたっては、「PDCA サイクル」を機能させることに留意する必要があります。

キャリア教育を効果的に進めるためには、地域（中学校区等）の教職員が連携して、全体指導計画を作ることが大切です。

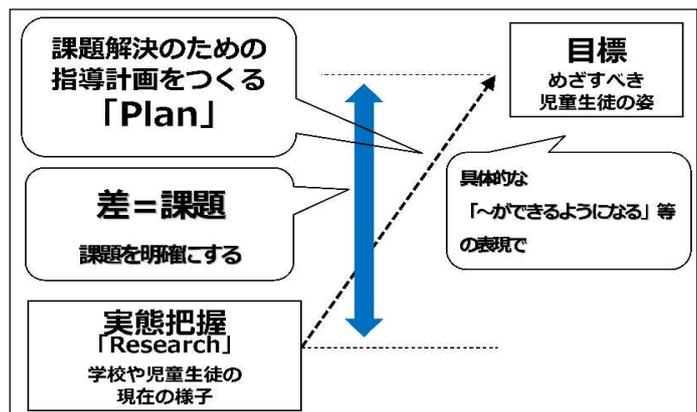
学年ごとの詳細な計画を立てる際には、適切な実施時期の検討や必要に応じて教科の単元配列を組み替えるなど教科横断的な観点を取り入れることも大切です。また、主な活動と関連する各教科等のつながりを矢印で示すことも有効です。

全体指導計画では、学年のつながりやつきたい力の系統性等を意識することや、地域資源等を活用しながら効果的に組み合わせることも必要です。

実態把握「Research」

PDCA サイクルを機能させ、具体的な取組みの計画をするためには、まず実態をつかむ「Research」が大切です。その際、新しくアンケートの実施を検討する前に、これまでに実施しているアンケートを活用できないか確認し、その回答状況から、実情を把握し

ましょう。また、キャリア・パスポートの記述等から把握することも有効です。実態把握による児童生徒の現状をスタートラインとし、卒業時点で、「地域や社会の課題を解決するため、主体的に行動することができる」等、「できるようになってほしい」行動等を目標「めざすべき児童生徒の姿」として設定します。



評価できる形での目標の設定

目標を設定する際には、「生き生きと光り輝く子ども」や「たくましく未来を切り拓く力」という抽象的な表現では、具体的にどのような姿になることが達成と言えるのか、どのようなアンケート項目で達成と判断できるのかが非常にあいまいで、客観的に達成できたことの見取りや評価が難しくなります。評価がはっきりと定まらないということは、子どもの変容を共有できないということにつながります。「目標」は、「～ができるようになる」等、明確に表現することが大切です。

キャリア教育推進組織・体制づくり

キャリア教育を効果的に進めるために、各校でキャリア教育の担当者を決め、体制や役割を明確にすることが重要です。中学校区内の各校のキャリア教育担当者が集まってキャリア教育を推進する体制ができると、地域が一体となってキャリア教育を進めることができます。

4. キャリア教育の実践「Do」

目標と現状の差から「すべきこと」を見出し、取り組みます。中心となる一つの取組みだけでなく、様々な教科や学習活動を関連させて「つけたい力」を育みます。その際、様々な学習活動に優先順位をつけ、指導者が単元を焦点化し、意図的にキャリア教育とつなぐような、体系的、系統的な指導とすることが大切です。

5. キャリア・パスポートの活用「Check」

キャリア・パスポートとは

子どもが、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動を要として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成をふりかえったり、先を見通したりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ的な教材です。

キャリア・パスポートの意義

子どもにとっては、ふりかえりの中で自らの変容に気づき、自己理解を深めるためのものとなり、また、それをふまえて将来の自分の姿をえがき、主体的に学びに向かう力をつけていくものになります。教員にとっては、子どもが小学校から中学校、そして高等学校でどのような学びを積み重ね、成長してきたのか、子どもへの理解を深め、個に応じた系統的な指導に生かすためのものになります。

大阪府版キャリア・パスポート

キャリア・パスポートは各学校や学級において、創意工夫を生かした形での活用が可能ですが、その参考となるよう府教育庁は大阪府版キャリア・パスポートを作成しています。大阪府版キャリア・パスポートのふりかえり項目では、「つけたい力」がついたかどうかを自己評価し、自分の成長を可視化できるようになっています。取組み後の「ふりかえりカード」では、取組みが「つけたい力」につながっているのか、児童生徒にどのような変容が見られたのかを見取り、取組みの評価、見直しにつなげることができます。

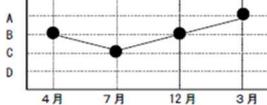
【大阪府版キャリア・パスポート】より

「ふりかえり項目」

◎ 1年間のわたしのうつりかわりを見てみましょう。

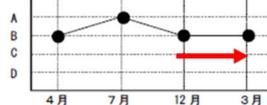
ふりかえり		4月	7月	12月	3月
		あてはまるところに、○をつけましょう。			
①自分のよさを見つけれ ましたか。	そう思う				○
	少しそう思う		○	○	
	あまりそう思わない	○			
②友だちの話を聞き、自分の気持ち をつたえましたか。	そう思う		○		
	少しそう思う	○			○
	あまりそう思わない			○	
				そう思わない	

⑤自分の将来の夢や目標を立て、実現するための方法を
考え、計画しましたか。



※A「そう思う」 B「少しそう思う」 C「あまりそう思わない」 D「そう思わない」

⑥失敗してもあきらめず、困難なことにも挑戦
しましたか。



「ふりかえりカード」

「OOOO」ふりかえりカード（4年生）

うれしかったこと、楽しかったこと、気づいたことなどを
書きましょう。

年 組
名前

記入日 年 月 日

(先生から)

※大阪府版キャリア・パスポートはあくまで一例です。中学校区や学校の現状等に合わせてカスタマイズして活用してください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/kyaria/index.html>



取組みの評価・目標の達成度の見取り「Check」

各学年で実施したキャリア教育の取組みについて、キャリア・パスポートの記載内容等から、子どもの変容を把握し、子どもの発達段階に応じた取組みになっていたかを検証しましょう。また、次の学年への接続を意識した取組みになっていたかなど、学校全体で取組みの評価や目標の達成度を見取った上で、次に予定している取組みの改善を図りましょう。

「目標」を達成できたか、「つきたい力」が身についたかどうかなど、取組みの評価や子どもの変容を見取るためには、「アンケート」等の実施が有効です。

アンケートの実施により、できる評価は、「アウトプット評価」と「アウトカム評価」の2つがあります。

アウトプット評価

「何をどれほどやったか」という評価

→全体指導計画に基づき、「取組み」をやったかどうかを評価するもの。

アウトカム評価

「どのような成果を挙げたか」という評価

→「つきたい力」が身についたかどうかを評価するもの。

「目標」は、取組みの評価や子どもの変容を見取る「アウトカム評価」ができるものとして具体的に設定する必要があります。

取組みのアウトカム評価をするためには、キャリア・パスポートの活用が有効です。

6. キャリア教育全体指導計画の検証と見直し「Action」

中学校区でキャリア教育の共有の場をつくる

キャリア教育全体指導計画を効果的に活用するためには、まず小中学校の教職員が、全体指導計画に基づく各校のキャリア教育の取組みを交流、共有する場が必要です。例えば、定期的なキャリア教育担当者会議、夏休みなどの長期休業中の全教職員によるキャリア教育研修なども有効です。

キャリア教育全体指導計画にある取組みの実践を交流し、子どもの姿を語り合います。その際、アンケート結果等をもとにした子どもの変容を共有することも大切です。

「つきたい力」のうち、どの力がどの程度ついたのか、課題は何かを交流したり、「つきたい力」をつけるためにどのような取組みをするかについて一緒に考えたりすることも有効です。

また、現在行っている教育活動を、キャリア教育の観点で改めて整理し、実施していくものを一緒に考えることも大切です。

取組みの見直し・改善

各学校の検証をもとに、中学校区のキャリア教育全体指導計画で示した「つきたい力」や「ねらい」、年間の取組みについて見直し、改善につなげることが大切です。

「つきたい力」を見直す際には、キャリア教育として「つきたい力」の系統性（P6を参考）などを活用して、中学校区の実情や発達段階に応じて設定しましょう。

見直した全体指導計画は、必ず学校の年間計画に反映し、すべての教職員で共有しましょう。

7. キャリア・パスポートの引継ぎ

キャリア・パスポートの引継ぎについては、「学年間の引き継ぎは、原則、教師間で行う」「校種間の引き継ぎは、原則、児童生徒を通じて行う」こととなっています。

引継ぎにおけるキャリア・パスポートの効果的な活用として、年度末の学年間の引継ぎで記載内容を教職員間で共有し、子ども理解に役立てているという事例や、校種間のキャリア教育担当者間で新中学1年生の引継ぎ会議を実施し、キャリア・パスポートを活用して情報共有しているという事例があります。また、高校等進学先で、中学校時のキャリア・パスポートを見ながら、中学校生活を振り返り、高校のキャリア・パスポートにまとめ直すという事例もあります。児童生徒の学びを深めるため、キャリア・パスポートを有効活用しましょう。

【中学校卒業後の取り扱いについて】

中学校卒業後の活用に向けて、一人ひとりの中学校卒業時までの活動が記録・蓄積されたキャリア・パスポートは、高校等進学先から指示があるまで大切に保管するよう生徒に伝えて返すなど、確実な引継ぎができる工夫をすることが大切です。

※参考資料：国立教育政策研究所「キャリア教育リーフレットシリーズ特別編」【キャリア・パスポート特別編1～10号】

https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido.html



※参考資料：文部科学省初等中等教育局児童生徒課「キャリア・パスポート」に関するQ&Aについて（令和4年3月改訂）

https://www.mext.go.jp/content/20220314-mxt_jidou01-000007080_1.pdf



4 キャリア教育に活用できる資料一覧

学校教育活動の中で、キャリア教育の取組みが子どもたちの現状にあった充実したものにしていくために、文部科学省、国立教育政策研究所や大阪府教育庁では、さまざまな資料を作成しています。

文部科学省

● 小学校キャリア教育の手引き（2022年3月）	
● 中学校・高等学校キャリア教育の手引き（2023年5月）	
● 文部科学省研修用動画（「YouTube」文部科学省動画チャンネルへリンク）	
● 研修用動画に関する資料	

大阪府

<p>大阪府のキャリア教育について解説。取組み事例も掲載。</p> <p>キャリア教育の進め方 サポートブック</p> <ul style="list-style-type: none"> ● はじめに・もくじ（表紙～P2） ● キャリア教育の背景、大阪府のキャリア教育など（P3～P8） ● 推進体制づくり、全体指導計画の作成 など（P9～P18） ● 参考資料（P19～裏表紙） 	   
<p>キャリア教育の充実に向け、各校における「中心取組み」のすすめ方等を解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育を充実させるために」 ● 「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア教育の充実に向けてーキャリア・パスポートの活用ー」 	 

国立教育政策研究所

<p>進路指導・キャリア教育の更なる充実のための実践に役立つ資料 キャリア・パスポートの活用事例など</p> <ul style="list-style-type: none"> ● https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09-shido.html#sinro 	
--	---

5 府内小中学校のキャリア教育実践事例

「すべてのいのち輝く一丘小学校を創る」

～ SDGs の取組みを地域や社会に広げよう ～

京南市立一丘小学校

【本校児童の現状と課題】

本校には、提案されたことや興味を持ったことは、素直な気持ちで前向きに受け入れ、教職員の想像を超えるユニークな発想をしたり、こつこつと努力を重ねることができたりする児童が多い。その一方で、新たなことに積極的にチャレンジしたり、自ら発想し、やりたいことを提案したりすることや将来を見通し目標を持って計画的に学習したり、自主的に学習に取り組んだりすることに課題が見られることから、多様な経験の機会をつくる必要があると感じてきた。

また、ここ数年、児童数の減少が顕著となり、単学級の学年が多くなることで、友だち関係が固定化され、一度友だちとの関係が崩れてしまうと、修復が難しくなる場合もあることから、相手の気持ちを大切にしながら、自分の思いを伝える力を高めていきたいと考えていた。

そこで、令和5年度は、全学年で新たなことにチャレンジできる環境づくり・人との出会いの機会づくりを全体指導計画に位置付け、一層のキャリア教育の推進をめざしていくこととした。特に高学年児童は、自己肯定感や社会参画意識の向上、“だれ一人取り残さない”をテーマに、進学後もつながることができる仲間づくりを目標とし、地域や社会にフィールドを広げた学習課題の設定をすることとした。

【キャリア教育目標】

中学校区 キャリア教育目標

『めざすハタチ像：自分の生き方をつくり続ける子
～自分を信じる、あきらめない、つながり合う～』

一丘小学校 キャリア教育目標

『学びたい、やってみたいの風をふかそう！
～だれ一人取り残さない一丘小学校に～』

高学年総合的な学習の時間目標

一丘小学校や一丘地域の自然と遊び、人やものと出会う。そこから、探究する課題を決め、考え、行動に移す。自らする、自ら創りあげる総合学習へ！



キャリア教育の取組みにおける教職員の思い

タブレットが導入され、「分からないことはタブレットで調べよう」という教員の言葉かけが日常的となり、児童にも浸透している。児童がタブレットを使いこなせるようになっていけばなるほど、調べたいことまで早く到達できるようになり、便利な一面も多々ある。しかし、情報収集が容易になったことで体験することや、人やものと出会う機会が少なくなり、達成感を感じたり自己肯定感を向上させたりすることができる機会や、地域や社会に積極的に関わる力を育成する機会が減少してきているのではないかと感じている。

そこで、中学校区キャリア教育全体指導計画にある3つの柱、①「自分を信じる」 ②「あきらめない」 ③「つながり合う」を大切にし、様々な人やものと出会うことで興味を広げ、主体的に課題を見つけることや、それぞれの出会いを通して、将来を見据え自分がやりたいこと・やってみたいことに挑戦できる環境を整え、自分の生き方を考え、生き方をつくり続けることができる児童になってほしいと思い、キャリア教育を推進している。今回は5年生の取組みを紹介する。

学年		小学5年生
発達段階の大目標		<ul style="list-style-type: none"> ● 自分を知る ● 自分を生かそう ● 自分を大切に
キャリア教育の柱	自分を信じる	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分の個性に気づき、生かす。 ● 自分が所属したい役割や責任を、責任をもって果たそうとする。 ● 規範意識をもち、信頼される行動をとる。 ● 課題や困難が生じた場面において、解決が益工夫して解決する。
	あきらめない	<ul style="list-style-type: none"> ● 夢や目標に向かってあきらめずに努力することの大切さがわかる。
	つながり合う	<ul style="list-style-type: none"> ● 身につけた知識を活用する。 ● 社会にいるいろいろな役割、その大切さを知る。 ● 思いやりの気持をもち、相手の立場に立って考え行動する。 ● 自分の思いや考えを、適切に伝える態度で適切に伝えることができる。

『中学校区キャリア教育全体計画』一覧から一部抜粋

【5年生「総合的な学習の時間」取組み】

本校は、令和4年度は6年生、令和5年度は5年生が府の「わくわく・どきどき SDGs ジュニアプロジェクト」に参加している。2月に実施されるオンラインポスターセッションに向け、1学期はさまざまな人やものとの出会い、興味を広げるための取組みを進めた。そして、2学期は課題を見つけ、自らやりたいこと・やってみたいことに挑戦する取組みを進めた。

★5年生「総合的な学習の時間」年間指導計画

1学期	○米作りチャレンジ（5月～12月） ○国際交流（年4回） ○地域の企業から学ぶ SDGs ○一丘地域の自然環境を守る ○福祉道具体験から考えるより良い一丘の街づくり
2学期	○課題を見つけ、チャレンジしよう ○学びを地域や社会に発信しよう① （イオンモールりんくう泉南店）
3学期	○学びを地域や社会に発信しよう② （校区内小学校交流、府「わくわく・どきどき SDGs ジュニアプロジェクト」オンラインポスターセッション）

★【様々な人やものとの出会い、興味を広げる取組み】

○米作りチャレンジ～地域の農家の方から学ぶ～

「米作りのことをもっと子どもたちに知ってほしい」という地域の農家の方からの言葉を受け、本校では初めて、田んぼに伺い米作りの様子を見学したり、泥遊びをしたりバケツ稲にチャレンジしたりする機会を設定した。

6月に、田植え前の田んぼで泥遊びする機会があり、全員が初めての経験である泥の感触を楽しみながら、ドッチボールや鬼ごっこ、生き物見つけをして楽しんだ。泥遊びをしながら農家の方と話をしたり、田の周辺に置いてあるさまざまな機械を見たりしたことで、事後アンケートには、「あるテレビ番組では、機械を使わず米づくりをがんばっていたけど、実際の農家の方の家には、見たこともないいろんな種類の機械がたくさんありま



田植え見学の様子

した。肥料と米苗が一緒に出る機械がすごかったです。」「米作りは思っていたのと全然違いました。家族にバケツ稲のことを話すと、おじいちゃんが米を作っていることを初めて聞きました。」などの回答があり、

児童の米作りや「農業」という仕事に対する興味が膨らんだことが、読み取ることができた。

バケツ稲の成長過程を観察する中で、米の花や稲にやってくる生き物等について興味や疑問を持ち、自主的に調べ、まとめる児童もいた。11月はバケツ稲の収穫時期となり、児童は初めて鎌を持ち、収穫した。収穫した稲を全校児童が通る玄関に干したことで、多くの児童が興味を示し、「5年生になって米作りできるのが楽しみ」「これのどこに米がついてるの?」と5年生児童と会話をする他学年児童の姿を見ることができた。その際、自信をもって米作りのことを伝える姿が見られた。

「バケツ稲の育て方を次の5年生に教えたい」と言った児童の感想や、「米づくりについて子どもから教えてもらいました」といった保護者の声も聞くことができた。これらの体験が児童の心に残り、残食について考える機会や新しいことにチャレンジしたことへの達成感につながった。

○地域企業から学ぶ SDGs

①イオンモールりんくう泉南店

「やりたいこと・やってみたいこと」を考え、創り上げていくにあたり、多くの児童が休日に家族と一緒に過ごす場所として身近にあるショッピングモールに年間を通して協力を依頼した。

店舗内のフードドライブや節電の取組み紹介だけでなく、企業として取り組んでいる100%リサイクルのシステムや森づくり運動等、幅広い取組みを紹介していただいた。また、チャレンジするテーマを決める際、児童が感じている身近にある課題や、やってみたいことを伝え、従業員の方から「イオンモールではこんな風にやっているよ」といった具体的なアドバイスをもらい、より具体的な取組みを考える機会となった。実際に家族でイオンモールに行き、SDGsの取組みを発見したり参加したりする児童もいた。

②ケアプランセンタープラスワン

毎年実施している「車いす体験」を、地域や社会にフィールドを広げ、地域の課題解決に向かう取組みにすることができないかと考えた。そこで、地域の企業に依頼し、さらにその企業から複数の企業に働きかけていただいたことで、多くの介護・福祉の専門家の方々に協力してもらうことができた。電動車いすや最新の福祉用具について知ることや、校区内を車いすで巡

る体験は、一丘の街の良いところやより良い街にするために必要なことを考える貴重な経験となった。

★【やりたいこと・やってみたいことに挑戦する】

2学期は1学期にさまざまな人との出会いを通じ、子どもが感じた課題について、児童自らがやりたい・やってみたいことを考え、チャレンジする授業を開始した。児童は以下の6グループに分かれた。

①残食リサイクル日記

このグループは、米作りの体験から学級内の残食を課題と感じており、「給食の残飯を使って堆肥づくりがしたい」という児童の声からできた。堆肥づくりに加え、家庭で腐らせてしまいやすい食材等をアンケート調査した。

この取組みを進める中で、給食センターから、本校の学級ごとの残食量のデータをもらい、児童は4年生



堆肥づくりのために廃棄する給食のパンを入れた

の残食量が圧倒的に少ないことを知った。そこで、4年生にインタビューに行き、完食に向けて以下の取組みをすることで、残食量が減っていることが分かった。

「学級の残食量が多いことに子どもたちが課題意識を持つ」「校内に配置されている栄養教諭に依頼し、給食の月別残食量のデータをもらい、他の学級と残食量(kg)を比較」「『完食カレンダー』を作り、完食できた日に「完食」と記入していく」

このような取組みを通して、毎月の学級残食データが減っていくことをやりがいに感じ、頑張り続けているとのことだった。

そして、4年生の取組みを、5年生だけでなく全学年に広め、実際に残食量を少しずつ減らすことができていく。また、学校で使っている肥料の代金を調べ、「残食から作る堆肥量を毎年増やしていきたい」と、意欲を見せる児童もいた。

②初めての米作りチャレンジ

～地域の農家の方から教えてもらったこと～

農家の方にインタビューを行ったり、学習してきた米の成長記録をまとめたりした。

③お年寄りを助け隊～より良い一丘の街を考える～

校区を車いすで巡回した際に感じた、一丘の街の良いところと、「もっとこうなればいいな」という課題に

ついてまとめた。



児童が感じた車いすが一番通りにくかった場所

④環境を守りたいんです！

～一丘小の豊かな生き物を守る～

貝塚市立自然遊学館の職員の方や元高校理科の先生に協力していただき、学校内の生き物調査を行った。また、4年生と協力し、校内の自然環境にもっと興味をもってもらえるように、ニッセイ緑の財団の協力のもと、校内の木々に名札をつける活動をした。木の学習を進める中で、児童から「一丘小学校にはどんな種類のセミがいるのかな？他の小学校はどうなのかな？」という疑問が生まれ、「校内セミ大調査」を実施した。

また、市内の海に近い小学校に協力を依頼し、「海側と山側でセミの種類は違うのか？」というテーマでオンライン交流会を実施した。学校で見つけることができる生き物を星の数で“レア度”として表すことで、他学年にも生き物の興味が広がり、校内で飼う生き物が一気に増えた。調査をした4・5年生が生き物の世話をし、低学年児童に優しく説明している姿も見ることができた。



児童がまとめた一丘小学校生き物調査の結果

⑤いらない服をかえるんジャー ～服をリメイク～

家にある着ないけど捨てられない服に注目し、再利用する方法を考え、Tシャツをかばんにリメイクする方法等を実践した。



⑥私たちが考えた！未来の泉南予想図！！

「バックキャストイング」という手法を児童自ら学び、そこから「こうなればいいな」という未来の泉南市や一丘小学校を絵で描いた。



児童が描いた未来の泉南予想図

【成果と課題】

イオンモールりんくう泉南店の協力を得て、店舗内を活用し、保護者や利用者 앞에서SDGsについて自分たちが調べたこと、考えたことを発表した。また、中学校区の他の小学校ともポスターセッションを行った。



イオンモール店舗内での発表の様子

発表後の児童の感想

- ・SDGsの歌や「自分たちでやってみる」ということをやってきて、心に残った。
- ・初めて米を育てたり、田んぼで泥遊びできたことが、とても楽しかった。
- ・今までインターネットで調べることが多かったけど、やってみることが初めてで楽しかった。
- ・「イオンで発表する」と聞いてとてもワクワクしながらこの活動をしていました。大変なこともあったけど、無事に発表できて良かったです。

発表後の保護者の感想

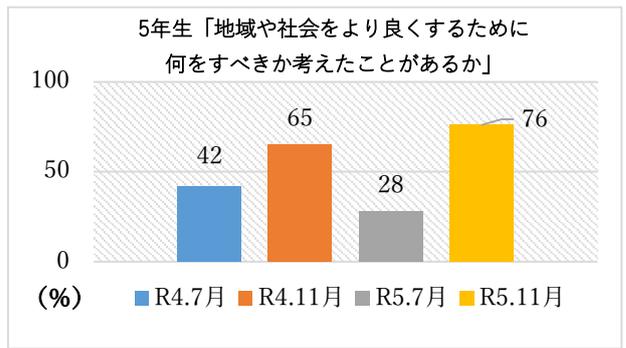
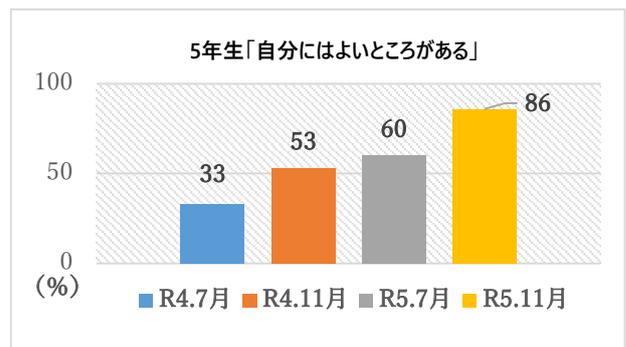
- ・SDGsについて自分たちが何をしていたのか、どうすればよくなっていくのかがまとめられており、とても分かりやすかった。
- ・自分たちで調べて実践してきたことで自信ができたことが、キラキラした表情から伝わってきたので、とても良かったです。
- ・学習方法もネットで調べるだけでなく、自分たちで見たり聞いて体験したというのが、各グループの発表にとっても活かされていたと思います。スマホ1つでなんでも分かる時代ですが、体験する大切さをこれ

からも学習に取り入れてほしいと思います。

児童の感想には「実際にチャレンジしたこと」を肯定的に捉えているものが多かった。また、保護者や学校外の人から自分たちの学習の過程や成果を評価してもらうことができた。

児童アンケートの結果

定期的実施している児童アンケートは以下のような結果となり、これらの取組みが児童の自己肯定感、社会参画意識の向上に繋がっていると捉えている。



多くの企業の方や地域の方に協力していただくことで、さまざまな人やものと出会い、体験しながら学ぶ取組みをつくることができた。これらの取組みにより児童は地域・社会との繋がりを実感することができた。また自らの課題意識に基づく探究的学習は、児童の積極性を引き出すこととなり、その成果を地域・保護者や他の学校の児童と共有することで、より自己有用感、自己肯定感を高めることとなった。

これらの学習が今年度だけのものにならず次年度以降につなげることで、コロナ禍により希薄になっていた学校と地域社会との繋がりを再構築していく必要がある。地域で暮らす方や企業の方に学校の取組みを理解していただき、継続して協力いただける方だけでなく、さらなる人材を確保していく必要があると考えている。

これからも児童の力を信じ、児童自らがやりたいこと・やってみたいことに挑戦できる環境づくりをコーディネートし、すべての児童が自分の生き方を考え、つくり続けることができるような学校にしていきたい。

5 府内小中学校のキャリア教育実践事例

生徒の願いを形にする「共創プロジェクト」の学び

～「ふみ出す」をくりかえして身につける「自芯」～

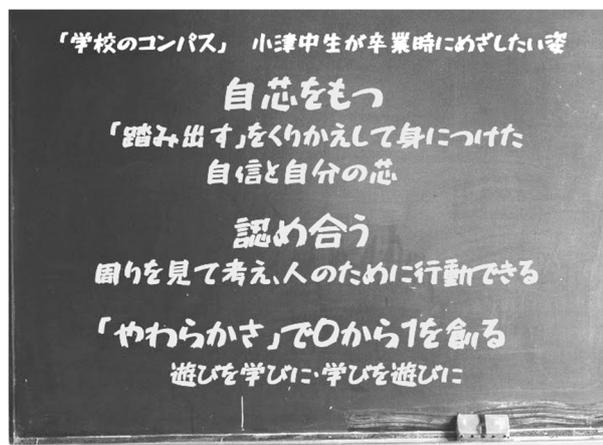
泉大津市立小津中学校

〈キャリア形成とこれからの学校〉

これまで、本校のキャリア教育・進路指導では、主として2年時に外部人材を活用した取組みを積極的に行ってきた。地域の起業家を中心とする方々に、「これからの社会に対するものの見方」、「自分自身の価値観に気づく価値観ゲーム」などの実践的なワークショップを行っていただいた上で、地域の多様な職種の方の協力を得て行われる職業講話を経て、「10年後の自分自身のビジョン」を表現するビジョンボードを作成し、最後の「夢作文」を発表するというものである。この取組みは現在も続けられ生徒が将来のビジョンを明確にし、積極的な進路選択を行うことに寄与してきた。一方で、学習塾等により偏差値に依存した高校・大学選びの指導が行われることもあり、個に応じた多様な進路選択が実現できているかといえば、心もとない側面がある。

そこで今年度は、学校が生徒の「やってみたい」という気持ちを後押しし、チャレンジを繰り返すことのできる「場」になることをめざし試行錯誤を繰り返している。そのような「場」を通して、生徒自身が、自らの適性や志向を深く理解するとともに、社会の評価基準はテストの得点だけではなく、多様な評価軸があることに気づき、将来への自信やキャリア観を深めていきたいと考え取組みを進めてきた。

〈図1小津中「卒業時にめざしたい姿(学校のコンパス)」〉



本校は今年度より文部科学省の研究開発学校に指定された。研究課題は、「生徒の願いで創る『共創』カリキュラム」である。「生徒の願い」を教育課程に反映させることで、生徒の主体性を一層向上させ、豊かに学力を育成しながら、予測困難なこれからの社会を生き抜く力を高めることをめざすものである。

その中心となるのは、生徒が自ら学校の方針づくりに参画する「学校のコンパス」プロジェクトである。昨年度末、全校生徒が話し合い、今年度の学校の運営方針となる「卒業時にめざしたい姿」(図1)を創りあげるとともに、学びたい授業の形を生徒らが議論し、「新たな授業の形」が提案された。そして、今年度は授業・行事・学校生活等のすべての教育活動について生徒が定めた「卒業時にめざしたい姿(学校のコンパス)」の実現を目標とすることが、教職員間で共通認識された。

〈共創プロジェクトの方針と実際〉

「新たな授業の形」の一つが「共創プロジェクト」という生徒主体のプロジェクト学習である。令和5年度は、以下の5つの方針によりこのプロジェクト学習を進めた。

- ① 生徒がプロジェクトで何を行うか提案する
- ② プロジェクトメンバーは学年関係なく構成される(学年の壁を超えた学び)
- ③ 生徒は各自が希望するプロジェクトに参加する
- ④ プロジェクトは生徒自らが企画・運営する
- ⑤ 「共創」の時間(総合的な学習の時間を発展させる)を中心とし、前期・後期の計2回のプロジェクト学習期間を設定

共創プロジェクトで最終的にめざしたのは、生徒が前述の「卒業時にめざしたい姿」に近づいていくことである。(なお、本校ではこの「卒業時にめざしたい姿」を学習指導要領に示された「学びに向かう力」を具体化したものと位置づけている)

実施にあたっては、上記を含めたプロジェクト学習の全体像を代表生徒たち(コンパスデザイナー)と確認した。また、代表生徒たちは前期の学習テーマを「興味

を広げて〇〇につなげる」と設定した。自分の「好きなこと・興味があること」を、学校・地域・社会の価値あることにつなげる、ということをめざした。

〈プロジェクトの進め方とプロジェクトの様子〉

- ① 各クラスでプロジェクトを考える活動を行った後、本当に実現したい具体案のある生徒が応募用紙に記入しプロジェクトを提案。提案者はプロジェクトリーダーとなる。（4月）
- ② 提案者が企画書を記入。企画書に基づき各プロジェクトをよりよくするための検討会を実施。（外部協力者/教員/提案生徒で）
- ③ 5月にはメンバー募集。各企画者がZOOMを利用した放送で、「どんなことを行いたいか」や「どんな人にメンバーになってほしいか」などをPR。
- ④ 全員が希望のプロジェクトに参加。共創プロジェクト実施。（5月～9月・全10回）
- ⑤ 最終回で他のプロジェクトの様子を知る交流および振り返りの活動を実施。

※以下は前期プロジェクトの例

花言葉のブーケ～言葉だけじゃ伝えられない想いを花束にたくそう～/Radio with everyone /SDGs ゲームで良い世界へ！！/中学生Teacher プロジェクト！/めざせ令和の虎！！めざせ実業家/SS プロジェクトへスポーツを科学する～/ウクライナの人たちにカレーをふるまおう！/小津中校区の公園リニューアル/癒やしのブックカフェ空間をつくらう！！/夏のパレード /OZ) カフェ～/ランゲーキで子どもたちを笑顔に～/メインクラフトで泉大津市を創る～ 他

今回は代表的な3つのプロジェクトについて活動の様子の一部を紹介したい。

「夏のパレード・プロジェクト」では、生徒が地域の方とともに公民館で実施される「夏祭り」を企画・運営した。そこから発展して生徒と地域の方との協働でお化け屋敷などもつくった。公民館の担当者からは、「生徒らによる夏祭りの企画運営・広報・出店という行動により例年以上に多くの子どもたちがイベントに参加することにつながり、大人も子どもも笑顔にしてくれた」というコメントが届けられた。プロジェクトメンバーの生徒たちは「自分の意見だけでなく周囲の意見を聞いて認め合うことや、これまで関わることのなかった他学年の人と認め合うことを通して自分の意見に自信を持つことができるようになった」、「小学生への対応は思った以上に大変だった」、「いつもは客側だが、今回は自分たちが店員役をやったことで自信をもつことができた」、「困っている時に仲間が助けてくれ、自分ももっと困っている人を助けていきたいという考えが生まれた」などと振り返っている。



「花言葉のブーケ・プロジェクト」では、生徒が「花言葉」をモチーフにしたオリジナルの花束を地域のフラワーショップに提案した。実際に生徒が考案した花束が店頭にならび、生徒が制作した花言葉カードとともに販売された。生花店の方からは、「店では考えつかないプロジェクト」の提案があったことへの感謝が述べられた。また購入客から、直接メッセージを受け取った後、このプロジェクトのリーダーを努めた生徒は「自分たちだけが楽しむのではなく、お店の人やお客さんのことを考えて喜んでもらえるように対話を重ね、花束を作り上げることができて良かった」と振り返るとともに、今後は「植樹を行うプロジェクトに参加したい」などと社会貢献活動に興味を広げている。

「ウクライナの人たちにカレーをふるまおう・プロジェクト」では、戦時下にあるウクライナの人々に手作りカレーを届けることを探究した。この活動は後期の活動でも継続して行うこととなり、フードロス食材を加工する業者やOECDの仲介によりウクライナの小学校と連携した国際支援が実現する見込みである。プロジェクトに関わったメンバーの生徒たちは「最初はウクライナのことをあまり知らなかったがニュースを良く見るようになった」、「資金集めのことを考えるようになってから、募金をどのように行っているかに興味が出てきて、どうすれば資金が集められるか考えるようになった」と社会への関心の広がりについての感想を述べる一方で、「チームワークが成り立たず苦労している」、「やる気に差があり、どうしていいかわからない時がある」など、メンバー間のコミュニケーションやモチベーションの差といった課題に悩んでいる姿も見受けられた。

生徒たちは、戸惑いながらも自ら提案したプロジェクトに非常に前向きに関わることができていた。



※上記写真は前期共創プロジェクトの様子

〈前期共創プロジェクトの成果〉

成果について、前期共創プロジェクトの事前および事後に行った調査の結果は表 I のとおりである。

表 I (調査結果)

質問項目	肯定の割合 (事前)	肯定の割合 (事後)
1. 自分は自信を持って行動することができる	66.7	77.3
2. 他の人は自分の話を聞いてくれる	90.4	92.6
3. 自分の意見をしっかり持つことができる	80.3	82.5
4. プロジェクトの話し合いや活動の時間は楽しそうですか・楽しむことができたか	72.6	90.3

そもそも本校ではここ1・2年、自己効力感や対人的な関係についての調査項目全般について高い数値を示す傾向がある。こうした傾向は、生徒会活動を含め「学校のコンパスづくり」や「校則見直しの活動」を始めとする生徒主体の取り組みによるものと考えている。

今回の調査結果から、自信を身につけた生徒や、他の人が自分の話を聞いてくれるという安心感を持つ生徒が増加したことが見て取れる。(質問項目1・2) また、事前調査に比べ多くの生徒が事後に「プロジェクトの

活動を楽しむことができた」と回答している。

このような活動を通じた、プロジェクトへの前向きな意識が、後期(11月～2月)のプロジェクトリーダー(プロジェクトを立ち上げる生徒)の大幅な増加にもつながっていると考えられる。(生徒が単独で立ち上げたプロジェクト数は前期14、後期39)

これまで、本校の活動の多くは、教職員等の大人によって設計や運営がなされ、生徒は果たすべき役割を十分に有してこなかったと感じていた。図2は、OECDのフォーカスグループが作成した「共同エージェンシーの太陽モデル」※OECD Future of Education and Skills 2030 Student Focus Groupをもとに作成した調査の結果を示したものである。このグラフでは最も左は「沈黙(大人が生徒を信用しておらず生徒は発言しない)」で、子どもの主体性が全く発揮されていない状態を示し、右にいくほど生徒の主体性が高まっていることを示している。多くの生徒は「生徒中心に取組みを進め、自分たちで意思決定(右から2番め)」、「生徒中心に取組みを進め、大人とともに意思決定を共有(いちばん右)」と回答している。この結果からは多くの生徒が高いレベルで、主体的な意思決定や活動に参画できていると感じていることが確認できる。

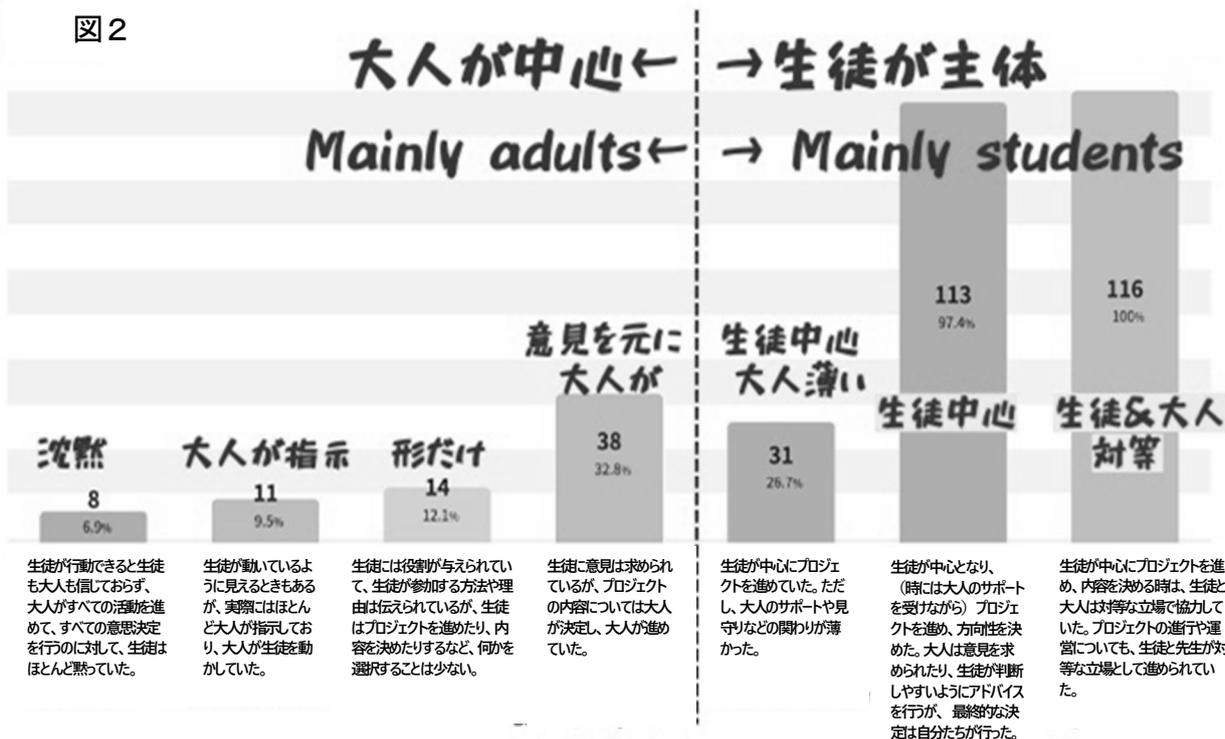
〈前期共創プロジェクトの課題と後期の改善点〉

一方で、前期の共創プロジェクトでは生徒・教職員双方(および学識)から以下の課題が指摘された。

〈課題〉

- ・活動全体の枠組みが曖昧
 - …ゴールとアウトプットが漠然としていた
- ・活動時間の不足
 - …振り返りや改善する時間が不足していた
- ・役割と人数の調整不足
 - …役割分担の偏りがあった(特にリーダー)
- ・学びの質に関する課題
 - …学びを深めている生徒が一部にとどまっていた
- ・教職員の関わり方や指導体制上の課題
 - …サポートやエンパワメントが必要な生徒が偏っていた
- ・形成的な評価の仕組みが不十分
 - …学習者が身につける力についての検討が必要であった等

図2



このような課題の指摘を受け、後期は下記の改善を実施した。

- ① ゴールとなる明確な枠組みを設定
文化祭に加え、地域イベント的な発表日「努力が実る桜の祭り（ど桜祭）」を設定
- ② 活動時間の確保（複数教科とのコラボ型授業/枝分かれ型授業として）
- ③ プロジェクトの組織化（「系統」を設定・複数教職員対応・人数限定・役割明確化）
- ④ 教職員の関わり方の確認 「聞いて・助けて・任せて・見守る」等
- ⑤ 外部サポートの強化（地域企業/団体サポーターの組織化・共創プロジェクト応援隊の整備）
- ⑥ 自己評価を中心とした形成的評価の仕組みを整備

12月時点で、後期は3回のプロジェクト学習を終えたが、前期に比べ生徒の意欲は向上し、各プロジェクトとも概ね順調なスタートを切ることができている。

〈まとめ〉

共創プロジェクトは、本校の学習活動としては最も各生徒の意思決定が重視され、最も生徒自らによるアウトプットが行われた学習活動である。生徒が創り上げた「卒業時にめざしたい姿」の第1項には「自芯をもつ〜「ふみ出す」をくりかえして身につけた自信と自分

の芯〜」とある。生徒たちはこの目標のとおり試行錯誤を重ね、積極的に活動に取り組んでいる。

この取り組みの成果が、豊かな自己理解やキャリア観の形成につながり、生徒の「自芯」になり得るかは、今後実践を積み重ね、さらに検証を行っていかうと考えている。

（関連動画・HPリンク）

- 「学校のコンパスづくり」
「共創プロジェクト」についての
放送部2022作成の動画（8分）

<https://www.youtube.com/watch?v=7mGXJswAB6c>



- 小津中HP:

<http://izumiotsu.schoolweb.ne.jp/izumiotsu/ozu-j/>

- 小津中note（生徒が書いた記事を多く発信しています）

<https://ozu-jhs.note.jp/>

6 進路指導の基本的な考え方

小学校段階からの「生き方の指導」

進路指導においては、子どもたちに対して適切なガイダンスを実施することが大切です。ここでいう進路指導とは、「子どもたちが将来を見据えて主体的に進路選択できる能力や態度を育成するための指導」であり、将来の進学や就職、その先の夢や目標の実現に向けて、小学校段階から中学校卒業までの9年間を見通して、計画的かつ子どもたち一人ひとりのキャリア発達に配慮して行うものです。

進路指導コラム ～小学校からの積み重ねがあつてこそ～

小学校での取組みが中学校卒業後の進路選択につながったエピソードを紹介します。

数年前のこと、ある中学校の3年生担任のB先生は、クラスのAの進路指導について悩んでいた。

Aはこれまで自分からほとんど話すことがなく、進路についてもどのように考えているのか、本音のところを聞くことができなかったからだ。2学期の1回目の進路懇談でも、Aは将来のことについて何も話さなかった。B先生はそれから、休み時間や昼休みにひとりでベランダにいるAを見つけては、他愛のない話をし続けた。

秋も深まったころ、いつものベランダでAが突然ポツリと「アニメーターになりたい」と言った。

B先生は、「いつからその夢を考えるようになったの？」と聞くと、「小学校5年生のときから」と答えた。もう少し詳しく聞くと、小学校の職業講話の取組みの際、プロのアニメーターの方が学校に来て、大好きなアニメの制作裏話をしてくれたり、簡単なアニメーションの仕組みを体験的に教えてくれたりしたとのことだった。Aはその経験がとても印象に残ったようで、その時から将来はアニメーションの仕事に携わりたいという思いを持っていたとのことだった。

B先生は、もっとその当時のことを知りたいと思い、Aの小学校時の担任であるC先生のところへ行き、Aの学習時の感想や卒業文集などを見せてもらった。そこには確かに、将来の夢についてのAの思いがしっかりと書かれていた。B先生はこのとき、小学校からの積み重ねがあつてこそ、子どもたちの今の成長した姿があることを実感した。また、C先生は、小学校の取組みが中学校での進路選択に具体的に繋がっていることを実感した。

二人の先生はそれぞれの学校でAの話をしたところ、多くの先生たちが改めて、中学校区でのキャリア教育・進路指導の大切さを共有したとのことだった。

その後、Aは普通科の高校に進学したが、高校卒業後はアニメーションの専門学校に進み、今も夢に向かい続けているそうである。

進路指導の在り方

文部科学省は、以下のように「進路指導の在り方」を示しています。

◆進路指導の在り方

(1) 基本的事項

- 進路指導は、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って、主体的に自己の進路を選択し、生涯にわたる自己実現を図っていくことができるような能力や態度を育成することが重要であり、このため、各学校が進路指導の目標を持ち、その実現を目指して教育活動全体を通じ計画的、組織的、継続的な指導を行っていくことが必要であること。
- 進路指導を効果的に進めていくためには、進路指導主事を中心とした校内の組織体制を整備し、学級担任をはじめ、教員が相互に緊密な連携を図り、それぞれの役割・立場において協力して指導にあたる必要があること。また、必要に応じて、生徒指導主事との連携も図ること。
- 進路指導が生徒の生き方の指導であることを踏まえ、生徒の意欲や努力を重視し、生徒が自ら選択した進路を堂々と進んでいけるように、生徒の将来における自己実現を応援する姿勢をもって指導に当たることが重要であること。
- 教員は、生徒一人一人に対する共感的理解をもって生徒理解を深めながら進路指導の充実を図り、生徒が抱える日常生活に関する不安や悩み等を積極的に受け止めるように努めること。

(文部科学省「生徒指導・進路指導の改善等について(通知)」平成28年)

進路ガイダンスと指導計画の作成

進路ガイダンスにおいては、子どもたち一人ひとりが自分の可能性を見出し、「やりたいこと」や「できること」を広げるといった観点から、進路に関する適切な情報提供、生き方や進路についての悩みや迷いを受け止めるための相談機能の充実が求められます。

指導計画の策定にあたっては、子どもたちが主体的に進路の学習や活動に取り組むことができるよう、自発性を促す仕組みづくりを行うとともに、特に、学級活動に関する指導計画の立案にあたっては、題材の体系化など進路指導の構造化を図り、それを系統図などにまとめて、教職員の共通理解を促すことが必要です。

また、これらの取組みの実効性を一層高めるために、子どもたちの実態や学習ニーズを的確に捉え、常に指導計画・内容・方法などを点検し、見直すことが必要です。

FAQ

Q. 中学3年の進路指導で、生徒が自分の進路を具体的にイメージすることができるようにするには、何をすればよいですか？

A. 進路指導は、子どもの将来に大きな影響を及ぼします。担任だけでなく、学年、学校全体で進めていくことが大切です。困ったときや迷ったときは、学年の教員や、進路指導主事に相談しましょう。進路指導協議会等、地区の進路指導にかかわる組織と連携して、情報収集することも有効な手段です。

子どもの進路実現に向けて、データだけでなく、子どもの得意なことや適性、家庭状況等でできるだけ多くの情報をもとに、その子どもに合った進路指導を行いましょう。

すべての生徒の進路を支援していくために

○信頼関係を築く

生徒・保護者が学校を頼りとして何でも相談できるという安心感を持つことなしに、進路について本音で話し合うことはできないでしょう。そのためには、普段より生徒や保護者との信頼関係をていねいに築き、進路選択の際には、生徒や家庭に関する様々な状況を考慮した進路指導を行う必要があります。

○情報収集と情報の提供

昨今、進路選択の幅が多様化していることから、各学校の情報を得ることができる体験入学や学校説明会について、案内等を全体に周知するとともに個別にも情報提供しなければなりません。また、令和6年度以降、私立高校等授業料無償化制度が拡充され、令和8年度には、全学年で授業料が無償となります。このような情報や高校生等奨学給付金、奨学金制度などについても、正確で確実な情報提供を行う必要があります。

あわせて、配慮が必要な児童生徒の進路に係る情報について、小学校段階から本人及び保護者に提供しておくことが大切です。そのために、小中間で連携した進路指導を行う必要があります。

○学校としての進路指導方針をすべての教職員で共有する

学校としての進路指導方針を、校内で共通理解するとともに、学年・学校全体のサポート体制づくりや進路指導の取組みの推進が求められています。

また、生徒一人ひとりが中学校卒業後、進路先で自分らしさを発揮し、将来の目標に向かってどのような生き方をしていくのかということについて、教職員間で共有しましょう。生徒本人の個性や特性、興味や関心、将来の目標などとともに、家庭の経済状況や人間関係なども考慮することが必要です。このような積み重ねにより、「進路未定者を出さない進路指導」をめざすことが大切です。

○外国にルーツのある生徒・日本語指導が必要な生徒への支援

言語や文化が異なる中で、生徒本人だけでなく、保護者にとっても、進路選択は分からないことも多く、不安を抱えていることもあるため、進路にかかわる情報はより丁寧・確実に保護者に届くように配慮が必要です。

大阪府では、そのような生徒が安心して学校生活を送り、主体的に進路を選択できる取組みを行っています。

・多言語進路ガイダンス

各地区で10月から11月頃に、進路の説明、先輩の体験談、高校教員による学校説明を聞くことができ、高校入試制度や学校生活などについて個別に相談できる多言語によるガイダンスを開催しています。

・OSAKA 多文化共生フォーラム

夏休み前に日本語指導が必要な中学生や外国にルーツのある中学生が、同じ言語を母語とする他校の中学生と出会ったり、他の学校での多文化共生の取組みを知ったりする機会として開催しています。くわえて、先輩の体験談や、高校教員による学校説明も実施しています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/>



○中退防止・進路未定者への支援

中途退学者数は高校1年が多く、進路変更をした割合が最も高くなっています。未然防止に向けては、合格のための情報だけでなく、どのようなことが学べ、どういった資格を得ることができるのか等、入学後の情報提供や、中学校から高校への円滑な移行のため、学校間で生徒の様子を共有するなどの連携も必要です。進路未定者の支援として、卒業後も家庭訪問や懇談等、進路支援のための継続的な関わりが有効です。不登校や引きこもりといった課題の場合は、地域若者サポートステーションなどの関係諸機関と連携した支援を検討することも大切です。

7 進路指導の取組み例（年間計画例）

【中学校3年間の進路指導計画例】

学年	時期	学校の取組み	生徒・保護者の動き
1年生		<ul style="list-style-type: none"> ○社会人講話 ○地域の方からの聞き取り 	学期末 三者懇談会 教育相談 PTA 高校見学 PTA 社会見学
	2年生	<ul style="list-style-type: none"> ○職場体験・職業講話等 ○卒業生の話 	学期末 保護者懇談会 教育相談 PTA 高校見学 PTA 社会見学
3年生	1学期	<div style="text-align: center;"> <p>学力向上の取組み（※3）</p> <p>人間関係づくりの取組み（※2）</p> <p>キャリア教育の取組み（※1）</p> </div>	5月上旬 保護者進路説明会 教育相談 7月中旬 保護者懇談会 7月下旬 大阪府公立高校進学フェア
	2学期		8月～10月 高校見学（入学説明会等） 9月 奨学金・入学資金貸付等説明会 配慮を要する生徒の個別相談 11月中旬 保護者進路説明会 教育相談 11月下旬 保護者懇談会 12月中旬 保護者懇談会 進路希望調査
	3学期		2月上旬 私立高校入試（大阪） 2月下旬 公立高校特別選抜 教育相談 保護者懇談会 3月中旬 公立高校一般選抜 公立高校二次選抜

進 路 決 定

- ※1 大阪府ホームページ「キャリア教育の推進」
 キャリア教育の進め方サポートブック、大阪府版キャリア・パスポート等
<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/kyaria/index.html>
 わくわく・どきどき SDGs ジュニアプロジェクト
<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/wakudoki/index.html#!>
- ※2 「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」リーフレット（平成29年）
https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/gakkyuudukuri/gakkyuudukuri.pdf
- ※3 「ことばの力を確実に育む～できるかなリスト～」リーフレット（平成29年）
<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31449/00000000/kotobanotikara-list.pdf>



学年	時期	学校の動き	内容等
1年生 2年生		家庭訪問・懇談等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮を要する生徒の把握、障がいの状況や在留期間、在留資格など ・ 配慮を要する生徒に対する定期テスト、実力テスト等での配慮の実施 ・ 家庭訪問等による生徒の家庭での様子や保護者の思いの把握 ・ 海外帰国者選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、共生推進教室入学者選抜、高等支援学校入学者選抜等選抜制度の保護者への情報提供
3年生	1学期	4月中旬 進路対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮を要する生徒の進路選択にあたっての方針確認（障がいのある生徒、日本語指導が必要な生徒等） ・ 奨学金制度他支援制度の確認 ・ 入試制度の概要 ・ 現段階での進路希望の確認、入試に向けた夏休みの過ごし方等 ・ 入試制度の説明と大まかな進路希望等の確認 ・ 受験時に配慮の必要な生徒の申請準備
	2学期	10月中旬 私学合同説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私学から昨年度の入試結果、今年の募集内容等の説明 ・ 進路選択に向けた具体的な説明
		10月下旬 進路対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専願・併願についての説明、進路希望調査をふまえ、面談 ・ 保護者を交えて、専願・併願の確認、具体的希望校の確認とアドバイス
11月中旬 進路対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談、保護者懇談会を受けて、具体的な希望校を焦点化していく ・ 保護者懇談をふまえ、出願希望校を具体的に決める ・ 11月下旬 配慮の申請の府への締め切り 		
3学期	1月上旬 進路対策会議	1月上旬 進路対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別選抜と私学、一般選抜に向けての調整
		2月中旬 進路対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私学入試の結果をふまえた、特別選抜、一般選抜の判定 ・ 進路対策会議の結果をふまえて、本人と希望校の調整 ・ 受験校の決定
	3月下旬 公立不合格者の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次選抜、専修学校等進学への指導 	

進 路 決 定

8 大阪府公立高等学校入学者選抜における 配慮が必要な児童生徒への情報提供について

配慮が必要な児童生徒への対応

障がいのある生徒、日本語指導が必要な児童生徒、海外から帰国した児童生徒など、学校生活において配慮が必要な児童生徒に対しては、特に、一人ひとりの状況やニーズに応じた進路選択等に係る情報を提供する必要があります。

入学者選抜における配慮が認められる条件には、小学校在籍時の支援状況や、編転入時期などが大きく関わります。そのため、小学校在籍時も含め、早い時期（入学時・転入時・編入時）から配慮が必要な児童生徒の状況を学校組織の中で共有し、必要な情報を集め、提供していくことが重要です。

大阪府公立高等学校入学者選抜における配慮（令和6年度入学者選抜）

大阪府公立高等学校入学者選抜においては、障がいのある生徒、日本語指導が必要な帰国生徒等に対して受験上の配慮を実施しています。また、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜及び海外から帰国した生徒の入学者選抜があります。対象となる生徒がいる場合は、配慮申請にあたって必要な書類を確認した上で、早い時期から生徒や保護者に情報提供しましょう。具体的な配慮が必要になる可能性のある生徒がいる場合には、管理職の先生を通じて所管の市町村教育委員会へ早めに相談することも大切です。

（1）障がいのある生徒に対する配慮事項

	種類	対象者
1	学力検査時間の延長	<ul style="list-style-type: none"> ● 点字による教育を受けている者 ● 強度の弱視者で、良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者 ● 体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者 ● 両上肢機能障がい著しい者 ● その他、障がい等の状況により、学力検査時間の延長を必要とすると認められる者
2	代筆回答	障がいの状況により、筆記することが不可能又は困難な者
3	介助者の配置	障がいの状況により、受験に際して介助を必要とする者
4	問題用紙等の変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 点字による教育を受けている者 ● 障がい等の状況により、通常の学力検査問題用紙等による解答が困難な者
5	英語リスニングテストの筆答テストによる代替	原則として、両耳の聴力レベル（裸耳）が30デシベル以上の者で、補聴器等を使用しても語音が明瞭に聞き取れない者
6	物品の持込み	学力検査の実施にあたって、実施細目により必ず携行するもの又は携行してもよいものと定めたもの以外の物品の持込みを必要とする者

※実技検査における配慮は、検査のねらいを損なわない範囲で、学力検査に準じて行われます。

(2) 日本語指導が必要な帰国生徒等に対する配慮事項

	種類	対象者
1	学力検査時間の延長	原則として、中国等から帰国した者又は外国籍を有する者で、小学校第1学年以上の学年に初めて編入学した者 その他特別な事情がある者
2	辞書の持込み	「1 学力検査時間の延長」が認められた日本語指導が必要な帰国生徒等で、左記の内容を必要とする者
3	学力検査問題へのルビ打ち	
4	キーワードの外国語併記	
5	自己申告書の代筆又は日本語以外の使用	原則として、外国において継続して2年以上在留し、帰国後2年以内の者で、自己申告書の代筆を必要とする者

※実技検査における配慮は、検査のねらいを損なわない範囲で、学力検査に準じて行われます。

(1)(2)の配慮事項の申請について

(1)(2)の配慮を受ける場合には、大阪府教育委員会の承認が必要です。また、病気等の場合についての配慮もあります。詳しくは、所管の市町村教育委員会に問い合わせてください。申請〆切は、11月下旬となっています。

大阪府公立高等学校入学者選抜における特別な選抜方法（令和6年度選抜）

(1) 海外から帰国した生徒の入学者選抜

【対象者】原則として、外国において継続して2年以上在留し、帰国後2年以内の者。

【申請】外国の在留期間及び帰国時期を証明する書類が必要です。

(2) 日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜

【対象者】原則として、中国等から帰国した者又は外国籍を有する者で、小学校第4学年以上の学年に初めて編入学した者その他特別な事情があり府教育委員会が本選抜に志願することが適当であると認めた者。

【申請】大阪府教育委員会へ受験資格の申請が必要です。申請〆切は、毎年11月下旬です。早めに所管の市町村教育委員会に相談してください。

(1)(2)の学力検査等の内容は、一般入学者選抜とは異なります。詳しくは、入学者選抜実施要項等で確認しましょう。

※〈資料編〉の47ページには、知的障がい生徒自立支援コース、共生推進教室、職業学科を設置する知的障がい高等支援学校、府立支援学校高等部の情報も掲載しています。（出願には療育手帳の写し等が必要です。）

9 調査書等の書類作成にあたって

調査書の誤記載は、合否に関わることがあります！

進学及び就職に関する書類の作成、点検、管理及び保存等にあたっては、組織的な進路指導体制のもと、すべての教職員が緊密に連携を図り、適正な事務処理を行うことが必要です。これまで、府内から調査書の「評定」や「活動／行動の記録」の誤記載等の事例が複数報告されています。このような調査書の誤記載は、合否に関わり、子どもの人生に影響を及ぼすことがあり、絶対にあってはならないことです。

以下に、報告された事例をいくつかを記載しますので、ケーススタディーで共有する等、誤記載防止の取組みの参考としてください。

報告された事例

① 選抜の得点・アドミッションポリシーに影響する誤り（「評定」「活動／行動の記録」等）

ミスの内容	主な原因	再発防止に向けた対応策
一般選抜における調査書の評定を誤って記載した。	<ul style="list-style-type: none"> 成績処理に使用する名簿の順番を1, 2学期は担当教員が独自に変更して成績処理を行ったが、3学期は名簿の順番を変更せずそのまま成績処理を行ったため、1, 2学期と3学期の成績にずれが生じた。 学期ごとの成績と年間の評定で疑義が生じないか等の点検が不足していた。 	<ul style="list-style-type: none"> 成績処理ファイルにおいて、学期ごとと年間の評定が確認できるように変更する。 元データとなる各教科担当が使用している成績処理ファイルも誤りがないかを複数教員で点検することをマニュアルに追加する。
複数名の調査書における1, 2年生の評定に誤った記載をした。	<ul style="list-style-type: none"> 成績一覧表において転出した生徒に整理番号を付さないとの取り決めに共有していなかった。 2年生時の転出入により、成績一覧表の複数名の1, 2年生の評定が他者のものとなった。 調査書と成績原本と照合しなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 転出入生徒の成績一覧表の取り扱いを決め、共有する。 成績原本と成績一覧表、調査書を複数名、複数回確認する。 上記内容を明記した「進路事務マニュアル」を作成する。
英語資格の証明書の原本証明において、「原本相違ない」の押印はあるものの、校長名の記入漏れと公印の押捺忘れがあった。	<ul style="list-style-type: none"> 原本証明について公印および、校長名の記載が必要であることが共有できておらず、原本証明には、「原本に相違ない」を押印し年月日を記入すれば原本証明となると勘違いしていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 原本証明にかかわることの再周知を行う。チェックシートを新たに作成し、照らし合わせて確認を行う。

② 「名前」、「性別」等の個人情報の記載や提出書類に関わる誤り

ミスの内容	原因	再発防止に向けた対応策
調査書の「性別」を誤って記載した。	<ul style="list-style-type: none"> 調査書作成ソフトで生徒データを入力した際、転出した生徒の項目の一部を削除したことで、性別欄にずれが生じた。 当該校のマニュアルには、「入力時、複数名で確認すること」と示されていたが、マニュアルに沿った対応がなされなかったため気づくことができなかった。 複数名で確認作業を行ったものの進路指導主事が一度確認しているため、間違いはないと思い込み、十分に確認をせず、気づくことができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> データ入力等の作業を複数で対応する体制をつくる。 点検作業は調査書作成チェックリストを活用し、各項目において複数名で複数回の確認作業を実施する。

<p>調査書の「名前」欄に通称名のみを記載した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムに学籍情報を取り込む際に、元データの名前欄には通称名が表示される仕様となっていたため、校務支援システムでも名前欄に通称名が取り込まれた。 ・小学校から引き継がれた指導要録の抄本等で、名前の点検をしていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該市内全小中学校のシステムにおいて、名前欄に入力されていた通称名を本名に修正する。 ・編転入の場合も、学齢簿をもとに校務支援システムの名前欄に本名を入力することとした。
<p>当該中学校の生徒全員が、前年度の志願書の様式で出願した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の様式を今年度のフォルダに保管したままにしていた。 ・進路指導主事の用意した志願書について本年度選抜実施要項と照会しながら確認すべきところを怠った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選抜実施要項等の内容を全員で確認するとともに、管理職、進路指導主事、学年主任で昨年度からの変更点をまとめ、進路にかかわる全員と共有する。 ・当該年度の様式のみをフォルダに格納する。

※失敗を起こさないために

各学校では、調査書作成マニュアルに沿って調査書の作成・確認ができているか、マニュアルにミスにつながる見落としがないか、常に見直ししながら臨むことが大切です。進路指導事務を一人で行うことがないよう、学校全体で作成、確認しましょう。

紹介している事例のように、誤記載の要因は様々で、作成段階でのミスはどの学校でも生じる可能性があります。マニュアルが形骸化していたり、提出前の最終チェックが疎かであったりしたため、誤記載が見逃ごされています。提出前の最終チェックにおいて、「原本となる資料と照合する」「ペアで読み上げる等、複数人、複数回チェックする」ことでミスを防ぐことができます。マニュアルの見直しや書類の内容確認等、失敗を起こさない取り組みが必要です。

再発防止策の好事例

- 校長、教頭を含め、調査書作成に係る教員の役割を一人ひとり明確かつ厳格に示す。
- 調査書点検のための時間を中学校で統一的に設け、業務に専念できる環境をつくる。
- 「活動／行動の記録」の原本となる資料を事前に生徒・保護者に見せ、確認する。
- 懇談で出願時と同じ様式の調査書を、生徒・保護者に見せる。
- 調査書作成に係る失敗例をもとに対策を確認し、マニュアルに反映する。

調査書記載内容のチェック

調査書に記載する内容は、すべての項目が重要なものです。記載誤りや記載漏れはないかなど、複数人で複数回の確認が必要です。

その際、以下のようなチェックリストを活用することが有効です。確認作業の際、参考にしてください。

【参考】

大阪府公立高等学校入学者選抜 調査書記載内容チェックリスト

大阪府教育庁

チェック欄



- I 調査書の様式について
(1) 該当する選抜名が記載されている。
- II 【入学者選抜の種類】欄について
(1) 該当する選抜の種類が正しく記載または○で囲まれている。
(2) 選抜の種類が志願書と一致している。
- III 【課程】欄について
(1) 該当する課程が正しく記載されている。
(2) 記載された課程が志願書と一致している。
- IV 「名前・ふりがな・性別・生年月日・卒業見込み年月」欄について
(1) 名前・ふりがな・性別・生年月日が指導要録と一致している。
(2) 名前・ふりがな・生年月日・卒業見込み年月が志願書と一致している。
- V 【各教科の学習の記録】欄について
(1) 該当する選抜に応じた成績一覧表(※)をもとに作成している。
(※) 成績一覧表について
・生徒一人ひとりについて、各教科担当の評定と成績一覧表の数値が一致している。
・特別選抜等(12/31時点)、一般選抜等(2/15時点)ごとに成績一覧表を作成している。
・入力後修正が必要となった場合、該当部分を正しく修正している。
・修正した成績一覧表作成後、古い成績一覧表は削除している。
(2) 生徒一人ひとりの各学年の成績一覧表の番号が、正しく記載されている。
(3) 生徒一人ひとりについて、各教科担当の評定と調査書の数値が一致している。
- VI 【活動／行動の記録】欄について
(1) 各選抜に応じた調査書作成期日時点の最新の情報について、書面等で本人・保護者と確認した内容を記載している。
(2) 書面等で集約した資格や実績に関わる情報は、資格証明や賞状等、根拠となる書類と照合している。
(3) 部活動の実績等については、部活動顧問に確認している。
(4) 記入された「活動／行動の記録」の内容が、当該生徒のものであること、また、書面等で集約した内容と一致していることを確認している。
- VII 上記すべての項目について、ペアで読み上げる等、複数人で複数回の確認をしている。

※令和4年6月24日付 教小中第1296-2号「学校における進路指導について(通知)」にて参考送付

調査書等の進学に関する書類の作成手順や点検方法等を記載したマニュアルの好事例を2つ紹介します。

好事例① A 中学校 成績チェック体制

① 【入力】

各教科担当者は、成績を指定のフォルダ（以下、成績元表という。）に入力する。入力後、各教科担当者は**複数**で確認作業を行う。

② 【成績一覧表作成】

学年の成績処理担当者は、成績元表を使用し、学級ごとに教科確認用の成績一覧表を作成する。

各教科担当者は複数で成績元表と成績一覧表の確認をする。→訂正があれば、①に戻る。

③ 【懇談用の個票作成】

学年の成績処理担当者は、成績元表から懇談用の個票を作成し、学年主任に渡す。学年主任は学年で成績一覧表と成績の整合性をチェックした後、各学級担任に渡す。

学級担任は成績一覧表と成績の整合性をチェックする。→訂正があれば、①に戻る。

④ 【懇談】

学級担任は、懇談の中で個票を見せる。

→個票に対する質問等があれば、各教科担当者に確認および説明を依頼する。

→個票の訂正があれば、各教科担当者は各学年の成績処理担当者に修正入力を依頼するとともに、訂正カードに修正内容を記入し、成績処理担当者と学級担任に渡す。

訂正カードには、教科名・各教科担当者名・日時・間違いの理由・該当生徒の学年・組・番号・名前・修正前の評定（評価）・修正後の評定（評価）を記入する。

⑤ 【成績票作成】

学年の成績処理担当者は成績元表から成績票（通知表・調査書・報告書等）を作成し、各学級担任に渡す。

⑥ 【成績票の確認】

学級担任と各教科担当者は、訂正があった生徒の成績票（通知表・調査書・報告書等）を、成績一覧表及び訂正カードと照らし合わせて確認する。

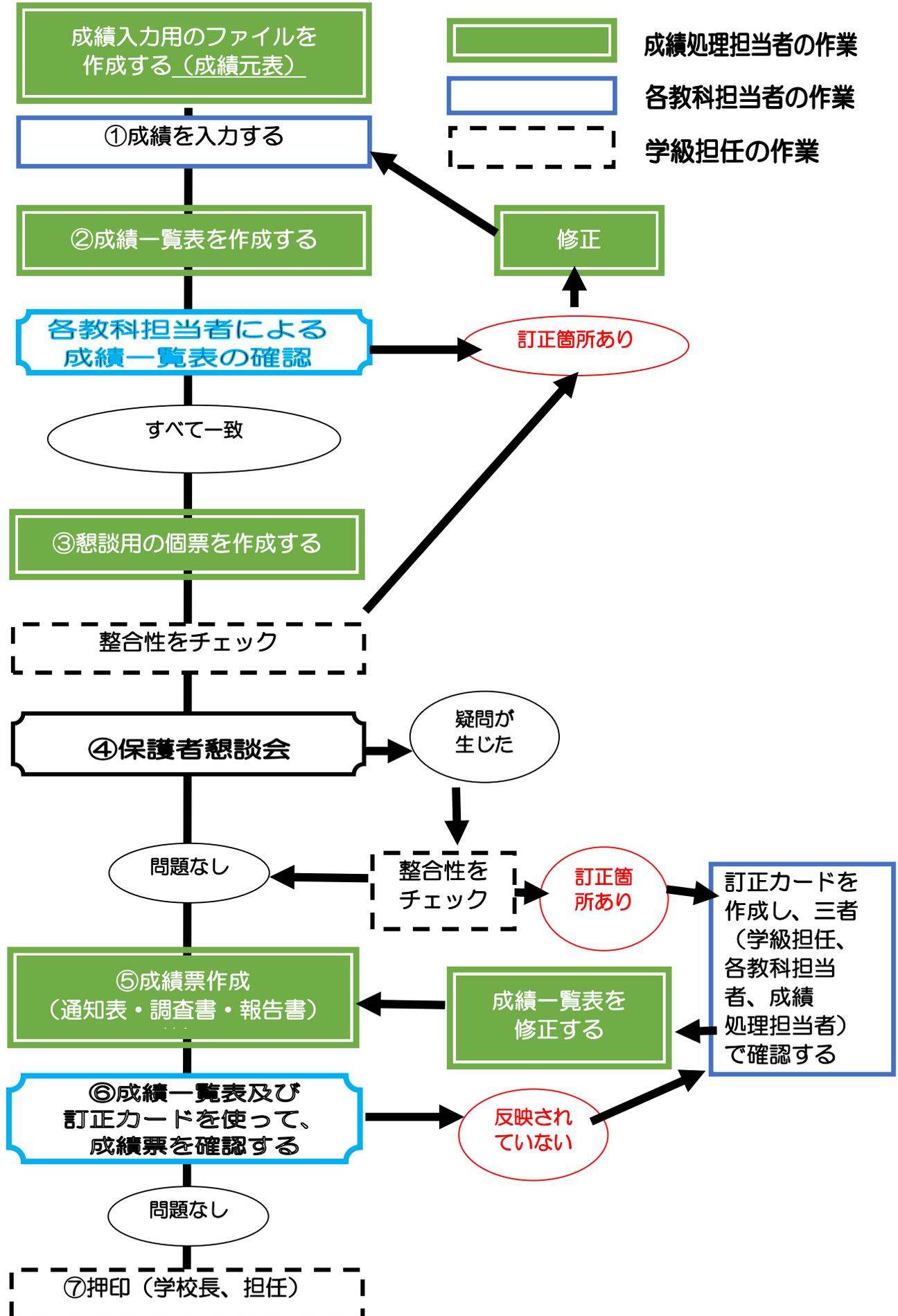
→訂正があれば各教科担当者は学年の成績処理担当者に修正と成績票の再作成を依頼するとともに訂正カードに修正内容を記入し、訂正カードを成績処理担当者と学級担任に渡し、⑤に戻る。

⑦ 【完成】

学級担任は、押印した成績票（通知表・調査書・報告書等）を学校長に提出する。学校長は確認の上、押印する。

※訂正カードは、年度末に成績処理担当者が回収し学校長に渡す。学校長は該当する生徒の卒業後1年間まで保管する。

＜成績票の作成＞



好事例② B 中学校

府立高等学校入学者選抜調査書等の作成に係る点検マニュアル 3年生編

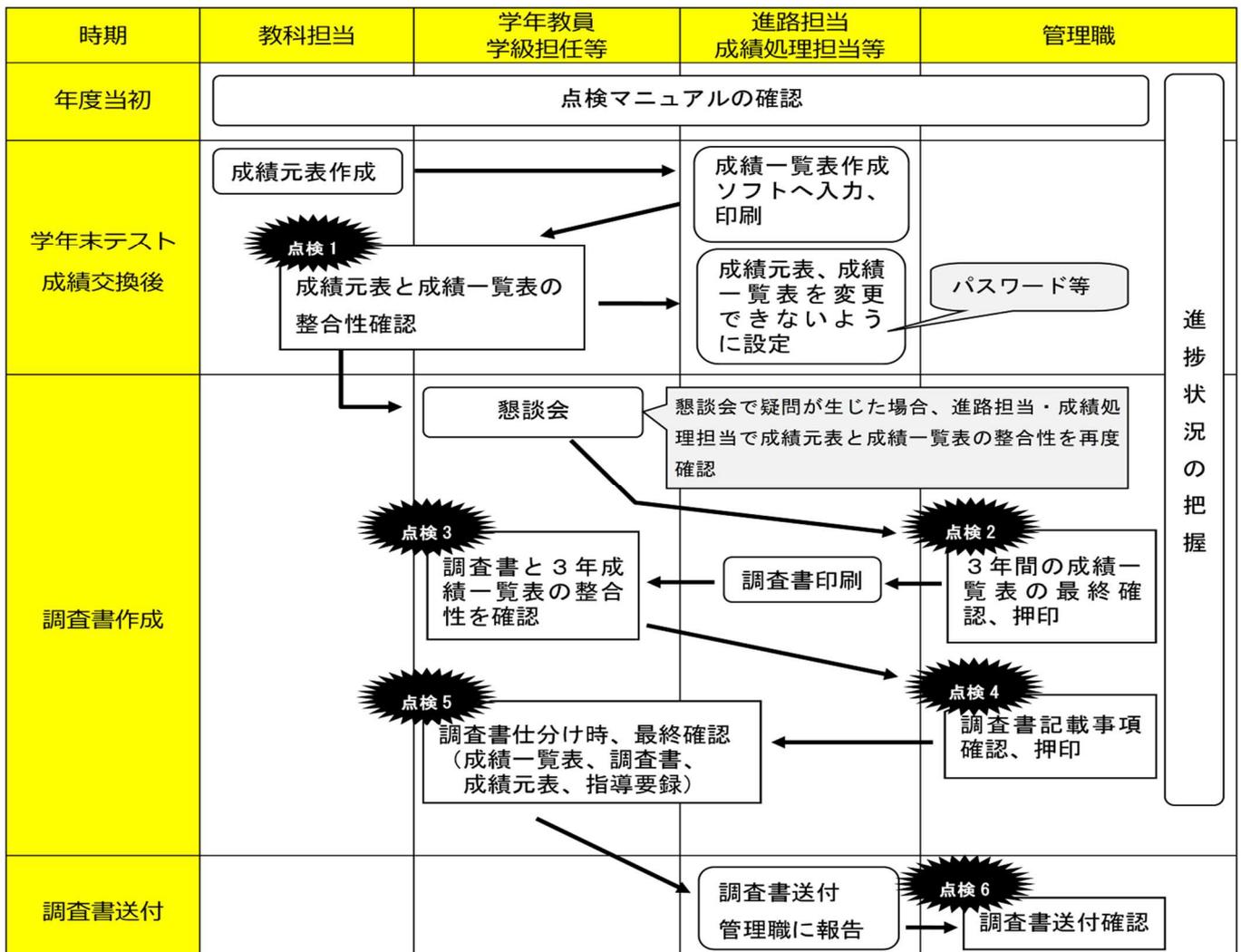
【マニュアルの目的】

進路に関わる誤りは、**生徒の人生に重大な影響**を与えることである。本校においては、本マニュアルの徹底を図り、同様の事象が起こらないよう、生徒の進路指導に取り組む。

【点検の原則】

- 年度当初に全教職員でマニュアルを**確認**する。
- 整合性の点検は、複数の教職員で読み上げによる**確認**を行う。
- 成績一覧表作成ソフトは、府教育委員会作成のマニュアルどおりに**作業**を行う。
- 成績処理担当等は、成績元表及び成績一覧表にパスワードをかけるなどにより、変更できないように**設定**する。
- 特別の教育課程を編成している生徒については、通知表や指導要録作成時に特別の教育課程による評価を記載し、成績元表及び(府)成績一覧表には反映させない。また、整合確認時には**留意**する。
- 印刷後、誤記載が無いか、複数の教職員で**確認**を行う。
- 管理職は各点検過程の進捗状況を**把握**し、適切に**指示**する。

Check!!



※府立高等学校の志願書及び調査書等の提出については、オンライン出願システムとなることに留意してください。

資料編

資料 1 令和 4 年度大阪府公立中学校及び義務教育 学校卒業者の進路状況（令和 5 年 3 月卒業者）

単位（人）

卒業生総数			67,171	
進学した者	高等学校	全日制		60,320
		定時制	多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部	94
			定時制・ 多部制単位制Ⅲ部	314
			昼夜間単位制	167
	通信制		4,382	
	高等専門学校		292	
	支援学校（高等部）		467	
進学も就職も した者	高等学校	定時制	多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部	0
			定時制・ 多部制単位制Ⅲ部	1
			昼夜間単位制	0
	通信制		11	
就職した者	公共職業安定所を通じた者		6	
	自己就職	家業従事をした者	71	
		家業従事以外の自己就職	70	
専修学校等入 学者	専修学校		1,309	
	各種学校		175	
	高等職業技術専門学校等		3	
	うち高等学校の通信制課程等と併修している者		1,052	
その他	教育訓練機関類似機関等		22	
	家事手伝い・療養中		160	
	進路未定		181	
	死亡・居所不明等		1	
	その他		177	

※大阪市、堺市、夜間学級を含む

資料 2 令和 6 年度大阪府公立高等学校入学者選抜の概要

入試の種類と日程

「一般入学者選抜」(3月)

受験の機会は、
原則 1 回です！

- ◆出願期間：令和 6 年 3 月 4 日(月)、5 日(火) 6 日(水)
(通信制の課程は、令和 6 年 3 月 1 日(金)、3 月 3 日(日)、4 日(月))
- ◆学力検査等：令和 6 年 3 月 11 日(月)
(通信制の課程は、令和 6 年 3 月 7 日(木)、8 日(金)、10 日(日)のうち 1 日)
- ◆合格者発表：令和 6 年 3 月 19 日(火)

課程・学科等		学力検査	学力検査以外
全日制	すべての学科(特別選抜を行う学科を除く。)	5 教科(国語・社会・数学・理科・英語*) *リスニングテストを含む。	—
定時制	すべての学科(多部制単位制及び昼夜間単位制を除く。)	3 教科(国語・数学・英語*) *リスニングテストを含む。	—
通信制	普通科	—	面接(*)

(面接*)：自己申告書と調査書の「活動/行動の記録」を面接の参考資料にします。)

「特別入学者選抜」(2月)

- ◆出願期間：令和 6 年 2 月 14 日(水)、15 日(木)(音楽科は、2 月 6 日(火)、7 日(水))
- ◆学力検査等：令和 6 年 2 月 20 日(火)、21 日(水)(音楽科は、2 月 17 日(土)、20 日(火))
(ステップスクールの学力検査は 2 月 20 日(火)、面接は 2 月 21 日(水)、22 日(木)のいずれか)
- ◆合格者発表：令和 6 年 2 月 29 日(木)

課程・学科等		学力検査	学力検査以外
全日制	専門学科(工業に関する学科(建築デザイン科・インテリアデザイン科・デザインシステム科・ビジュアルデザイン科・映像デザイン科及びプロダクトデザイン科)・総合造形科・美術科・音楽科・体育に関する学科・グローバル探究科・演劇科及び芸能文化科)	5 教科(国語・社会・数学・理科・英語*) *リスニングテストを含む。	実技検査
	総合学科(ステップスクール)	3 教科(国語・数学・英語*) *リスニングテストを含む	面接(※1)
	総合学科(エンパワメントスクール)		
多部制単位制	I 部・II 部(クリエイティブスクール) 普通科	5 教科(国語・社会・数学・理科・英語*) *リスニングテストを含む。	面接(※2)
昼夜間単位制	普通科・ビジネス科		

(面接^(※1)) 対面または筆答による面接のどちらかを志願者が事前に申告。
面接の質問内容は[大阪府教育委員会のウェブサイト\(右記二次元コード参照\)](#)に公表しています。)

(面接^(※2)) 自己申告書と調査書の「活動/行動の記録」を面接の参考資料にします。)



- ※「**能勢分校選抜**」「**帰国生選抜**」「**日本語指導が必要な生徒選抜**」「**自立支援選抜**」「**高等支援選抜**」「**共生推進教室選抜**」は、特別選抜の日程に準じて実施します。
- ※特別選抜、能勢分校選抜及び一般選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科等は、一般選抜後に「二次選抜」を実施します。
- ※「**秋季選抜**」は、府立大阪わかば高校(多部制単位制 I 部・II 部(クリエイティブスクール))及び府立桃谷高校(定時制の課程)で実施します。この選抜においては学力検査を行わず、小論文と面接により合格者の判定を行います。

※それぞれの選抜で、募集人員を複数の学科等ごとに設定している高校では、他の 1 学科等を第 2 志望とすることができます。

- (例) ○○高校：第 1 志望「グローバル科」、第 2 志望「普通科」
□□高校：第 1 志望「大学進学専科」、第 2 志望「総合募集の専科」
△△高校：第 1 志望「多部制単位制 I 部」、第 2 志望「多部制単位制 II 部」など

入試で使う資料

全員提出が必要です！

(日本語指導が必要な生徒選抜を除く。)

学力検査

- 【国語・数学・英語】(高校によって問題の種類が異なります。)
 一般選抜：3種類(基礎的問題、標準的問題、発展的問題)
 特別選抜：2種類(基礎的問題、標準的問題)
 【社会・理科】
 一般選抜、特別選抜：それぞれ1種類のみ

一般選抜

検査教科	国語	数学*	英語*		理科	社会	満点
			筆答	リスニング			
時間	50分	50分	40分	15分	40分	40分	450点
配点	90点	90点	90点		90点	90点	

*発展的問題は、数学60分、英語の筆答30分・リスニング25分
 ※定時制の課程は3教科(国、数、英)

特別選抜

検査教科	国語	数学	英語		理科	社会	満点
			筆答	リスニング			
時間	40分	40分	40分	15分	40分	40分	225点
配点	45点	45点	45点		45点	45点	

自己申告書

- 受験生は、中学校等での学習や高校生活における抱負など、あらかじめ教育委員会が示すテーマについて記載し、出願時に提出します。
- 選抜での判定資料や面接の参考資料となります。

(※イメージ)

※印は各所属高等学校で記入する。
 受験番号 姓

自己申告書

令和 年 月 日

立 _____ 高等学校長 様

下記のとおり、申告します。

本人氏名 _____

記

【テーマ】
 あなたは、中学校等の生活(あるいはこれまでの人生)でどんな経験をし、何を学びましたか。また、それを高等学校でどのように生かしたいと思えますか。できるだけ具体的に記述してください。

その他

- 英語の学力検査において外部検定のスコア等に応じた点数保障があります。
- 中学校等で調査書の評定を付けるにあたり、府内統一ルールを用いて、各学校の評価基準の確認を行っています。(府内統一ルールについては、[大阪府教育委員会のウェブサイト](#)(右記二次元コード参照)をご覧ください。)
- 令和6年度選抜では、調査書の評定の満点を以下のように求めます。



		調査書の評定の満点	学力検査の満点(参考)
一般選抜	全日制	450点 (3年生(5段階×9教科×6倍)+2年生(5段階×9教科×2倍)+1年生(5段階×9教科×2倍))	450点 (90点×5教科)
	定時制	270点 (3年生(5段階×9教科×3.6倍)+2年生(5段階×9教科×1.2倍)+1年生(5段階×9教科×1.2倍))	270点 (90点×3教科)
特別選抜		225点 (3年生(5段階×9教科×3倍)+2年生(5段階×9教科×1倍)+1年生(5段階×9教科×1倍))	225点 (45点×5教科)
ステップスクール		225点 教科ごとに(3年生(5段階×3倍)+2年生(5段階×1倍)+1年生(5段階×1倍))の計算式で合計点を算出。合計点の高い3教科を2倍した値とその他の教科の合計点を合算し225/300を乗じて算出。	225点 (45点×3教科×225/135)

総合点は、学力検査の成績と調査書の評定に一定の倍率をかけて求め、合否の判定に用います。倍率には(表1)の5つのタイプがあり、高校によって異なります。

- ステップスクールの選抜においては、表1は用いずに、合否の判定を行います。詳細は[大阪府教育委員会ウェブサイト](#)(右記二次元コード参照)をご覧ください。



(表1)

タイプ	学力検査の成績にかけられる倍率	調査書の評定にかけられる倍率	一般選抜【全日制】		一般選抜【定時制】		特別選抜*		(参考) 学力検査の成績と調査書の評定の比率
			学力検査	調査書	学力検査	調査書	学力検査	調査書	
I	1.4倍	0.6倍	630点	270点	378点	162点	315点	135点	7:3
II	1.2倍	0.8倍	540点	360点	324点	216点	270点	180点	6:4
III	1.0倍	1.0倍	450点	450点	270点	270点	225点	225点	5:5
IV	0.8倍	1.2倍	360点	540点	216点	324点	180点	270点	4:6
V	0.6倍	1.4倍	270点	630点	162点	378点	135点	315点	3:7

*実技検査を実施する学科の総合点には、実技検査の成績が加わります。

※ 各高校の学力検査問題の種類及び学力検査の成績と調査書の評定の比率、出願書類や学力検査の時間割等、その他入試情報・学校説明会などは[大阪府教育委員会のウェブサイト](#)(右記二次元コード参照)をご覧ください。



資料3 令和6年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施校

特別入学者選抜実施校

1 全日制の課程専門学科

学 科 名 等		高 等 学 校 名	
		府 立	市 立
工業に関する学科	建築デザイン科 インテリアデザイン科 ビジュアルデザイン科 映像デザイン科 プロダクトデザイン科	工芸	_____
	デザインシステム科	_____	岸和田市立産業
総合造形科		港南造形	_____
美術科		工芸	_____
音楽科		夕陽丘	_____
体育に関する学科		桜宮、汎愛、摂津、大塚	_____
グローバル探究科		水都国際	_____
演劇科		咲くやこの花	_____
芸能文化科		東住吉	_____

2 全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール）

学 科 名	高 等 学 校 名	
	府 立	
総合学科	淀川清流、成城、長吉、箕面東、布施北、和泉総合	

3 全日制の課程総合学科（多様な教育実践校）

学 科 名	高 等 学 校 名	
	府 立	
総合学科	西成、岬	

4 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制

課 程 等 学 科 名	高 等 学 校 名	
	府 立	
多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部 普通科	大阪わかば	
昼夜間単位制 普通科 ビジネス科	中央	

大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜実施校

(全日制の課程)

学 科 名	高 等 学 校 名	
	府 立	
総合学科	能勢分校	

海外から帰国した生徒の入学者選抜実施校

(全日制の課程)

学 科 名	高 等 学 校 名	
	府 立	市 立
総 合 科 学 科	住吉、千里、泉北	—————
英 語 科	東、いちりつ	東大阪市立日新
国 際 文 化 科	旭、枚方、花園、長野、佐野、住吉、千里、泉北	—————
グ ロ ー バ ル 科	箕面、和泉	—————
グ ロ ー バ ル 探 究 科	水都国際	—————

日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜実施校

課 程 等 名	高 等 学 校 名	
	府 立	
全 日 制 の 課 程 普 通 科	東淀川	
全 日 制 の 課 程 総 合 学 科	福井、門真なみはや、八尾北、成美	
全 日 制 の 課 程 総 合 学 科 (エンパワメントスクール)	長吉、布施北	
多 部 制 単 位 制 I 部 普 通 科	大阪わかば	

知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜実施校

(全日制の課程)

学 科 名 等	高 等 学 校 名	
	府 立	
普通科 知的障がい生徒自立支援コース	桜宮、阿武野、八尾翠翔	
フラワーファクトリ科・環境緑化科・バイオサイエンス科 知的障がい生徒自立支援コース	園芸	
機械工学科・電気工学科・理工学科 知的障がい生徒自立支援コース	東淀工業	
総合学科 知的障がい生徒自立支援コース	柴島、枚方なぎさ、松原、堺東、貝塚	
総合学科 (多様な教育実践校) 知的障がい生徒自立支援コース	西成	

一般入学者選抜実施校

1 全日制の課程（総合学科（クリエイティブスクール）を除く。）

学 科 名 等		高 等 学 校 名	
		府 立	市 立
普 通 科		東淀川、旭、桜宮、東、汎愛、清水谷、夕陽丘、港、阿倍野、東住吉、阪南、池田、渋谷、桜塚、豊島、刀根山、箕面、春日丘、茨木西、北摂つばさ、吹田、吹田東、北千里、山田、三島、高槻北、芥川、阿武野、大冠、摂津、寝屋川、西寝屋川、北かわち鼻が丘、枚方、長尾、牧野、香里丘、枚方津田、いちりつ、守口東、門真西、野崎、緑風冠、交野、布施、花園、みどり清朋、山本、八尾、八尾翠翔、大塚、河南、富田林、金剛、懐風館、長野、藤井寺、狭山、登美丘、泉陽、金岡、東百舌鳥、堺西、福泉、堺上、泉大津、信太、高石、和泉、久米田、佐野、日根野、貝塚南、りんくう翔南	東大阪市立日新
普 通 科 制	単 位	市岡、大阪府教育センター附属、槻の木、鳳	_____
農 業 に 関 す る 学 科		園芸、農芸	_____
工 業 に 関 す る 学 科 (特別選抜実施学科を除く。)		東淀工業、淀川工科、都島工業、西野田工科、泉尾工業、生野工業、今宮工科、茨木工科、城東工科、布施工科、藤井寺工科、堺工科、佐野工科	堺市立堺
商 業 に 関 す る 学 科	商 業 科	淀商業、鶴見商業、住吉商業	東大阪市立日新、岸和田市立産業
	マネジメント創造科	_____	堺市立堺
グ ロー バ ル ビ ジ ネ ス 科		大阪ビジネスフロンティア	_____
食 物 文 化 科		咲くやこの花	_____
福 祉 ボ ラ ン テ ィ ア 科		淀商業	_____
理 数 科		東、いちりつ	_____
総 合 科 学 科		住吉、千里、泉北	_____
サイエンス創造科		_____	堺市立堺
英 語 科		東、いちりつ	東大阪市立日新
国 際 文 化 科		旭、枚方、花園、長野、佐野、住吉、千里、泉北	_____
グ ロー バ ル 科		箕面、和泉	_____
文 理 学 科		北野、大手前、高津、天王寺、豊中、茨木、四條畷、生野、三国丘、岸和田	_____
教 育 文 理 学 科		桜和	_____
総 合 学 科		柴島、咲くやこの花、大正白稜、今宮、千里青雲、福井、枚方なぎさ、芦間、門真なみはや、枚岡樟風、八尾北、松原、堺東、成美、伯太、貝塚	_____

2 全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）

学 科 名	高 等 学 校 名	
	府 立	市 立
総 合 学 科	東住吉総合	

3 定時制の課程

学 科 名 等	高 等 学 校 名	
	府 立	市 立
普 通 科	大手前、桃谷、桜塚、春日丘、寝屋川、布施、三国丘	_____
工業に関する学科	_____	堺市立堺
商業に関する学科	商 業 科	_____
	マネジメント創造科	_____
総 合 学 科	都島工業、西野田工科、今宮工科、工芸、茨木工科、藤井寺工科、堺工科、佐野工科、成城、和泉総合	_____

4 通信制の課程

学 科 名	高 等 学 校 名	
	府 立	市 立
普 通 科	桃谷	

秋季入学者選抜実施校

1 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）

学 科 名	高 等 学 校 名	
	府 立	市 立
普 通 科	大阪わかば	

2 定時制の課程

学 科 名	高 等 学 校 名	
	府 立	市 立
普 通 科	桃谷	

資料 4 令和 7 年度大阪府公立高等学校入学者選抜の日程

令和 7 年度大阪府公立高等学校入学者選抜の出願期間、学力検査等及び合格者発表の期日は次のとおりとする。

選抜の種類	出願期間※	学力検査等	合格者発表※
特別入学者選抜	2月14日(金)午前9時から 2月17日(月)午後2時まで (音楽科) 2月4日(火)午前9時から 2月5日(水)午後2時まで	学力検査 2月20日(木) 実技検査又は面接 2月21日(金) (音楽科) 視唱、専攻実技 2月15日(土) 学力検査、聴音 2月20日(木)	3月3日(月)
大阪府立豊中高等学校 能勢分校に係る入学者選抜	2月14日(金)午前9時から 2月17日(月)午後2時まで	学力検査 2月20日(木) 面接 2月21日(金)	
海外から帰国した生徒の入学者選抜		学力検査、面接 2月20日(木)	
日本語指導が必要な帰国生徒・ 外国人生徒入学者選抜		学力検査、作文 2月20日(木)	
知的障がい生徒自立支援コース 入学者選抜		面接 2月19日(水)、20日(木)、 21日(金)のうち一日	
一般入学者選抜	3月5日(水)午前9時から 3月7日(金)午後2時まで (定時制の課程) 3月5日(水)午後3時から 3月7日(金)午後5時まで 通信制の課程 3月3日(月)午後2時から 3月5日(水)午後5時まで	学力検査等 3月12日(水) (通信制の課程) 面接 3月9日(日)、10日(月)、 11日(火)のうち一日	3月21日(金)
二次入学者選抜(実施校がある場合)	3月25日(火) 午前9時から正午まで	面接 3月26日(水)	3月27日(木)
知的障がい生徒自立支援コース補充 入学者選抜(実施校がある場合)			

(注) 秋季選抜の日程については、令和 7 年度大阪府公立高等学校入学者選抜方針において定める。

※ 出願及び合格者発表はオンライン出願システムによる。

資料5 ステップスクール（多様な教育実践校）について

ステップスクールとは

「高校在学中にさまざまな経験をつみたい」「人間関係をうまく築きたい」「集団での学びに不安があるが充実した高校生活を送りたい」などの想いのある生徒のみなさんが、就職や進学をみすえ、基礎的な学びや、地域と一緒に体験的な学びにチャレンジできる全日制の学校。

ステップスクールが大切にすること

- 安心できる環境づくり・・・スクールカウンセラーの常駐化をはじめとする充実したサポート体制
- 個性を大切に学習環境・・・1クラス30人程度の徹底した少人数クラス編制や習熟度別学習の導入
- 地域とつながるカリキュラム・・・地域企業などと連携した体験型授業や職業体験

ふ りつ にし なり こう とう がっ こう 府立西成高等学校



にし なり こう とう がっ こう 西成高校ってどんな学校？



これまで多くの生徒の「学び直し」を応援し、実現してきました。これからもその「西成らしさ」を大切にしながら、より多くの生徒にとって魅力ある「しかけ」をたくさん用意しています。「楽しいから学校に行きたい!」と思える学校をめざして、生徒一人ひとりの成長を、「元氣+全力」でサポートします。

とく し ゃ く 特色あるカリキュラム



エンジョイタイム

教科の枠にはおさまらない体験学習。興味をもって「エンジョイする(楽しむ)」ことで学校生活を充実させます!



にし なり 学

地域の特色をいかした体験学習。太鼓や靴づくりなど、西成高校でしか経験できない学びがあります。

『 しん ろ じつ げん む 進路実現に向けて 』

にし なり が た し ん ろ ほ し ゃ う 『西成型進路保障』

- 1年生【自分自身を知る(生活的自立)】
自己理解ワーク、アルバイト支援など
- 2年生【社会とつながる(社会的自立)】
インターンシップ、オープンキャンパスなど
- 3年生【「働く」と向き合う(職業的自立)】
面接・履歴書指導や仕事理解ガイダンス・
社会人マナー講座の実施など

がっ こう あつ せん し ゃ う し ゃ く ない てい り つ ねん れん ぞく
学校斡旋就職内定率12年連続100%!
3つの自立とキャリア支援をモットーに
一人ひとりの自己実現をサポートします。

ふ りつ み さ き こう とう がっ こう 府立岬高等学校



み さ き こう とう がっ こう 岬高校ってどんな学校？



自然豊かな環境の中で、自分のペースで自分らしく学べ、新しい自分を見つけることができます。1年次には10名程度の、より小規模なクラスも設けるなど、生徒一人ひとりを大切にしている学校です。

とく し ゃ く 特色あるカリキュラム



ち い き まな 地域から学ぶ

地域資源を活用した授業を実施しており、系列では釣りをしたり、少人数クラスの体育ではSUPなどのマリンスポーツもしています。



り ゃ く ぐ い せ い コミュニケーション力育成

アナログゲームを使用し、社会で自立するために必要な「スムーズに意思疎通を図るための能力」の育成を目的としています。

『 しん ろ じつ げん む 進路実現に向けて 』

- 1年生【職業を知る】
ジョブチャレンジ、進路学習会を実施
- 2年生【進路を決定する】
インターンシップや進路見学会、オープンキャンパスに参加
- 3年生【進路を確定する】
履歴書指導や面接練習、進学マネープランセミナーの実施

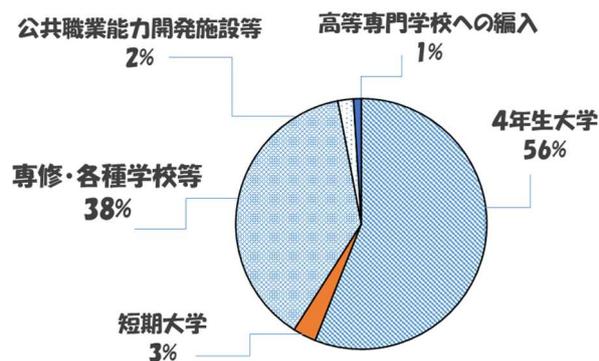
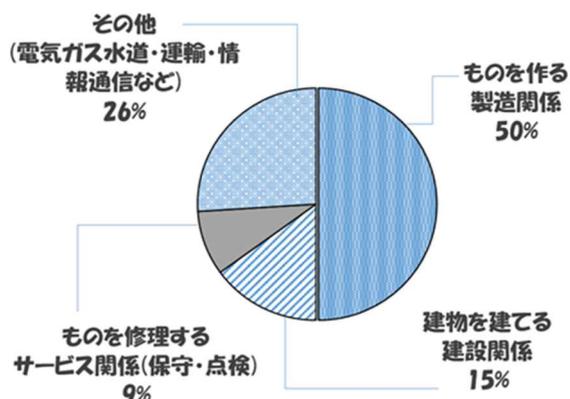
にちじょうてき せい ぎょう さい ぐ
日常的にキャリア教育コーディネーター
との面談を実施しています。

資料6 府立工業系高校における人材育成に向けた取組み

府立工業系高校の卒業後の進路は、工業系高校ならではの大学等推薦枠などを活用した4年制大学への進学や高い求人倍率による就職があります。(グラフ参照)

就職者：7割（仕事に就く）

進学者：3割（学校へ行く）



【進路状況（令和4年度実績）】

工業系高校は課題解決型学習（PBL）を取り入れ、自ら考える力やチームワーク力を身に付けるための探究活動や課題研究を行っています。チームで課題の解決に取り組み、工業系高校にある機械や装置を使い、実際にものを作って確認できることが大きな特徴です。

●課題解決型学習（PBL）は働くときに必要な力をつける学習方法です。

- ・「チーム」でアイデアを出し合い、解決方法を考えます。
- ・ものを作ったり調査したりするなど、課題に対して工業系高校で学んだ知識・技術を実際に活用し解決していきます。

＜PBLで取り組むテーマ例＞

「災害に強いまちづくり（防災グッズの製作）・環境問題を考える（水質改善装置の開発）」

●「工業系高等学校総合ホームページ」を開設しています。

全府立工業系高校の教育内容（系・専科）や進路実績など工業系高校での学びがわかる総合ホームページを開設しています。また、各校の説明会や体験入学などのお知らせ、学校HPへのリンク、工業系高校総合リーフレットを掲載しています。以下のURLまたはQRコードで見ることができますので、進路指導などでご活用ください。

【URL】 <https://www.osaka-c.ed.jp/kyoikushinko/kougyoukei/>



●中学生向け説明会、相談会等を行っています。

府立工業系高校では、工業系高校の魅力を直接中学生の皆さんや、その保護者の皆さんに伝えるため、各中学校で実施される生徒・保護者対象進路指導説明会や進学相談会を行っています。くわしくは、各校に直接お問い合わせください。

資料7 大阪公立大学工業高等専門学校について

技術を伝えて半世紀

大阪公立大学工業高等専門学校

Osaka Metropolitan University College of Technology

〒572-8572 寝屋川市幸町26番12号
TEL:072-821-6401 FAX:072-821-0134

<https://www.ct.omu.ac.jp>



寝屋川市駅からのアクセス
① 北出口から北東へ徒歩約15分
② 駅前(東口)から
京阪バス「香里園駅前行き」
「寝屋川警察署前」下車徒歩約2分

一步先ゆく
カレッジライフ



大阪公立大学高専の目的及び使命

大阪公立大学工業高等専門学校は、ものづくりの街大阪において、深く専門の学芸を教授し、創造力と高い倫理観のある実践的技術者を養成することを目的とし、その教育と研究の機能を活かして、地域及び産業の発展に寄与することを使命とする。

大阪公立大学高専の三つの観点

進取 実践 共生

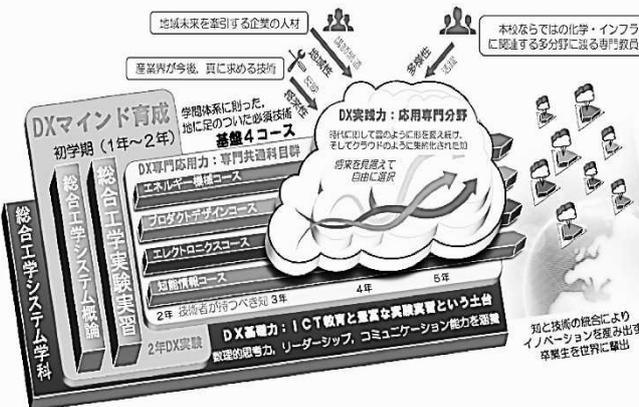
「進取」は、自分の将来と役割を考えながら、意欲と好奇心を持って自ら進んで知識を修得することを意味します。

「実践」は、本校の教育を通じて修得したスキルを、技術課題や社会問題に応用する姿勢を示すことを意味します。

そして、「共生」は、技術の発展の影で生じる問題も常に意識し、多様な価値観や環境にも配慮することを意味します。

学生諸君が在学中、そして卒業後も心にとどめ、創造力と高い倫理観を備えた実践的技術者となるよう願って掲げる、本校の教育活動において教職員一同が大切にしたい観点です。

カリキュラムのイメージ～基盤4コース



入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)

- 興味・関心
 - ものづくりに興味・関心のある人
 - 情報通信・地球環境・エネルギー問題に興味・関心のある人
- 資質・性格
 - 何事にも積極的に取り組めるチャレンジ精神の旺盛な人
 - 多様な価値観を理解して行動できる人
- 能力
 - 数学・理科・英語・技術が得意な人

入学志願者倍率(2023年度実績)

小論文と面接による特別選抜		学力検査による選抜	
募集定員	志願者倍率	募集定員	志願者倍率
80	1.85	80	1.63

2023年度イベント情報

学校説明会	7/15(土)、9/9(土)、10/14(土)、11/18(土)
体験入学	8/17(木)、8/18(金)、8/19(土)
高専祭	11/4(土)、11/5(日)

※詳細は本校WEBサイトでご確認ください。

2022年度進路状況

- 就職：約6割 **求人倍率32.3倍!**
パナソニックグループ、大阪ガス(株)、(株)クボタなど
- 進学：約4割
豊橋技科大、長岡技科大、大阪大、大阪公立大など

キャンパス移転について

2027年度以降、現在の寝屋川市から大阪公立大学の中百舌鳥キャンパス内(大阪府堺市)へ移転を予定しています。これまで以上に大学との連携強化を図り、施設等の共同利用や大学生と同様の学生サポート体制が期待されています。

資料8 大阪府立東大阪高等職業技術専門校(ぎせんこう)について

- プロダクトサポート科、ものづくり金属科には新規中学校卒業者の優先枠があります。
- 新規中学校卒業予定者は、2月選考と3月選考に応募が可能です。
- 高等学校との併願が可能です。

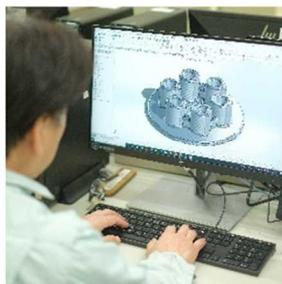
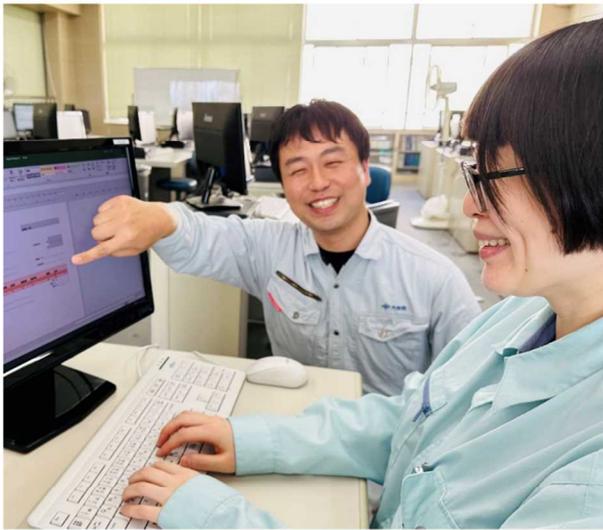


東大阪
ぎせんこう

プロダクトサポート科

令和6年度
新設科目！

【入校：4月】【訓練期間：1年】【対象：新中卒者及び15歳以上】



「作るだけじゃない！管理や事務の仕事もある！？」

製造業では、製品を作る**生産職**以外に、製造工程や品質を管理する**生産管理**、材料の発注、製品の出荷といった事務を行う**生産事務**など様々な業務があります。
デスクワークから機械オペレータまで、幅広い業務を学び、製造業への就職をめざします。

業務を学び、オリジナル製品を企画！

訓練は、**生産事務**（パソコン、原価計算）から始め、生産管理、CAD、製品加工等、製造業に必要な要素を順番に学びます。身に付けた技術を組み合わせることで、**オリジナル製品の企画、製作**ができます！



↑フォトボードを企画し作りました！
(製品製作実習)

取得可能な資格 / 経費

資格 ◇機械研削・自由研削といし特別教育
◇品質管理検定3級 ◇原価計算初級
◇技能検定3級（機械検査） ◇ITパスポート
◇マイクロソフトオフィススペシャリスト Word、Excel
経費 28,000円程度（教科書、作業服など）

就職について / 有効求人倍率

【主な職種】

- ・NC工作機械、CAD・CAMのオペレーター
- ・品質管理、生産管理、生産工程の事務員

【職種の有効求人倍率（大阪府労働局より）】

- ・生産工程の職業：1.9倍
- ・生産関連事務従事者：1.4倍

(参考)一般事務職従事者：0.32倍

【はじめての方へメッセージ】

製造業＝生産職のイメージが強いと思いますが、実際には生産管理や検品など、**生産をサポート**する仕事も多くあります。また、そういった事務的な業務については、女性の方も多く働いており、活躍されています。

幅広く業務を学ぶことで、**自分に適した仕事**への就職をめざせます。
訓練は**未経験**の方を対象としたカリキュラムなので、初めての方にも安心して学んでいただけます。





東大阪
ぎせんこう

ものづくり金属科

令和5年4月
新設科目

就職率
100%
R4年度金属系
訓練科目実績

【入校：4月】【訓練期間：1年】【対象：新中卒者及び15歳以上】



自分に合った「ものづくりの仕事」が見つかる！

金属製品のものづくりに必要な「溶接・板金」を主とし、「機械加工」「CAD操作」「検査」等の幅広い金属加工の基礎技能を1年かけてゆっくと学ぶことができます。職業キャリアや年齢問わず、「ものづくり分野」に初めてチャレンジする方に適した訓練コースです。



修了生の声

- 仕事内容
溶接・組立作業
- 仕事のやりがい
自分の手がけた製品が店頭に並んでいるのを見た時
- 訓練を受けて良かったこと
似たような機械を扱うことが多く、学んだことを活かせる場面が多かった。
- メッセージ
「ものづくりに興味を持っているならぜひチャレンジしてください！」



海道 夢紀さん（旧溶接・板金技術科令和2年度修了生）
株式会社大幸製作所 勤務

就職について

職種：製造業・機械板金工・溶接工・製缶工・
鉄骨組立工・ロボット溶接工・プレス工・
組立工・機械工

取得可能な資格 / 経費

資格

- ◇ガス溶接技能講習
 - ◇アーク溶接特別教育
 - ◇自由研削といしの取替え等特別教育
 - ◇溶接技能者評価試験
 - ◇プレス機械特別教育（学科のみ）
 - ◇低圧電気特別教育
 - ◇産業用ロボット特別教育（学科のみ）
- 経費 47,000円程度（教科書、作業服、工具など）

【 はじめての方へメッセージ 】

当科で「ものづくりをする」面白さと技能をじっくり学びませんか。ものづくり金属科では、自分に合った金属加工作業を知り、自分のやりたい職種を見つけることができます。ものづくり未経験の方でも年齢問わず、一から安心して学ぶことができますので、気軽にチャレンジしてください！



【お問い合わせ先】大阪府立東大阪高等職業技術専門校
〒578-0984 東大阪市菱江 6-9-10
TEL 072-964-8836、FAX 072-964-8904



東大阪ぎせんこう HP

資料 9 知的障がい生徒自立支援コース、共生推進教室、 職業学科を設置する知的障がい高等支援学校、 府立支援学校高等部について

◆高校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

* 出願には療育手帳の所持が必要です

知的障がい生徒自立支援コース

高校のカリキュラムや授業内容を工夫し、知的障がいのある生徒がいきいきと学び、障がいのあるなしに関わらず、ともに高校生活を送り、交友を深めています。

設置する府立高校	所在地
園芸高校	池田市
阿武野高校	高槻市
柴島高校	大阪市東淀川区
東淀工業高校	大阪市淀川区
桜宮高校	大阪市都島区
枚方なぎさ高校	枚方市
八尾翠翔高校	八尾市
西成高校	大阪市西成区
松原高校	松原市
堺東高校	堺市
貝塚高校	貝塚市

共生推進教室

職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の共生推進教室を、府立高校に設置しています。両校が連携協力し、高等支援学校の生徒が、高校の生徒とともに学び、交友を深めています。
また、週に1回程度、職業に関する専門教科を高等支援学校で学んでいます。

設置する府立高校	所在地	本校（高等支援学校）
千里青雲高校	豊中市	とりかい高等支援学校
北摂つばさ高校	茨木市	
芦間高校	守口市	むらの高等支援学校
緑風冠高校	大東市	
枚岡樟風高校	東大阪市	たまがわ高等支援学校
金剛高校	富田林市	
信太高校	和泉市	すながわ高等支援学校
久米田高校	岸和田市	
東住吉高校	大阪市平野区	なにわ高等支援学校
今宮高校	大阪市浪速区	

◆就労を通じた社会的自立をめざす高等支援学校

* 出願には療育手帳の所持が必要です

職業学科を設置する知的障がい高等支援学校

知的障がいのある生徒の就労を通じた社会的自立をめざす教育課程を編成した、高等部のみの支援学校です。

5校とも、職業に関する専門の学科を設置し、職業実習や現場での実習の時間を多く取り入れるなど、職業教育の充実を図っています。

高等支援学校名	所在地	電話番号
とりかい高等支援	摂津市	072-654-9235
むらの高等支援	枚方市	072-805-2327
たまがわ高等支援	東大阪市	072-961-4730
すながわ高等支援	泉南市	072-485-3810
なにわ高等支援	大阪市浪速区	06-6561-7361

令和7年度入学者選抜等の日程について

■府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜

出願	検査等	合格者発表
2月14日（金） 及び2月17日（月）	面接2月20日（木） 検査2月21日（金）	3月3日（月）

■府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜

出願	面接	合格者発表
2月14日（金）及び 2月17日（月）	2月19日（水）、 20日（木）、21日（金）のうち一日	3月3日（月）

◆知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜 【出願】3月25日（火）、【検査等】3月26日（水）、 【合格者発表】3月27日（木）

◆共生推進教室補充入学者選抜 【出願】3月25日（火）、【面接】3月26日（水）、 【合格者発表】3月27日（木）

■府立支援学校高等部入学者決定

学校種別	部及び学科	出願期間	検査	入学予定者発表
視覚障がい支援学校	高等部専攻科	1月17日（金）から 1月24日（金）まで （土、日を除く）	2月8日（土）	2月14日（金）
	高等部本科	1月24日（金）から 1月31日（金）まで （土、日を除く）		
聴覚障がい支援学校	高等部専攻科		3月11日（火）	3月13日（木）
	高等部本科			
支援学校	高等部			

◆大阪教育大学附属特別支援学校の入学選考については、当該校より別途公表されます。

資料 10 令和 6 年度から機能統合により 新たな取り組みを始める高校について

令和 4 年 11 月の教育委員会会議において、大阪府立学校条例及び大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づき、平野高校、かわち野高校、美原高校を募集停止した上で、各校の特色ある取り組みを平野高校から松原高校に、かわち野高校から枚岡樟風高校に、美原高校から大塚高校にそれぞれ継承・発展させる「機能統合」という再編整備を行うことを決定しました。

松原高校、枚岡樟風高校、大塚高校の 3 校については、令和 6 年度から新たな取り組みに着手し、さらなる教育の充実を図っていきます。なお、これらの学校で機能統合による校名の変更はありません。

松原高等学校（松原市）

地域福祉系列の学びを充実させます！

近隣の病院施設の見学や、こども園・子育て支援センターでの児童や福祉施設での施設利用者との交流などを通して、地域看護医療・保育・福祉の現場で必要となる実践的な技術を習得するとともに、人を思いやることのできる「チカラ」を培います。

環境科学系列の学びを充実させます！

科学・環境・工学を学ぶ選択授業における実験・実習において、グループワーク・ディスカッション・発表を行う教室を新設し、他者の意見を聴く・話す「チカラ」を身につけます。

松原高校のコンセプトである「優しいチカラ」と「社会につながる学力」を伸ばし、地域社会に参画する人材を育成します。

【アクセス】近鉄南大阪線…河内松原駅より北へ 2500m

【学校HP】<https://www.osaka-matsubara.ed.jp/>

枚岡樟風高等学校（東大阪市）

生涯スポーツなどを地域に広めます！

スポーツ健康科学総合実習室（仮称）を新設し、テーピングや体づくり運動、ストレッチなどを学び、スポーツを通じた地域連携や社会福祉活動につなげます。また、スポーツ活動の中で協調性・チームワークを学び、社会に役立つリーダーを育成します。

質の高いプレゼンスキルを身につけます！

キャリアクリエイトルーム（仮称）を新設し、授業でプレゼンテーションバトルやディスカッション等を実施するなど、競争力やチームワークを育成し、社会で活躍できる実践力を身につけます。豊かな人間性と高いコミュニケーション能力を身につけ、前向きに努力のできる人材を育成します。

【アクセス】近鉄奈良線…瓢箪山駅より北へ 900m

【学校HP】<https://www2.osaka-c.ed.jp/hiraokashofu/>

大塚高等学校（松原市）

様々なスポーツの分野で活躍できる人材を育成します！

大塚高校には体育科と普通科がありますが、普通科においても、希望者は高度な体育の知識・技能を学ぶことができます。スポーツの分野で「する、見る、支える」など、さまざまな場面で活躍できる人材を育成します。

多様な学習や進路の支援を行います！

ICT 機器を備え、探究活動やグループワーク等、様々な場面で使用できる「フューチャールーム」（仮称）を新設します。選べる講座や補講などで進学支援、就職試験対策、公務員採用試験対策、資格取得支援など生徒の未来の実現をサポートします。

生徒一人ひとりに寄り添ったサポート体制をつくります！

スクールカウンセラー等との連携をはじめ、一人ひとりの困りごとを学校全体でサポートします。輝きながら、社会的自立・社会貢献できる人材を育成します。

【アクセス】近鉄南大阪線…河内松原駅より南東へ 1400m

【学校HP】<https://www.otsuka.ed.jp/>

※ 機能統合ならびに各校の新たな取り組みの詳細につきましては、
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kokosaihenseibi/kinoutougou/index.html> をご覧ください。

資料 11 私立高等学校の一覧（全日制・通信制）

大阪府知事が認可している私立高等学校の一覧（全日制・通信制）

＜令和 5 年 4 月 1 日現在＞

課程名		学校数
全日制	男子校	5
	女子校	19
	共学校	72
	計	96
通信制		13

※賢明学院高等学校は、全日制・通信制を併置しているため、それぞれに計上している。

大阪府知事が認可している私立高等学校の一覧 [全日制男子校]

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
清風高等学校	543-0031	大阪市天王寺区石ヶ辻町 12-16	06-6771-5757
大阪星光学院高等学校	543-0061	大阪市天王寺区伶人町 1-6	06-6771-0737
興國高等学校	543-0045	大阪市天王寺区寺田町 1 丁目 4-26	06-6779-8151
明星高等学校	543-0016	大阪市天王寺区餌差町 5-44	06-6761-5606
東大阪大学柏原高等学校	582-8585	柏原市本郷 5 丁目 993	0729-72-1565

大阪府知事が認可している私立高等学校の一覧 [全日制女子校]

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
金蘭会高等学校	531-0075	大阪市北区大淀南 3 丁目 3-7	06-6453-0281
相愛高等学校	541-0053	大阪市中央区本町 4 丁目 1-23	06-6262-0621
ヴェリタス城星学園高等学校	540-0004	大阪市中央区玉造 2 丁目 23-26	06-6941-5977
大阪女学院高等学校	540-0004	大阪市中央区玉造 2 丁目 26-54	06-6761-4113
四天王寺高等学校	543-0051	大阪市天王寺区四天王寺 1 丁目 11-73	06-6772-6201
好文学園女子高等学校	555-0013	大阪市西淀川区千舟 3 丁目 8-22	06-6472-2281
大阪成蹊女子高等学校	533-0007	大阪市東淀川区相川 3 丁目 10-62	06-6829-2510
プール学院高等学校	544-0033	大阪市生野区勝山北 1 丁目 19-31	06-6741-7005
明浄学院高等学校	545-0004	大阪市阿倍野区文の里 3 丁目 15-7	06-6623-0016
大谷高等学校	545-0041	大阪市阿倍野区共立通 2 丁目 8-4	06-6661-8400
帝塚山学院高等学校	558-0053	大阪市住吉区帝塚山中 3 丁目 10-51	06-6672-1151
城南学園高等学校	546-0021	大阪市東住吉区照ヶ丘矢田 2 丁目 14-10	06-6702-9781
梅花高等学校	560-0011	豊中市上野西 1 丁目 5-30	06-6852-0001
宣真高等学校	563-0038	池田市荘園 2 丁目 3-12	072-761-8801
大阪薫英女学院高等学校	566-8501	摂津市正雀 1 丁目 4-1	06-6381-5381
大阪国際滝井高等学校	570-0062	守口市馬場町 2 丁目 8-24	06-6996-5691
樟蔭高等学校	577-8550	東大阪市菱屋西 4 丁目 2-26	06-6723-8185
香ヶ丘リハルテ高等学校	590-0012	堺市堺区浅香山町 1-2-20	072-238-7881
堺リハル高等学校	590-0012	堺市堺区浅香山町 1-2-20	072-275-7688

大阪府知事が認可している私立高等学校の一覧 [全日制共学校]

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
追手門学院大手前高等学校	540-0008	大阪市中央区大手前 1 丁目 3-20	06-6942-2235
英真学園高等学校	532-0023	大阪市淀川区十三東 5 丁目 4-38	06-6303-2181
大阪偕星学園高等学校	544-0021	大阪市生野区勝山南 2 丁目 6-38	06-6716-0003
金光藤蔭高等学校	544-0003	大阪市生野区小路東 4 丁目 1-26	06-6751-2461
常翔学園高等学校	535-8585	大阪市旭区大宮 5 丁目 16-1	06-6954-4435
開明高等学校	536-0006	大阪市城東区野江 1 丁目 9-9	06-6932-4461
大阪産業大学附属高等学校	536-0001	大阪市城東区古市 1 丁目 20-26	06-6939-1491
桃山学院高等学校	545-0011	大阪市阿倍野区昭和町 3 丁目 1-64	06-6621-1181
上宮高等学校	543-0037	大阪市天王寺区上之宮町 9-36	06-6771-5701
大阪夕陽丘学園高等学校	543-0073	大阪市天王寺区生玉寺町 7-72	06-6771-9510
浪速高等学校	558-0023	大阪市住吉区山之内 2 丁目 13-57	06-6693-4031
大阪学芸高等学校	558-0003	大阪市住吉区長居 1 丁目 4-15	06-6693-6301
建国高等学校	558-0032	大阪市住吉区遠里小野 2 丁目 3-13	06-6691-1231
清明学院高等学校	558-0043	大阪市住吉区墨江 2 丁目 4-4	06-6673-8181
大阪金剛インターナショナル高等学校	559-0034	大阪市住之江区南港北 2 丁目 6-10	06-4703-1780
関西大学北陽高等学校	533-0006	大阪市東淀川区上新庄 1 丁目 3-26	06-6328-5964
大阪高等学校	533-0007	大阪市東淀川区相川 2 丁目 18-51	06-6340-3031
昇陽高等学校	554-0011	大阪市此花区朝日 1 丁目 1-9	06-6461-0091
箕面自由学園高等学校	560-0056	豊中市宮山町 4 丁目 21-1	06-6852-8110
履正社高等学校	561-0874	豊中市長興寺南 4 丁目 3-19	06-6864-0456
大商学園高等学校	561-8577	豊中市利倉東 1 丁目 2-1	06-6862-5223
箕面学園高等学校	562-0001	箕面市箕面 7 丁目 7-31	072-723-6551
関西学院千里国際高等部	562-0032	箕面市小野原西 4 丁目 4-16	072-727-5050
金蘭千里高等学校	565-0873	吹田市藤白台 5 丁目 25-2	06-6872-0263
関西大学第一高等学校	564-0073	吹田市山手町 3 丁目 3-24	06-6337-7750
大阪学院大学高等学校	564-0011	吹田市岸部南 2 丁目 6-1	06-6381-6661
金光大阪高等学校	569-8575	高槻市東上牧 1 丁目 3-1	072-669-5211
大阪青凌高等学校	618-0024	三島郡島本町若山台 1-1-1	075-754-7771
追手門学院高等学校	567-0013	茨木市太田東芝町 1-1	072-697-8185
関西大倉高等学校	567-0052	茨木市室山 2 丁目 14-1	072-643-6321
藍野高等学校	567-0012	茨木市東太田 4 丁目 5-11	072-627-1796
早稲田摂陵高等学校	567-0051	茨木市宿久庄 7 丁目 20-1	072-643-6363
関西大学高等部	569-1098	高槻市白梅町 7-1	072-684-4327
高槻高等学校	569-8505	高槻市沢良木町 2-5	072-671-0001
星翔高等学校	566-0022	摂津市三島 3 丁目 5-36	06-6381-0220
大阪電気通信大学高等学校	570-0039	守口市橋波西之町 1-5-18	06-6992-6261
東海大学付属大阪仰星高等学校	573-0018	枚方市桜丘町 60-1	072-849-7211
常翔啓光学園高等学校	573-1197	枚方市禁野本町 1 丁目 13-21	072-848-0521
同志社香里高等学校	572-8585	寝屋川市三井南町 15-1	072-831-0285
大阪桐蔭高等学校	574-0013	大東市中垣内 3-1-1	072-870-1001
太成学院大学高等学校	574-0044	大東市諸福 7 丁目 2-23	072-871-1921
四條畷学園高等学校	574-0001	大東市学園町 6-45	072-876-1321
関西創価高等学校	576-0063	交野市寺 3-20-1	072-891-0011
金光八尾高等学校	581-0022	八尾市柏村町 1-63	072-922-9162
関西福祉科学大学高等学校	582-0026	柏原市旭ヶ丘 3 丁目 11-1	072-976-1112
大阪商業大学高等学校	577-8505	東大阪市御厨栄町 4 丁目 1-10	06-6781-3050

アナン学園高等学校	578-0944	東大阪市若江西新町 3 丁目 1-8	06-6723-5511
近畿大学附属高等学校	578-0944	東大阪市若江西新町 5 丁目 3-1	06-6722-1261
東大阪大学敬愛高等学校	577-8567	東大阪市西堤学園町 3 丁目 1-1	06-6782-2881
ピーエル学園高等学校	584-8555	富田林市大字喜志 2055	0721-24-5132
初芝富田林高等学校	584-0058	富田林市彼方 1801	0721-34-1010
大阪暁光高等学校	586-8577	河内長野市楠町西 1090	0721-53-5281
清教学園高等学校	586-8585	河内長野市未広町 623	0721-62-6828
上宮太子高等学校	583-0995	南河内郡太子町太子 1053	0721-98-3611
阪南大学高等学校	580-0022	松原市河合 2-10-65	072-332-1221
大阪体育大学浪商高等学校	590-0459	泉南郡熊取町朝代台 1-1	072-453-7001
帝塚山学院泉ヶ丘高等学校	590-0113	堺市南区晴美台 4-2-1	072-293-1221
精華高等学校	599-8245	堺市中区辻之 1517	072-234-3391
初芝立命館高等学校	599-8125	堺市東区西野 194-1	072-235-6400
大阪商業大学堺高等学校	599-8261	堺市中区堀上町 358	072-278-2252
賢明学院高等学校(※)	590-0812	堺市堺区霞ヶ丘町 4-3-30	072-241-1679
近畿大学泉州高等学校	596-0105	岸和田市内畑町 3558	072-479-1231
清風南海高等学校	592-0014	高石市綾園 5 丁目 7-64	072-261-7761
大阪国際高等学校	570-8787	守口市松下町 1-28	06-6992-5931
羽衣学園高等学校	592-0003	高石市東羽衣 1 丁目 11-57	072-265-7561
東大谷高等学校	590-0111	堺市南区三原台 2 丁目 2-2	072-289-8069
あべの翔学高等学校	545-0002	大阪市阿倍野区天王寺町南 2 丁目 8-19	06-6719-2801
アサンブション国際高等学校	562-8543	箕面市如意谷 1 丁目 13-23	072-721-3080
香里ヌヴェール学院高等学校	572-8531	寝屋川市美井町 18-10	072-831-8452
四天王寺東高等学校	583-0026	藤井寺市春日丘 3 丁目 1-78	072-937-2855
大阪緑涼高等学校	583-8558	藤井寺市春日丘 3 丁目 8-1	072-955-0733
大阪信愛学院高等学校	536-8585	大阪市城東区古市 2 丁目 7-30	06-6939-4391

※賢明学院高等学校は、全日制・通信制を併置

大阪府知事が認可している学校法人立高等学校の一覧【通信制】

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
向陽台高等学校	567-0051	茨木市宿久庄 7 丁目 20-1	072-643-6365
長尾谷高等学校	573-0163	枚方市長尾元町 2 丁目 29-27	072-850-9111
大阪つくば開成高等学校	530-0043	大阪市北区天満 2-2-16	06-6352-0020
英風高等学校	553-0006	大阪市福島区吉野 4-13-4	06-6464-0668
天王寺学館高等学校	547-0041	大阪市平野区平野北 1-10-43	06-6795-1860
YMCA 学院高等学校	543-0073	大阪市天王寺区生玉寺町 1-3	06-6779-5690
東朋学園高等学校	543-0017	大阪市天王寺区城南寺町 7-28	06-6761-3111
八洲学園高等学校	593-8327	堺市西区鳳中町 7 丁 225-3	072-262-8281
秋桜高等学校	597-0002	貝塚市新町 2-10	072-432-6007
神須学園高等学校	596-0076	岸和田市野田町 1-7-12	072-493-3977
賢明学院高等学校(※)	590-0812	堺市堺区霞ヶ丘町 4-3-30	072-241-1679
近畿大阪高等学校	599-0232	阪南市箱作 1054 番 1	072-476-5351

※賢明学院高等学校は、全日制・通信制を併置

大阪府知事が認可している株式会社立高等学校の一覧【通信制】

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
ルネサンス大阪高等学校	530-0012	大阪市北区芝田 2 丁目 9-20	06-6373-5900

資料 12 私立高等学校等の授業料無償化制度について

以下の内容は令和5年度のもので、最新の情報は大阪府の [WEBページ](#) (右記二次元コード参照) でご確認ください。



令和5年度 新入生用

大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度について 【国】高等学校等就学支援金 【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金



©2014 大阪府もずやん

■ 授業料無償化制度の趣旨

大阪府では、大阪の子どもたちが中学校卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に、私立の高等学校や専修学校高等課程、各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校等についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、【国】高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」）と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、保護者が負担する授業料が無償又は一部負担となるよう支援しています。

■ 授業料無償化制度の内容（令和5年度新入生の場合）

① 就学支援金（国制度）

《全日制高校・専修学校高等課程等》

保護者全員の「課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算が304,200円未満の世帯に対し、基礎額として月額9,900円（年額118,800円）が支給されます。

《通信制高校》

保護者全員の「課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算が304,200円未満の世帯に対し、基礎額として1単位あたり4,812円が支給されます（年間30単位、通算74単位が上限）。

- ・ 毎月1日に在学する生徒が支給対象となり、補助金は大阪府から私立高校等へ振り込まれます。
- ・ 保護者全員の「課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算が154,500円未満の世帯については、支給額が加算されます。

【就学支援金の支給額】 在学する私立高校等の授業料額が上限となります。

モデル世帯（※1）の 年収めやす	課税標準額×6% - 調整控除額（※2）	全日制高校 専修学校高等課程等	通信制高校 （単位あたり授業料）	通信制高校 （定額授業料）
590万円未満	154,500円未満	月額33,000円 （年額396,000円）	1単位あたり 12,030円	月額24,750円 （年額297,000円）
910万円未満	304,200円未満	月額 9,900円 （年額118,800円）	1単位あたり 4,812円	月額 9,900円 （年額118,800円）
910万円以上	304,200円以上	対象外	対象外	対象外

※1 保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯

※2 保護者全員の「課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算

② 授業料支援補助金（府制度）

大阪府内在住の生徒・保護者が対象

【受給要件】

- ・ 国の就学支援金を受給していること
- ・ 受給する年度の10月1日に生徒と保護者全員が大阪府内に在住していること
- ・ 受給する年度の10月1日に「就学支援推進校※」に在籍していること
（※大阪府ホームページに就学支援推進校の一覧を掲載しています。）
- ・ 保護者全員の「課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算が基準額未満であること

■ 授業料支援（①就学支援金＋②授業料支援補助金）の内容（令和5年度新入生の場合） 《全日制高校・専修学校高等課程等》

- 保護者全員の「課税標準額×6%－調整控除額（※2）」の合算が下表のAランクに該当する場合は、就学支援金と合わせて標準授業料（年間60万円）を上限に補助金が交付されます。
- 保護者全員の「課税標準額×6%－調整控除額（※2）」の合算が下表のBまたはCランクに該当し、生徒本人を含んで2人以上の子どもを扶養する世帯については、「多子世帯」としてさらに手厚い支援が受けられます（「多子世帯」については、4ページを参照してください。）。

※授業料等が年間60万円未満の学校の場合は、その額が上限となります。

※授業料等が年間60万円を超える学校の場合は、下表のAまたはBランクに該当する世帯については、60万円を超える額は私立高校等に負担していただきますので、保護者が負担する授業料は下表のとおりです。
下表のCランクに該当する世帯については、60万円を超える額は保護者負担となります。

【就学支援金・授業料支援補助金の所得区分と年間支給額】

()内は、生徒本人を含めて3人以上の子どもを扶養する世帯の場合
< >内は、生徒本人を含めて2人の子どもを扶養する世帯の場合

所得区分	モデル世帯 （※1）の 年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額 （※2）	就学支援金 （国）①	授業料支援補助金 （府）②	支援額の計 ①＋②	保護者負担 （授業料等が 60万円の 学校の場合）
Aランク	590万円未満	154,500円未満	396,000円	204,000円	600,000円	0円
Bランク	800万円未満	251,100円未満	118,800円	(481,200円) <381,200円> 281,200円	(600,000円) <500,000円> 400,000円	(0円) <100,000円> 200,000円
Cランク	910万円未満	304,200円未満		(381,200円) <181,200円> 0円	(500,000円) <300,000円> 118,800円	(100,000円) <300,000円> 481,200円
国・府 対象外 (所得制限)	910万円以上	304,200円以上	0円	0円	0円	600,000円

《通信制高校》（単位あたり授業料の学校）

- 保護者全員の「課税標準額×6%－調整控除額（※2）」の合算が下表のAランクに該当する場合は、就学支援金と合わせて標準授業料（1単位あたり10,032円）を上限に補助金が交付されます（1単位あたりの授業料等が10,032円未満の学校の場合は、その額が上限となります。）。
- 授業料が1単位あたり10,032円を超える場合でも、10,032円を超える額は私立高校等に負担していただきますので、保護者が負担する授業料は実質無償となります。

※向陽台高等学校（定額授業料）は、就学支援金のみでAランクの保護者負担が0円となるため、授業料支援補助金は支給されません。通信制高校（定額授業料）の就学支援金支給額については1ページを参照してください。

【就学支援金・授業料支援補助金の所得区分と1単位あたり支給額】

1単位あたりの授業料が9,000円、年間の施設整備費が30,000円の場合

所得区分	モデル世帯 （※1）の 年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額 （※2）	就学支援金 （国）①	授業料支援補助金 （府）②	支援額の計 ①＋②	保護者負担
Aランク	590万円未満	154,500円未満	9,000円（※3）	1,032円	10,032円	0円
府対象外	910万円未満	304,200円未満	4,812円	0円	4,812円	就学支援金を 差し引いた額
国・府 対象外 (所得制限)	910万円以上	304,200円以上	0円	0円	0円	全額

- ※1 保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯
- ※2 保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算
- ※3 Aランクの就学支援金は、授業料額を上限に支給されます。

■「多子世帯」について（全日制高等学校・専修学校高等課程等の授業料支援補助金のみ）

所得区分がBランクまたはCランクに該当し、生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯は、「多子世帯」としてさらに手厚い支援を受けることができます。

<多子世帯の人数に含める子どもの要件>

- ・生徒本人と同じ保護者に扶養されていること（健康保険証で確認します）
- ・19歳以上（※）である場合は、次に示す学校に在籍していること
- ※ 令和6年4月1日時点で19歳以上（平成17年4月1日以前生まれ）の方を指します。

【「多子世帯」の対象となる学校の範囲】

<高校段階> 就学支援金の支給対象となる以下の学校

- ・ 国公立高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）
※専攻科を含む。別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く。
- ・ 公立専修学校（高等課程）
- ・ 国公立高等専門学校
- ・ 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所
- ・ 「調理師法」にもとづく調理師養成施設
- ・ 「製菓衛生師法」にもとづく製菓衛生師養成施設
- ・ 「理容師法」にもとづく理容師養成施設
- ・ 「美容師法」にもとづく美容師養成施設
- ・ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（文部科学省告示で指定）

（※）専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

<大学段階> 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）

- ※浪人生については、高校卒業後1年間に限り人数に含めます。
- ※大学院、海外の学校は対象外です。



©2014 大阪府もずやん

■その他留意事項

1. この制度における保護者とは、生徒の「親権者」を指します（生徒との同居、別居は問いません）。親権者がいない場合など、特別な事情がある場合は学校へご相談ください。
2. 所得区分については、保護者全員の所得に基づき毎年度判定します。（入学年4月及び毎年度7月）
3. 税の更正や大阪府外への転居、離婚等による保護者の変更等があった場合は、支給額が変わることがありますので、速やかに学校へ連絡してください。
4. 保護者のうち一人または全員が海外に在住しており、市町村民税が課税されない場合は、就学支援金の基礎額（月額9,900円（通信制高校は1単位あたり4,812円））のみが支給対象となり、就学支援金の加算分と授業料支援補助金については支給対象外となります。
5. 就学支援金は授業料のみ、授業料支援補助金は授業料と全ての生徒が一律で納付するもの（施設整備費等の経常的納付金）が支援の対象です。入学金や教科書代、修学旅行費など、授業料以外の納付金は、支援の対象外です。
6. 授業料の還付や相殺（差し引き）の方法は、私立高校等によって異なります。詳細は学校の事務室にお問合せください。
7. 私立高校等が独自に実施する奨学金や減免制度が適用される場合は、支給額が減額されることがあります。
8. 生徒と保護者全員が各月1日に大阪府内に住所がない場合は、その月の授業料支援補助金は支給されません。なお、生徒・保護者全員が基準日（10月1日）に大阪府内に住所がない場合は、その年度の授業料支援補助金は一切支給されません。
9. 保護者のうち一人が、勤務先の命令により他府県に単身で赴任せざるを得なくなった場合は、辞令の写し等を申請書類に添付することで、大阪府内に住とみなすことができます。
10. 生徒が基準日（10月1日）より前に私立高校等を転退学した場合、その年度における授業料支援補助金は支給されません（就学支援金は、各月1日に在学する生徒が支給対象となります。）。
11. 私立高校等は、生徒の基準日（10月1日）の在学を確認後、府から学校へ振り込まれる補助金によって、授業料の還付や相殺（差し引き）を行います。したがって、授業料無償化の対象であっても、私立高校等への就学支援金・授業料支援補助金の交付前に納期限が到来する授業料等については、一旦納付の必要がある場合があります（授業料等の納付が困難な場合は、在学する学校の事務室にご相談ください。）。
12. 私立高校等に在学中、学資負担者の失職や病気などにより家計が急変し、授業料の納付が困難になったときは、別途、就学支援金（家計急変世帯に対する支援）及び授業料減免補助金（授業料の減免制度）の対象となる場合があります。詳細については大阪府ホームページを参照いただくか、学校の事務室にお問い合わせください。
13. この制度は、令和元年度から令和5年度までの入学生が卒業するまで適用されます。

■ 詳細については大阪府ホームページに掲載しています。

「私立高校生等に対する授業料支援について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>

【制度に関する問い合わせ先】

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001

FAX：06-6910-8005

大阪府 教育庁 私学課

〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館10階

電話：06-6941-0351（代） FAX：06-6210-9276

※申請書類の提出期限や授業料の還付・相殺の時期については各私立学校へお問い合わせください。

ホームページは、携帯・スマートフォンからもご覧いただけます



高校授業料無償化制度が変わります!!

何が変わるの？

- ◆ 所得や子どもの人数にかかわらず授業料負担がなくなります。
- ◆ 府外の高校等(※)に通う場合も授業料無償化の対象となります。※対象校は今後決定

いつから変わるの？

- ◆ 高校に入学する年度によって制度が変わります。
 - 令和6年度入学(現中3)：高校2年生時(令和7年度)から無償
※令和7年度は一部授業料負担が生じる場合があります。
 - 令和7年度入学(現中2)：高校2年生時(令和8年度)から無償
 - 令和8年度入学(現中1)：高校1年生時(令和8年度)から無償

学年別・進路別の授業料負担額をチェック

現在の中学3年生・中学2年生

		高校1年生	高校2年生	高校3年生
世帯年収(めやす)は？	590万円未満	無償	無償	無償
		無償	無償	無償
	590~800万円	10万円	無償	無償
		20万円	無償	無償
		10万円 ※1	無償 ※2	無償
	800~910万円	30万円 ※1	無償 ※2	無償
		48万円 最大 ※1	無償 ※2	無償
		授業料全額	無償 ※2	無償
	910万円以上			

上記は大阪府内の私立高校(全日制)に進学した場合の例です。
私立高校等は、大阪府が指定する就学支援推進校である必要があります。

(※1) 授業料が60万円を超える学校は、表示の額に加え、「授業料-60万円」の負担が生じます。

【例】授業料65万円の場合、5万円は保護者負担(65万円-60万円=5万円)

(※2) 現在の中学3年生: 授業料が63万円を超える学校は、「授業料-63万円」の負担が生じます。

【例】授業料65万円の場合、2万円は保護者負担(65万円-63万円=2万円)

現在の中学2年生: 授業料負担はありません。

現在の中学1年生以下

高校1年生時から授業料が全額無償になります。

※新制度は、大阪府議会の令和6年2月定例会を経て正式に決定されます。

高校授業料無償化 Q&A



授業料以外も無償になるのですか？

入学金や制服代、修学旅行積立金等は無償化の対象ではありません。入学時の資金調達にお困りの場合は、大阪府育英会の無利子貸付制度がありますので、予約募集にお申し込みください。

※令和6年度入学生の申込締切：令和5年10月上旬頃



世帯所得に関係なく全員が無償になるのであれば、授業料無償化のための手続きは不要ですか？

国の就学支援金と大阪府の授業料支援制度両方の申請が必要です。申請は、入学後に高校等を通じて行うため、入学前の手続きは不要です。



進学先の私立高校等が授業料無償化の対象校（就学支援推進校）かどうか知りたい。

大阪府ホームページに令和5年度の就学支援推進校を掲載しています。令和6年度の就学支援推進校は令和5年12月中に公表予定です。



他府県の私立高校や国公立高校への進学を考えていますが、授業料無償化の対象となるかどうかはいつわかりますか？

他府県の対象校は、令和5年12月中に大阪府ホームページで公表予定です。



通信制高校も授業料が無償になりますか？

大阪府内の通信制高校（就学支援推進校に限る）についても、全日制と同様に段階的に所得制限がなくなります。



詳しくはこちらにお問い合わせください

府民お問い合わせセンター ピピっとライン
06-6910-8001



大阪府 私立 無償化

資料 13 令和 5 年度高等学校等奨学のための給付金制度 について（国公立・私立）

※以下の内容は、令和 5 年度のもので、令和 6 年度以降、制度や給付金額などが変更になることがあります。

■ 制度の趣旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。（返済の必要はありません。）

■ 支給の要件

申請年度の 7 月 1 日時点において、次の①～④の要件を、すべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者全員）の申請年度の市町村民税所得割及び道府県民税所得割が非課税（0 円）、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること
- ② 保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、または大阪府高等学校等学び直し支援金の補助対象となる者であること
- ④ 生徒が、高等学校等に在学していること（大阪府外の高等学校等も対象となります）
- ⑤ 生徒が、平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学していること
 - ※ 保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県へ奨学のための給付金を申請しない場合に限り、大阪府に申請できます。
 - ※ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の支給対象となりません。
 - ※ 市町村民税所得割及び道府県民税所得割が課税されている世帯で、家計急変により、収入が市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯については、別途家計急変世帯向けの支援があります。

■ 給付金額

対象生徒の区分		給付金額（令和 5 年度）	
		国公立	私立
生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒 （全日制・定時制・通信制とも同額）		32,300 円	52,600 円
申請年度の 市府民税所得割 非課税世帯	全日制または定時制に在学する生徒（下記以外）	117,100 円	137,600 円
	全日制または定時制の生徒で、生徒と同じ世帯に扶養されている 兄弟姉妹が a・b のいずれかに該当する場合 a 兄または姉が高等学校等に在学する場合 b 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹が、中学校や高等学校等 （全日制・定時制）に在学していない場合	143,700 円	152,000 円
	通信制・専攻科に在学する生徒	50,500 円	52,100 円

※ 年齢及び扶養関係は、申請年度の 7 月 1 日時点の状況を健康保険証等により確認します。

■ 申請の手続き等

支給を受けようとする保護者等は、毎年 7 月に手続き（受給申請書と添付書類の提出）が必要です。生徒が国公立の高等学校等及び大阪府が認可する私立高等学校等に在学する場合は、学校で受給申請書を配付しますので、学校を通じて提出してください。生徒が大阪府以外の都道府県が認可する私立高等学校等に在学する場合は、大阪府私学課のホームページから受給申請書をダウンロードし、大阪府教育庁私学課へ郵送により提出してください。

■ 給付金の支給時期等

受給申請書の審査等を行い、認定された場合は、国公立の高等学校等は 12 月末、私立高等学校等の場合、大阪府が認可する私立高等学校等については、12 月末頃を目途に指定された保護者等の預金口座に学校から振り込む予定です。大阪府以外の都道府県が認可する私立高等学校等については、12 月末頃をめぐりに保護者等の預金口座に大阪府より振り込む予定です。

ただし、国公立の高等学校等及び大阪府が認可する私立高等学校等では、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺しますので、一部または全額が振り込まれないことがあります。

【お問い合わせ先】大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001 FAX：06-6910-8005

大阪府ホームページ「国公立」<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

「私立」https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku_kyuuuhtml

資料 14 高校等進学のための奨学金等制度について

※以下の情報は、令和5年4月現在のものです

- 高校等へ進学する際には、入学金や制服代等を納付する必要があります。
- 高校等への進学にあたり、次のとおり奨学金や貸付金の制度があります。
- 概要のみ記載していますので、詳細については、各機関、市町村等に直接ご確認ください。

1 大阪府育英会奨学金

名称・問い合わせ先	資格	貸付額
大阪府育英会奨学金貸付 公益財団法人大阪府育英会 電話(06)6357-6272 https://www.fu-ikuei.or.jp 	保護者（父母等）が大阪府民であって、下記所得基準（保護者所得合算）を満たし、高等学校等に進学を希望、又は在籍する生徒の方 <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。 ・永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者 (※1)年取めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。実際は、以下の算式により算出された額（保護者合算）により判定します。	下記[貸付限度額(年額)]の範囲内で希望する額[1万円単位]（無利子） ◎申請時期 ・予約募集（奨学資金・入学時増額奨学資金とも） 中学校3年生の9月上旬～10月上旬頃で各学校が定める期間 ・在学募集（奨学資金のみ(※2)） 高校等在学中の4月中旬～5月上旬頃で各学校が定める期間 (※2)入学時増額奨学資金は、進学後に申込みできません。
記載内容は、令和5年度入学生を対象とした貸付内容等です。今後変更となる場合があります。	【奨学資金】 [所得基準] 以下の【算式】により算出された額が次のとおりであること。 【算式】 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民の調整控除の額 (政令指定都市に市市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額) 1 国公立・私立とも 251,100円未満 (年取めやす(※1)800万円未満) 2 私立のみ 251,100円以上347,100円未満 (同800万円以上1,000万円未満)	【貸付限度額】 1 国公立・私立とも 授業料実質負担額(※3)+その他教育費10万円 (授業料実質負担額が実質無償となる場合は、10万円) 2 私立のみ 24万円 (授業料実質負担額(※3)が24万円を下回る場合は、その額が上限。府内の私立高校生を含む2人以上の子どもを扶養する年収800万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。) (※3)各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。
【入学時増額奨学資金】	[所得基準] 国公立・私立とも 上記の算式により算出した額が 154,500円未満(同590万円未満)	【貸付限度額】 国公立：5万円以内（通信制課程も同額） 私立：25万円以内（通信制課程は15万円以内）

返還された奨学金は、後輩たちの奨学金の資金となります。約束どおりの返還が困難な場合は、速やかに大阪府育英会にご連絡ください。

2 その他の奨学金・貸付制度（主なもの）

名称・問い合わせ先	資格	貸与額
市町村の奨学金 お住まいの市町村	奨学金制度の有無・内容等については、直接お住まいの市町村にお尋ねください	
生活福祉資金貸付制度教育支援資金（教育支援費・就学支度費） (社福) 大阪府社会福祉協議会 https://www.osakafusyakyō.or.jp/sikinbu/index.html 電話(06)6762-9474 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内に居住していること（居住地と住民票が一致していること。） ・他から必要な資金の融資を受けることが困難な低所得世帯 ・在留資格が永住者、定住者、日本人の配偶者等、定住が見込める方。 (他の制度による貸付が可能な場合には、他の制度を優先して活用していただくことになります。)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援費（月額）（無利子） 高校 …35,000円以内 高専 …60,000円以内 ※特に必要と認める場合に限り1.5倍の額まで引き上げ可能 ・就学支度費（無利子） 500,000円以内 ※入学年度の4月末までに申し込み必要があります ◎居住地の市町村社会福祉協議会への事前相談が必要です
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金） 子を扶養する親が居住する市区町福祉事務所等（福祉事務所の設置されていない町村にお住まいの方は府子ども家庭センター） http://www.pref.osaka.lg.jp/kateishien/bos-hikatei/kashitsuke.html ※貸付まで時間を要するためお早めにご相談ください。また、要件により貸付できない場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の子を扶養する母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦（配偶者の無い女性で、かつて母子家庭の母だった方）等が扶養する子 ・父母のいない20歳未満の児童 ※返済能力を有する母又は父が借主、子が連帯借主として申請。 ※返済能力のある母や父、第三者を連帯保証人に設ける場合は、子自身が借主として貸付申請可能。 ※未成年の子が申請する場合は、法定代理人の同意が必要。	《私立、自宅通学の場合》 ・修学資金：無利子（月額） 高校・専修(高等) …45,000円以内 高専 …48,000円以内 (高校授業料実質無償化分は貸付対象外) ・就学支度資金：無利子（入学時のみ） 高校・専修(高等)…410,000円以内 高専 …580,000円以内 ※貸付限度額は、国公立・私立、自宅・自宅外等の区分により異なります。 ※大阪府育英会との併用については貸付額に制限があります。 ※必要かつ返済可能な範囲での貸付となります。 ※滞納した場合には、違約金(延滞金)がかかります。

名称・問い合わせ先	資格	貸与額
大阪府公立高等学校 定時制課程及び通信制課程 修学奨励費 府教育庁教育振興室 高等学校課 中央区大手前 3-2-12 電話(06)6941-0351 内線 3433	1. 大阪府の区域内にある公立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学している 35 歳未満の者であること。 2. 経済的理由により著しく修学が困難な者であつて、生徒本人及び保護者（親権者等）それぞれの道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が 85,500円未満の者であること。また、令和 5 年 4 月 1 日時点で生徒に保護者がいない場合は、当該生徒本人の道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が 85,500円未満の者であること。 3. 経常的収入を得る職業に就いている者であり、原則として年間 120 日以上勤務していること。 4. 大阪府育英会の奨学金の貸与を受けていない者であること。 5. 原則として四年間で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であること（科目の履修状況、修得単位等が一定以上であること。）。	◎貸与額 月額 9,000 円に、申請年度の在学月数を乗じた額を貸与します。 ※ 奨学のための給付金を給付される場合は、上記の貸与額から奨学のための給付金の給付決定額を減じた額が貸与額となります。また、教科用図書購入代金相当分の額を、上記の貸与額に加算する場合があります。 ◎返還免除 1. 高等学校の定時制課程若しくは通信制課程を卒業した場合、又はその他これに準ずると認められる場合 2. 転勤その他やむを得ない理由により退学した場合 3. 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により修学奨励費を返還することが困難であると認められる場合 ◎申請時期 10月上旬～10月下旬（予定） ◎貸与決定時期 12月中旬（予定）
交通遺児育英会奨学金 （公財）交通遺児育英会 リーディング （0120）521286 https://www.kotsuiji.com 	● 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症等で働けないために、経済的に修学が困難な生徒・学生（申込時 25 歳までの人） ● 日本国籍を有する者、または、永住者 家計基準 高校・高専 世帯収入が 780 万円以下の方 ※給与以外の所得者の世帯は 360 万円以下の方	・奨学金（月額）（無利子・一部給付あり） 高校・高専・専修学校高等課程 2 万円、3 万円、4 万円から選択（うち一律 1 万円は給付） ・入学一時金（無利子・全額貸与、1 年生時のみ） 高校・高専・専修学校高等課程 20 万円、40 万円、60 万円から選択
あしなが奨学金 あしなが育英会 電話（0120）77 - 8565 http://www.ashinaga.org/ 	保護者等が病気や災害（道路における交通事故を除く）、自死（自殺）などで死亡、または著しい障害（1～5 級）を負い、経済的な援助を必要としている家庭の生徒・学生	・奨学金（月額）（貸与奨学金は無利子） 高校・高専（1～3 年生） 月額 30,000 円（給付） ・私立高校入学一時金（無利子・予約採用者に限る） 300,000 円（貸与） ・あしなが MUFG 奨学基金 大学進学支援金（一時金・高校奨学生で翌年 4 月に短大、専修各種学校に進学予定の人） 300,000 円（給付） ・進学支度一時金（無利子・高校奨学生で翌年 4 月に短大、専修各種学校に進学予定の人） 400,000 円（貸与） ◎他制度と併用できます
大阪交通災害遺族会 奨学金 （公財）大阪交通災害遺族会 電話（06）6761-5296 http://www.pansy.or.jp/ 	大阪府内在住で保護者を交通事故で亡くされた交通遺児の方	・入学準備金（無利息） 公立高校・高等専門学校 100,000 円 私立高校・専門学校 200,000 円 ・奨学金（無利息） 毎月最高 2 万円まで
日本政策金融公庫 （国の教育ローン） コールセンター 電話 （0570）008656 （03）5321-8656 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html 	保護者の世帯の年間収入（所得）が次の金額以下であること 子どもの数 給与所得者（事業所得者） 1 人 790 万円（600 万円） 2 人 890 万円（690 万円） 3 人 990 万円（790 万円） 4 人以上 コールセンターにお問い合わせください。	生徒 1 人につき上限 350 万円 利率 年 1.95%（令和 5 年 3 月現在） 返済期間 最長 18 年 ※金利は変更となる事がありますので、最新の金利については、ホームページをご確認ください。
ヒューファイナンスおおさか高校入学 準備資金融資 府内市町村の進路相談窓口 又は 府教育庁高等学校課 電話(06)6946-7599	・大阪府育英会奨学金の利用（予定）者で、奨学金が貸与される前に入学料や授業料等を支払う必要がある方 ・他の貸付制度を利用することができない方 ※連帯保証人が必要	60 万円以内 利率 年 1.95%（令和 5 年 3 月現在） ※ヒューファイナンスおおさか 所定金利 ◎事前に市町村の進路相談窓口又は府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループで相談を受けることが必要です

その他の奨学金制度や各制度の詳細については、大阪府教育委員会のホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/syogaku201904/index.html> でご覧いただけます。



私立高校等の場合、就学支援金、授業料支援補助金の給付対象となる場合であっても、給付前に納期が到来する授業料等については、いったん納付する必要があります。

【お問い合わせ先】
○大阪府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループ
電話(06)6946-7599（平日の午前 9 時～午後 6 時）
○各市町村の進路相談窓口
お住まいの市町村にお問い合わせください

奨学金制度は、先輩から返還されたお金を財源として、新たな奨学生に貸与していく制度ですので、利用する場合はしっかりとした返還計画を立ててください。

資料 15 地域若者サポートステーションについて

「進路未定者」を地域とつなぎ、連携した支援を行うための一つの機関として、「地域若者サポートステーション」があります。

15歳から49歳の無業状態の若者等のうち、就職に向けた取組みへの意欲が認められる若者等とその家族を対象に、大阪府内の9つの地域若者サポートステーションで、以下のような支援を行っています。（無料）

1 個別相談

キャリアコンサルタント等による個別相談を行い、若者一人ひとりに合わせた支援メニューを選びます。

メンタル面のサポートが必要な場合は、臨床心理士等による心理カウンセリングを行います。

また、市町村、学校、保健・福祉機関、地域のNPOなども連携、協働し、必要に応じて適切な支援機関団体等へ誘導することがあります。

2 支援プログラム

コミュニケーションスキルアップのためのワークショップ、就労支援セミナー、職場体験などの多様なプログラムを提供します。これらのプログラムへの参加を通じて「働く」ことに対する自信や意欲の向上をめざします。



☆相談予約受付・相談日時等詳細は、下記ホームページでご確認ください。

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/wakamonouenn/index.html>

	所在地・連絡先
大阪府地域若者サポートステーション	【住 所】：大阪市中央区北浜東 3-14 エル・おおさか本館 2 階 【電話番号】：06-4794-9200 【FAX】：06-6232-8581
大阪市地域若者サポートステーション	【住 所】：大阪市西区靱本町 1-16-14 【電話番号】：06-6147-3285
堺地域若者サポートステーション	【住 所】：堺市北区百舌鳥赤畑町 1 丁 3-1 堺市三国ヶ丘庁舎 5 階 【電話番号】：072-248-2518 【FAX】：072-248-0723 【メールアドレス】：sakai.youth@me-rise.com
とよの地域若者サポートステーション	【住 所】：豊中市服部西町 4-13-1 豊中市立青少年交流文化館いぶき 3 階 【電話番号】：06-6151-3017 【FAX】：06-6151-3037 【メールアドレス】：info-yss@career-bridge.net
三島地域若者サポートステーション	【住 所】：高槻市高槻町 4-17 【電話番号】：072-668-4632 【FAX】：072-668-4632 【メールアドレス】：saposute-mishima@hananokai.info
北河内地域若者サポートステーション	【住 所】：枚方市岡東町 12-1 ひらかたサンプラザ 1 号館 3 階 305 号室 【電話番号】：072-841-7225 【FAX】：072-841-7225 【メールアドレス】：sapo_info@stepf.org
中河内地域若者サポートステーション	【住 所】：東大阪市高井田元町 2-4-6 岸田興産ビル（2 階受付） 【電話番号】：06-6787-2008 【FAX】：06-6787-2018
南河内地域若者サポートステーション	【住 所】：富田林市常盤町 3-17 リベルテタナカ 501 号 【電話番号】：0721-26-9441 【FAX】：0721-26-9445 【メールアドレス】：omk.sapo@crocus.ocn.ne.jp
泉州地域若者サポートステーション	【住 所】：泉佐野市下瓦屋 222-1 泉佐野市立北部市民交流センター本館 2 階 【電話番号】：072-464-0002 【FAX】：072-464-0154 【メールアドレス】：npo@oyws.com

資料 16 公正な採用選考に係る取組みについて

大阪府商工労働部雇用推進室発行の「採用と人権」は、公正な採用選考の確立に向けて必要となる基本的な考え方やルール等を、事業所向けに編集したものです。その中で、公正な採用選考の基本的な考え方と採用選考における「面接」について記述されている部分を抜き出しました。「面接」の際に、生徒の基本的な人権が十分に尊重されるよう指導の参考にしてください。<https://www.pref.osaka.lg.jp/rosei/koseisaiyo/400-saiyo-jinken.html>



また、「OSAKA 人権教育 ABC Part4（大阪府教育センター）」より抜粋し、授業で使えるワークシートも掲載しましたので、ご活用ください。

公正な採用選考の基本的な考え方

(1) 人を人としてみる

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、同胞の精神をもって互いに行動しなければならない」とうたっています。

また、日本国憲法は、すべての人に職業選択の自由を保障しています。求職者にとって、「就職」は生活を左右するものであることはもちろん、その労働を通じて社会生活や社会活動に参加し、自己実現を図る極めて重要なものです。

一方、企業にも、採用方針や採用基準、採否の決定など採用の自由が認められています。企業における「人（労働力）」の問題も、その事業の盛衰に大きな影響を及ぼし、各々の事業計画や従業員の異動等諸般の情勢に応じ、採用活動を行っていることと思います。

しかし、企業に採用の自由があるからといって、不当な求人条件を出し、選考時に何を聞き、何を書かせてもよいわけではなく、応募者の基本的な人権を侵す採用の自由は認められていません。

自らの人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうこと、すなわち、人を「基本的な人権を有する人」として見る人間尊重の精神が十分あるかどうか、改めて考えてください。

(2) 応募者の持つ適性・能力を基準として採用選考を行う

職業選択の自由、すなわち就職の機会均等は、誰でも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選ぶことができるということですが、そのためには、雇用する側が差別のない公正な採用選考を行う必要があります。

採用方針、採用計画のなかで、同和地区出身者、在日韓国・朝鮮人など特定の人を排除してしまうことは、そこに予断と偏見とが大きく作用しているからといえます。また、親の職業や家庭状況等を採用選考のポイントとして考えることは、本人の適性や能力とは関係のないことであり、非合理的な考え方です。

応募者の適性・能力を基準として、客観的な判断により合理的な採用選考が行われなければなりません。

※「同和地区」とは、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」（平成 22 年 10 月 1 日改正）において「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」と定義しています。

(3) 応募者に広く門戸を開く

誰にでも欠点や短所がありますが、反面その人にしかない持ち味、活かす価値を持っています。

それぞれの持つ特性を引き出すためには、まず、求人条件に合ったすべての人が応募できる原則が確立されなければなりません。

その上で、応募者の適性・能力を表面的に判断するのではなく、潜在的な能力や採用後の教育訓練による可能性も積極的に見いだすような配慮が大切です。

女性、障がい者、高齢者及び外国人などの雇用に関する留意点を念頭に置きながら、応募者が働く意欲と能力を十分に発揮できるような、採用選考システムと職場環境を整備する必要があります。

【面接】就職差別につながるおそれのある質問項目

本人に責任のない事項	本来自由であるべき事項
① 国籍・本籍・出生地に関する事	⑤ 宗教に関する事
② 家族に関する事（職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産など）	⑥ 支持政党に関する事
③ 住居状況に関する事（間取り、部屋数、住宅の種類、近隣の施設など）	⑦ 人生観・生活信条などに関する事
④ 生活環境・家庭環境などに関する事	⑧ 尊敬する人物に関する事
	⑨ 思想に関する事
	⑩ 「労働組合（加入状況や活動歴など）」、「学生運動など社会運動」に関する事
	⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事

などがあります。これらの事柄は「聞かない」、「書かせない」、「調べない」ようお願いします。

※面接時等に上記項目の質問をした場合、応募者（新規高卒者等）は「学校の指導によりその質問には答えられません」と返答するよう学校から指導を受けていることを社内で共有しておいて下さい。

——不適切な質問内容の具体例——

① 本籍に関する質問

- | | |
|---------------------------|------------------------------|
| X あなたの本籍地はどこですか | X 生まれてから、ずっと現住所に住んでいるのですか |
| X あなたのお父さんやお母さんの出身地はどこですか | X お盆や年末年始等の休暇中のあなたの帰省先はどこですか |

↑ ◆なぜこのような質問はいけないのか

本籍を質問することは、結果的に就職差別につながるおそれがあり、公正な採用選考から同和地区出身者関係者や在日韓国・朝鮮人の人たちを排除してしまうことになりかねません。

② 家族構成や家族の職業・地位・収入・資産に関する質問

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| X 家族は、何人ですか | X お父さん（お母さん）がいないようですが、どうしたのですか |
| X 兄弟・姉妹はいますか。あなたは何人目ですか | X お父さん（お母さん）は病死ですか。死因は何ですか。病名は？ |
| X あなたのお父さんは、どこの会社に勤めていますか。また役職は何ですか | X お父さんが義父となっていますが、詳しく話してください |
| X あなたの家の家業は何ですか | X 離婚の理由は何ですか |
| X あなたの家族の職業を教えてください | X あなたの住んでいる家は一戸建てですか |
| X あなたの家族の収入はどれくらいですか | X あなたの住んでいる家や土地は持ち家ですか、借家ですか |
| X あなたの両親は共働きですか | X あなたのうちの不動産（田畑、山林、土地）はどれくらいありますか |
| X あなたの学費は誰が出しましたか | |
| X あなたの家庭はどんな雰囲気ですか | |
| X あなたは転校の経験がありますか | |

③ 住居とその環境に関する質問

- X あなたの自宅は△△町のどのあたりですか
- X あなたの住んでいる地域は、どんな環境ですか
- X あなたのおうちは国道〇〇号線（〇〇駅）のどちら側ですか
- X あなたの自宅付近の略図を書いてください
- X 家の付近の目印となるのは何ですか

↑ ◆なぜこのような質問はいけないのか

応募者の適性・能力を中心とした選考を行うのではなく、本人の責任でない事柄で判断しようとしていることです。このことは、前近代的な身分制により形成された部落差別により、教育や就職の機会均等の権利を侵害されてきた人々を排除することにもつながるものです。

住宅環境や家庭の状況を聞くことは、地域の生活水準等を判断することになり、主観的判断に属する事柄です。これらは本人の努力によって解決できない問題を採否決定の基準とすることになり、そこに予断と偏見が働くおそれがあります。

④ 思想・信条、宗教、尊敬する人物、支持政党に関する質問

- X あなたの信条としている言葉は何ですか
- X 学生運動をどう思いますか
- X 家の宗教は何ですか。何宗ですか
- X あなたの家族は、何を信仰していますか
- X あなたは、神や仏を信じる方ですか
- X あなたの家庭は、何党を支持していますか
- X 労働組合をどう思いますか
- X 政治や政党に関心がありますか
- X 尊敬する人物を教えてください
- X あなたは、自分の生き方についてどう考えていますか
- X あなたは、どんな本を愛読していますか
- X 学校外での加入団体を教えてください
- X あなたの家では、何新聞を読んでいますか

↑ ◆なぜこのような質問はいけないのか

思想・信条や宗教、支持する政党、人生観などは、信教の自由、思想・信条の自由など、憲法で保障されている個人の自由権に属する事柄です。それを採用選考に持ち込むことは、基本的人権を侵すことであり、厳に慎むべきことです。

思想・信条、宗教などについて直接質問する場合のほか、形を変えた質問を行い、これらのことを把握しようとする企業がありますが、絶対に行うべきではありません。

⑤ 男女雇用機会均等法に抵触する質問

- X （女性だけに）結婚や出産後も働き続けようと思っていますか
※本来、男女問わず上記事項を質問すること自体が、公正な採用選考にも反します。
- X 当社は、女性（または男性）は少なく、また長く働き続けられる仕事ではないが、それでも入社しようと思えますか
- X （男性だけに、または女性だけに）残業は可能ですか、また転勤は可能ですか
※労働条件の事前確認のため、応募者全員を対象に質問することを妨げるものではありません。
- X スリーサイズはどれくらいですか

↑ ◆なぜこのような質問はいけないのか

性別を理由（または前提、背景）とした質問は、男女雇用機会均等法の趣旨に違反する採用選考につながります。

また、男女共に同じ質問をしていても、一方の性については採用・不採用の判断に影響なく、他方の性についてはその返答が採用・不採用の判断要素となるような場合は、採用において性別を理由として差別していることとなります。

ワークシート 面接 —「違反質問」には NO !

(『O S A K A 人権教育 A B C Part 4』(大阪府教育センター) P114 参考)

統一応募用紙が使われるようになって、今では社用紙を使う企業はなくなりました。しかし、その後も採用選考の「面接」において、本人の能力・適性と何の関係もない、いわゆる「違反質問」をする企業が後を絶ちません。

Activity

違反質問をチェック

«企業が聞いてはいけない(差別や人権侵害につながる)と思う質問に☑をつけてみよう。»

- 早朝からご苦労様でした、今朝は何時頃起きられたのですか？
- あなたが当社への就職を希望されたのは、どんな理由からですか？
- あなたのお父さんは、どんな仕事をされていますか？
- あなたは生まれてからずっと現住所に住んでいるのですか？
- あなたのセールスポイントはどんなところだと思いますか？
- あなたの家の収入はどれくらいですか？
- 朝出勤した時、お茶を出したり机の上を拭いたりする仕事を、女性のあなたにお願いしたいのですが、よろしいですか？
- あなたの住んでいる家や土地は、持ち家ですか、それとも借家ですか？
- あなたの尊敬する人物を教えてください。
- あなたの家の目印になるのは何ですか？
- 仕事は立ってすることが多いですが、だいじょうぶですか？
- お父さん(お母さん)がいないようですが、どうしたのですか？
- 自分の得意とする学科(科目)は何ですか？
- 何か特技・資格はお持ちですか？また趣味は何ですか？
- 結婚しても働き続けますか？また、子どもができたらどうしますか？
- あなたは、何か信仰している宗教がありますか？
- 今、つき合っている人はいますか？
- あなたの家は、何新聞をとっていますか？
- 会社や家庭を訪問し、契約をとったり、品物を販売したりするような場合、初めての人と話をすることが苦になりませんか？
- 18歳になったら、どの政党に投票したいと思っていますか？
- 保護者との続柄を教えてください。
- 1か月に10時間くらい残業がありますが、よろしいですか？
- お兄さんは、お勤めですか？

面接において、違反質問をされた場合、

「そのような質問には答えないように学校から指導されていますので、お答えできません。」と答えましょう。

そして、その後、必ず学校に報告しましょう。

資料 17 働くときのルールを知ろう ～あなたを守る労働法～

■先生方へ

社会の急激な変化や、産業、雇用環境の大きな変化は、子どもたち自らの将来のとらえ方にも大きな影響を与えています。就職は人生の大きな節目ですが、働くことのイメージを豊かにし、働くことの意義を見出し、意欲を高める必要があります。また、働くために必要な知識をしっかりと身につけておくことは、自身の人権を守り、生活設計など将来の展望につなげるだけでなく、他者の人権を守り、社会に貢献することにもつながります。

一人ひとりが変化の速い社会を生きる社会人として、自分の生き方や働き方を考え、行動できるよう、キャリア教育の推進を図りましょう。

■活用について

本ページでは、働くときのルールについて考える授業を通して、子どもが労働法の存在を知り、働くために必要な知識を学ぶための教材等を提案しています。労働法の中でも子どもが興味を持ちやすい、アルバイトの時給や有給休暇などについて掲載しています。（「ワークシートの参考資料」は教員用を想定していますが、必要に応じて編集して生徒にプリントとして配付することもできます。）

労働法とはなんだろう

労働法といっても、「労働法」という名前の法律があるわけではありません。労働問題に関するたくさんの法律をひとまとめにして労働法と呼んでいます。労働に関しては、たくさんの法的な決まりがあり、その多くは働くみなさんを守るためのものです。

みなさんがアルバイトをしようとする場合や会社に就職しようとする場合、みなさん（働く人、労働者、従業員）と会社等（雇う人、使用者、企業、事業主）との間で、「働きます」「雇います」という約束＝「労働契約」が結ばれます。どういう条件で働か等の契約内容も労働者と会社等の合意で決めるのが基本です。しかし、この契約を全く自由に結んでよいことになってしまうと、低賃金や長時間労働など劣悪な労働条件のついた、労働者にとって不利な契約内容となってしまうかもしれません。

みなさんが仕事をするとき、仕事の内容や給料、勤務日などの労働条件をチェックして、自分に合った条件の会社で働こうとしますよね。しかし、実際に働き始めて、会社の人が最初に言っていたことと全く条件が違っていたら、困ってしまいます。そこで、そのようなことがないように労働法の中には、労働契約を結ぶときに、使用者が労働者に労働条件をきちんと明示するように義務付けている法律があります。特に重要な労働条件（仕事内容、勤務場所、賃金、休暇など）については、書面で明示しなければならないことになっています。

労働三法について

労働法の中で代表的な以下の3つの法律を「労働三法」と呼んでいます。

≪労働基準法≫

- ・労働条件や賃金、休暇、解雇などの労働条件を定める。
- ・違反した会社等は、罰則の対象となる。

≪労働組合法≫

- ・雇う人と働く人が対等に交渉できるようなルールを定める。
- ・具体的には労働組合や団体交渉権などについて規定している。

≪労働関係調整法≫

- ・働く人と雇う人が争わなくてもいいようにしたり、争いを早期に収めたりするルールを定める。

労働法についての知識を身につけよう

労働法の保護を受ける「労働者」には、正社員だけでなく、派遣社員、契約社員、パートタイム労働者やアルバイトも含まれ、労働法の適用を受けます。労働法について知識を身につけておくことが、みなさんの権利を守ることにつながります。

「働くときのルールを知ろう」ワークシート①

【クイズ】 Q 次の内容が、法律に照らして正しいと思ったら○を、違反していると思ったら×を書きましょう。

問 題	○×
① 中2（14歳）が、毎週日曜午前8時から午前11時までアルバイトをしている。	
② 高1（16歳）が、毎週土曜午前10時から午後3時までアルバイトをしている。	
③ 高1（16歳）が、毎週土曜午後10時から午前4時までアルバイトをしている。	
④「高校生なのでアルバイト料は保護者に渡す」と言われた。	
⑤ 給料が全額払われず、半分は店で販売している商品などで支給される。	
⑥ アルバイトには有給休暇（休んでも給料が支払われる休暇）はないと言われた。	
⑦ 旅行に行くために有給休暇を取ろうとしたらそんな理由で休んでは困ると言われた。	
⑧ 遅刻1回につき1000円の罰金があると言われた。	
⑨「君はこの会社に合わないから明日から来なくていい」と言われた。	
⑩ 求人広告に「技能系男子（10人）事務系女子（5人）募集」と書かれていた。	
⑪ 就職の面接で「女性なので質問しますが、結婚しても仕事を続けますか。」と聞かれた。	
⑫ 道路工事の自動車を誘導する仕事を、夜10時から朝5時まで20歳の女性がやっている。	
⑬ 妊娠していることがわかった。店長に「仕事に支障があるので、辞めてほしい。」と言われた。	

働く上でのトラブルを考えてみよう。

- 毎日長時間労働で休憩や休日もなく働かされる
- 「時間内に仕事が終わらないのは能力不足」と言われて、残業しても残業代が一切支払われない
- 仕事が忙しくて有給休暇を取得させてもらえない
- 工作中にケガをしたのに、会社はなににも対応してくれない
- セクハラやパワハラを受ける
- 合理的な理由もなく、些細な理由でクビになる

«こんなアルバイト、職場は嫌だ!»

働く上でのトラブルに遭遇したら、あなたはどうする？

- ①大人（めうえ）の人に何かを訴えるのは怖いので我慢する
- ②仕事を辞める
- ③保護者や学校の先生、仲の良い先輩（学校・仕事先）に相談する
- ④大人などと一緒に店長や経営者に話しに行く
- ⑤労働組合やユニオンに相談する
- ⑥行政の窓口相談する
- ⑦その他

あなたはどうする？	理由は？
アルバイトだったら ()	
正社員だったら ()	

「働くときのルールを知ろう」ワークシート②

Q 1 次の求人募集には、法律違反があります。その内容を考えましょう。

**男性スタッフ
募集(大阪店)
時給 900 円～
(高校生可)**

[考え]

Q 2 <資料>を参考にして、次の雇用契約の問題点を考えましょう。

あなたは、大阪府で時給 1100 円（勤務は、月曜日～金曜日の午前 11 時～午後 8 時、休憩 1 時間）で仕事をしています。今週は社長に頼まれて、木曜日の午後 8 時から金曜日の午前 2 時まで、6 時間の残業をしました。残業後、社長から「残業代は、時給 1100 円×6 時間=6600 円だけれども、よくがんばってくれたから 8000 円支払ってあげる」と言われました。

<資料：時間外勤務に対して政令で定める割増率>

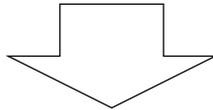
平日の時間外労働……………25%以上

深夜労働……………25%以上（午後 10 時～翌午前 5 時）

法定休日労働……………35%以上

平日時間外 + 深夜労働……………50%以上 [時間外 (25%) + 深夜 (25%)]

法定休日労働 + 深夜労働……………60%以上 [休日 (35%) + 深夜 (25%)]



実際に確かめよう！

- ・ 午後 8 時～午後 10 時の残業代 平日の時間外労働で 25%割増だから
1100 円 × (1.25) × 2 時間 = () 円
- ・ 午後 10 時～午前 2 時の残業代 平日時間外 25% + 深夜労働 25% = 50%割増だから
1100 円 × (1.5) × 4 時間 = () 円
- ・ 合計 () 円

→この雇用契約は残業代を正しく支払って (いる ・ いない) !

「働くときのルールを知ろう」ワークシート③

「こんなとき・・・どうなるの？」

Q あなたは、次のような相談を受けました。それぞれに、「ア」か「イ」のどちらかのアドバイスをしてあげてください。どちらが正しいアドバイスでしょうか。また、なぜそう思いますか。

Q 1 わたしは、厳しい就職活動を乗り越え、みごと希望の職種の会社から「採用内定」をもらいました。採用内定をもらったので、就職活動は終了し、予定されていたほかの会社の採用面接もキャンセルしました。ところが、しばらくして採用担当者から連絡があり、「都合で採用内定は取り消します。まだ、正式採用ではないので問題はありません。」と言われました。その会社への就職はあきらめるしかないのでしょうか。

ア. はい、あきらめるしかないです イ. いいえ、あきらめてはいけません

⇒そう思う理由

Q 2 わたしは、仕事中に機械を使った作業をしていました。気をぬいていたわけではありませんが、動いている機械に指が触れ、ケガをしてしまいました。上司からは、「集中していないからケガをするのだ。君の責任だから病院の治療費は自分で払いなさい。」と言われました。治療費は自分で支払わなければいけませんか。

ア. はい、支払わなければいけません イ. いいえ、支払わなくていいです

⇒そう思う理由

Q 3 わたしは、仕事の内容と給料（月額 20 万円）、勤務日（週休 2 日）などの労働条件の両方に魅力を感じて、採用試験を受け、みごと採用されました。給料や勤務日については、書面でもらった「労働条件通知書」にも記載されていましたが、春からその会社で実際に働き始めたところ、仕事は楽しく、やりがいは感じるのですが、給料は月額 15 万円、休日は各月に 2～3 日しかありません。おかしいとは思うけど、一人で会社に訴えに行く勇気はありません。仕事は楽しいし、給料や休日が少ないことぐらいは我慢しなければいけませんか。

ア. はい、それぐらいは我慢しましょう イ. いいえ、我慢する必要はありません

⇒そう思う理由

コラム 「気を付けようブラックバイト」

本来、学生の本分である学業と生活補助のためのアルバイトとの適切な両立が求められています。

「ブラックバイト」と呼ばれるアルバイトの雇い主は… 下の項目をチェック！

- 採用時に約束した以上（たとえば週三日と約束したのにそれ以上）のシフト（勤務日）を入れる。
- 試験の準備期間や試験期間に一方的にシフトを入れる。
- 「シフトに入れる人が足りない」などの理由で学生を休ませない。
- 退職を申し出た学生に対し「ノルマ（目標）」や「罰金」を理由に辞めさせない。

このような状況から学生が学業に専念できず留年・退学に追い込まれるケースがあります。

これらのポイントを理解したうえでアルバイトに臨むようにしましょう。

何かあった際はすぐ相談しましょう。相談先は[こちら](#)



大阪府労働相談

≪解答と解説≫

○ワークシート①

解 答	解 説																																																															
問①X 問②○ 問③X	<ul style="list-style-type: none"> ● 最低年齢：児童（満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの者）を労働者として使用することは、禁止されています。（事業の種類等により例外があります）【労働基準法第 56 条】 ● 深夜業の禁止：年少者（満 18 歳未満）を深夜（午後 10 時～午前 5 時）に働かせることは原則として禁止されています。【労働基準法第 61 条】 																																																															
問④X 問⑤X	<ul style="list-style-type: none"> ● 賃金の支払方法：①現金で、②直接本人に、③全額を、④毎月 1 回以上、⑤一定の期日を定めて、支払わなければならないことになっています。【労働基準法第 24 条】 																																																															
問⑥X 問⑦X	<ul style="list-style-type: none"> ● 年次有給休暇：年次有給休暇とは、一定の条件を満たせば、休日以外に賃金をもらいながら、自分の希望する日に休みを取ることができる制度です。どの会社にも必ずあるものです。 ● 原則として有給休暇は、休養のためでもレジャーのためでも利用目的を問われることなく、取得することができます。（会社の正常な運営を妨げるときを除く）【労働基準法第 39 条】 <p>年次有給休暇の付与日数</p> <p>◎一般の労働者、パート・アルバイト労働者<週所定労働日数が 5 日以上または週所定労働時間が 30 時間以上の労働者></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>勤続年数</th> <th>6 か月</th> <th>1 年 6 か月</th> <th>2 年 6 か月</th> <th>3 年 6 か月</th> <th>4 年 6 か月</th> <th>5 年 6 か月</th> <th>6 年 6 か月以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付与日数</td> <td>10 日</td> <td>11 日</td> <td>12 日</td> <td>14 日</td> <td>16 日</td> <td>18 日</td> <td>20 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎労働日数の少ないパート・アルバイト労働者<週所定労働日数が 4 日以下で、週所定労働時間が 30 時間未満のパート労働者等></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">週所定 労働日数</th> <th colspan="7">勤 続 年 数</th> </tr> <tr> <th>6 か月</th> <th>1 年 6 か月</th> <th>2 年 6 か月</th> <th>3 年 6 か月</th> <th>4 年 6 か月</th> <th>5 年 6 か月</th> <th>6 年 6 か月以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 日</td> <td>7 日</td> <td>8 日</td> <td>9 日</td> <td>10 日</td> <td>12 日</td> <td>13 日</td> <td>15 日</td> </tr> <tr> <td>3 日</td> <td>5 日</td> <td>6 日</td> <td>6 日</td> <td>8 日</td> <td>9 日</td> <td>10 日</td> <td>11 日</td> </tr> <tr> <td>2 日</td> <td>3 日</td> <td>4 日</td> <td>4 日</td> <td>5 日</td> <td>6 日</td> <td>6 日</td> <td>7 日</td> </tr> <tr> <td>1 日</td> <td>1 日</td> <td>2 日</td> <td>2 日</td> <td>2 日</td> <td>3 日</td> <td>3 日</td> <td>3 日</td> </tr> </tbody> </table>	勤続年数	6 か月	1 年 6 か月	2 年 6 か月	3 年 6 か月	4 年 6 か月	5 年 6 か月	6 年 6 か月以上	付与日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日	週所定 労働日数	勤 続 年 数							6 か月	1 年 6 か月	2 年 6 か月	3 年 6 か月	4 年 6 か月	5 年 6 か月	6 年 6 か月以上	4 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日	3 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日	2 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日	1 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日
勤続年数	6 か月	1 年 6 か月	2 年 6 か月	3 年 6 か月	4 年 6 か月	5 年 6 か月	6 年 6 か月以上																																																									
付与日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日																																																									
週所定 労働日数	勤 続 年 数																																																															
	6 か月	1 年 6 か月	2 年 6 か月	3 年 6 か月	4 年 6 か月	5 年 6 か月	6 年 6 か月以上																																																									
4 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日																																																									
3 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日																																																									
2 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日																																																									
1 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日																																																									
問⑧X 問⑨X	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働契約を結ぶときの禁止事項：使用者は、労働契約の不履行について違約金を定めたり、または損害賠償額を予定する契約をしてはいけません。ただし、実際に損害が生じた場合は、制裁規定制限の範囲内で減給することは可能です。【労働基準法第 16 条・第 91 条】 ● 解雇：使用者から一方的に労働契約を解除することをいいます。 ● 解雇の手続き：使用者が労働者を解雇するときは、30 日以上前に解雇の予告をしなければなりません。30 日前に満たない解雇予告であれば、その満たない日数分の賃金を支払わなければなりません。【労働基準法第 20 条】 ● 解雇理由の合理性：解雇は、使用者がいつでも自由に行えるというのではなく、解雇が客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、労働者をやめさせることはできません。【労働契約法第 16 条】 ● 解雇ではなく、強制を伴わない退職働きかけである「退職勧奨」の場合もあります。まずは、解雇なのか退職勧奨なのかを確認すること（できれば書面で）が大切です。 																																																															
問⑩X 問⑪X 問⑫○ 問⑬X	<ul style="list-style-type: none"> ● 性別による差別の禁止：募集・採用時や採用後の配置、昇進、職種、解雇などにおいて、労働者の性別を理由として差別的な取り扱いをしてはいけません。 <p>禁止される差別的取扱い例≪求人広告、採用面接≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「営業マン」「ウェイトレス」など、男女のいずれかを表す職種の名称で募集すること ・男性についてのみ、または女性についてのみ残業、休日出勤、転勤等が可能かを質問すること ・女性に対してのみ、結婚の予定の有無、子供が生まれた場合仕事を続けるか等を質問すること <p style="text-align: right;">【男女雇用機会均等法第 5 条・第 6 条】</p>																																																															
<p>働く上でのトラブルを考えてみよう。（記入例）</p> <p>≪こんな職場は嫌だ！≫ 社員によるえこひいきやハラスメントが多い職場 シフト前後の準備や片付けに時間がかかるのに、バイト代が出ない職場 バイトの直前になって頻繁にシフトが一方的に変更される職場</p>																																																																
あなたはどうする？	理由は？																																																															
アルバイトだったら（ ② ）	同じような時給のアルバイト先はほかにもあるから。																																																															
正社員だったら（ ③ ）	アルバイトと比べると別の就職先を探すのは大変なのでまずは身近な先輩に相談する。																																																															

○ワークシート② Q 1

- 募集・採用に係る性別を理由とする差別の禁止：会社等は労働者の募集や採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければなりません。ですから「男性スタッフ」募集は、女性に採用の機会を与えていないので法律に違反しています。【男女雇用機会均等法第 5 条】
- 最低賃金：最低賃金には、すべての労働者とその使用者に適用される「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者とその使用者に適用される「特定最低賃金」があり、それぞれ都道府県ごとに決められています。両方の最低賃金が同時に適用される場合には高い方の最低賃金が適用されます。一般的には特定最低賃金の方が高く設定されています。【労働基準法第 28 条及び最低賃金法第 4 条】
- 大阪府の現在（令和 5 年 10 月 1 日以降）の最低賃金は時間額で 1064 円です。
- 大阪店の求人募集で、時給 900 円と掲載することは、前述の法律に違反しています。

○ワークシート② Q 2

- 労働基準法では、原則として 1 日の労働時間を、休憩時間を除き 8 時間以内、1 週間の労働時間を、休憩時間を除き 40 時間以内と定めています。これを法定労働時間といいます。【労働基準法第 32 条】
- 毎週少なくとも 1 日か、4 週間を通じて 4 日以上の日を休日を与えなければなりません。これを「法定休日」といいます。【労働基準法第 35 条】
- 「時間外労働」とは、法定労働時間を超えて働くことをいい、「休日労働」とは、法定休日に働くことをいいます。「深夜労働」とは、午後 10 時から午前 5 時までの間に働くことをいいます。
- 時間外・休日・深夜労働をした場合は、通常の賃金より割増した賃金が支払われなければなりません。【労働基準法第 37 条】
- 以上のことをふまえ、この日の残業代を計算すると、少なくとも 9350 円が支払われなければなりません。社長が知ってか知らずしてか支払った 8000 円では足りないことがわかります。

○ワークシート③

Q1 内定取消し

新規卒業者の採用においては、採用試験の後、実際に入社する日よりかなり前に採用の「内定」をもらうというのが一般的ですが、採用内定により労働契約が成立したと認められる場合には、採用内定取消しは解雇に当たります。したがって、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、採用内定取消しは無効となります。【労働契約法第 16 条】

Q2 労災保険

労災保険は、労働者の業務が原因の怪我、病気、死亡（業務災害）、また通勤の途中の事故などの場合（通勤災害）に、国が会社に代わって給付を行う公的な制度です。労働災害が起きたときに労働者が確実な補償を得られるように労災保険制度が設けられています。基本的に労働者を一人でも雇用する会社は加入が義務づけられており、保険料は全額会社が負担します。パートやアルバイトも含むすべての労働者が対象となり、給付が受けられます。【労働者災害補償保険法】

Q3 労働組合

働く者にとって職場には、給料や働く時間、または職場の環境など、様々な不満や問題があることがあります。こうした不満や問題などを、働く者同士がまとまって、使用者と対等に交渉して、改善や要求の実現を図っていくことなどが、労働組合の主な目的です。労働組合は、憲法で基本的な権利が保障されているほか、労働組合法で、その活動の保護などが具体的に定められています。【憲法第 28 条】【労働組合法】

労働組合の組織形態としては、会社ごとに組織される企業別組合が多いですが、その他に会社の枠をこえて一定の地域範囲などで組織され、一人でも加入できる労働組合（合同労組）もあります。

Q3 労働基準監督署

労働基準法に違反していたり、労働契約が守られないときには、最寄りの労働基準監督署に相談すれば、会社に対して指導をしてくれます。 （労働条件の約束違反、解雇、賃金未払い、労働災害、妊娠・出産・職場環境の改善）

○ワークシート④

1.〇〇ハラ？

ニュースなどでよく「〇〇ハラ」という言葉を聞くとと思いますが、どんな「〇〇ハラ」を聞いたことがありますか？
（※〇〇は2文字とは限りません） 【例】パワハラ、セクハラ、マタハラ、モラハラ、カスハラ、ジェネハラ、アカハラ

2.職場のハラスメント

(1)〔パワーハラスメント〕……

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすもの

(2)〔セクシュアルハラスメント〕……

職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること。性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること

(3)〔マタニティハラスメント〕……

職場において、上司・同僚からの妊娠・出産したことにに関する言動や育児休業等の利用により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者などの就業環境が害されること

■ 次の行為は、いずれも職場での「いじめ・嫌がらせ」の例です。

分類するとすれば、パワーハラスメント [P]、セクシュアルハラスメント [S]、妊娠・出産等に関するハラスメント（いわゆるマタハラ） [M] のどれに当たるでしょうか。記号で答えましょう。

- ① 仕事を与えない、仕事の指示をしない…………… [P]
- ② 結婚した部下に「育休を取得した者は昇任資格がない」という…………… [M]
- ③ 人前で大声で怒鳴りながら、「おまえは必要ない」「クビだ」などと言う…………… [P]
- ④ 上司が部下に、必要もないのに朝まで職場に残れと命令する…………… [P]
- ⑤ 異性の部下や同僚を食事やデートにしつこく誘う…………… [S]
- ⑥ 妊娠を報告した部下に「妊娠・出産・育児で休む人を雇う余裕はないので退職しろ」と言う… [M]
- ⑦ 仕事の失敗や営業成績の低さを執拗に追及する…………… [P]
- ⑧ 経理担当なのに、一人だけ毎日のように草むしりや倉庫整理をさせる…………… [P]
- ⑨ 同僚に体のスリーサイズを聞く…………… [S]

■ 参考資料 ◎知って役立つ労働法、『『はたらく』へのトピラ〜ワークルール 20 のモデル授業案〜（改訂版）』（厚生労働省）
◎働く前に知っておくべき7項目、働く前に知ってほしい7ポイント、働く前に知っておくべき13項目
（大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課） <https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/keihatusahi-refureto/>
◎OSAKA人権教育ABC—人権学習プログラム—（大阪府教育センター）

公正な採用選考と統一応募用紙

大阪府では、これまでから大阪労働局とともに就職差別解消施策を推進し、一定規模の事業所に対して「公正採用選考人権啓発推進員」を設置するとともに、推進員に対する研修等を実施しています。

厚生労働省による調査では、就職後 3 年以内の離職率は、令和 2 年度中学校卒が約 53%、高校卒が約 37%となっており、中・高校生の就職指導は、より丁寧さが求められています。ここ数年の中学校卒業生の就職率は 1%に満たず、さほど高くはありませんが、子どもたちが将来就職を考える時に自分の意欲・適性・能力を活かそうとする態度の育成や、自他の人権を大切にすることは、子どもたちの社会的・職業的自立に向けて、きわめて重要なことです。

日本国憲法の理念 日本国憲法第 14 条には『すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により、政治的、経済的、または社会的関係において差別されない』と示されています。また、同第 22 条には、『何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する』とあり、自分の考えや信条に従い、自由に進路の選択ができます。職業安定法第 3 条には『何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について差別的取扱を受けることがない。』とあり、本人の資質、能力以外の面で雇用の決定がなされることが無いよう、各種法令で定められているところです。

応募用紙（社用紙）から自他の人権を考える 昭和 40 年代まで採用選考の際に使われていた応募用紙（社用紙）は現在のような統一応募用紙ではなく、企業によって様々でした。記入項目の中には、差別選考につながる様々な項目を設けるなどの問題がある応募用紙もありました。どのような項目を記入することになっていたのか、その一例をワークシート①②で取り上げています。活動を通して、統一応募用紙の意義とともに自他の人権について考えましょう。

指導案 あなたは書ける？「〇〇商事 応募用紙」【ワークシート①、②】

	学習活動	指導上の留意点と支援
導入	【ワークシート①】 就職を希望する「〇〇商事」の採用に応募するという設定で、「〇〇商事 応募用紙」に自分のことを記入する。	<ul style="list-style-type: none"> 書けない所、書きたくない所は空欄でよいことを伝える。 記入内容には、個人情報等が含まれるので、個人作業とし取扱いに注意する。
展開	「〇〇商事 応募用紙」を実際に書いてみて、書けなかった項目、書きたくなかった項目について考える。 【ワークシート②】 <ul style="list-style-type: none"> 30 の質問事項に対して、会社に必要人材を採用するために、その項目を聞くことが「はたして必要？」かどうかを個人で考えて記入する。 (○…必要、×…不必要、△…わからない) 30 の質問項目から、必要と思う項目を個人で 10 個に絞り、※欄にレ印を記入する。 班で相談して 10 個に絞る。 班の相談結果と、その理由についてクラス全体に発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 書けなかった理由、書きたくなかった理由をしっかりと考えられるようにする。 友だちの多様な角度からの意見を聞くことで、気づきや考えを深められるようにする。
まとめ	本時をふり返って、意見や感じたことを交流する。	<ul style="list-style-type: none"> 本人に責任のないことで、その人を判断することの不当性、誤りに気づくことができるようにする。

※実施にあたっては、外国籍の生徒や父また母がいない生徒など、さまざまな状況の生徒へ配慮するとともに保護者との連携を密にすることが大切です。

ワークシート① 「〇〇商事 応募用紙」

あなたはかねてから就職を希望していた「〇〇商事」の採用に応募することになりました。

「〇〇商事」に提出する応募用紙に必要な事項を記入してください。

履 歴 書				写真 ・30×40mm ・6ヶ月以内撮影 ・上半身制服脱帽	得意な科目		不得意な科目				
ふりがな		性別			性格の長所		性格の短所				
本人名前					愛読書		購読新聞				
生年月日					尊敬する人物						
ふりがな		本人との続柄			支持政党		信仰宗教				
保護者名前		印		友人名前		交友関係	男 女 人 人				
本籍地	府 県	市 郡	町	番地							
現住所	府 県	市 郡	町	番地							
年月日	学 歴 ・ 職 歴			家族名前	性別	生年月日	年齢	続柄	職業（勤務先）	最終学歴	健康状態
年月日	資 格			住居の実態	持家 ・ 借家		居住地付近の地図				
				家庭の収入	年収 円						
趣味・特技				資産	家屋（ 坪） 田（ 反） 畑（ 反） 山林（ 町）						
クラブ活動				上記の記載に誤りがあった場合は採用を取消されても異存ありません							
				保護者名 印							

ワークシート② 「〇〇商事 応募用紙」の質問項目（抜粋）

応募用紙に記入した後、各項目について感じたことを交流しましょう。

質 問 項 目	必要度 ○×△	※	質 問 項 目	必要度 ○×△	※
1 あなたの名前			16 支持している政党名		
2 あなたの性別			17 あなたの信じている宗教		
3 あなたの生年月日			18 あなたの友人の名前		
4 保護者の名前・続柄			19 あなたの交友関係		
5 あなたの国籍・本籍地			20 会社内の知人・先輩の名前		
6 あなたの現住所			21 あなたが志望した理由		
7 あなたの学歴・職歴			22 あなたの希望の職種		
8 あなたが持っている資格			23 あなたの家族構成		
9 あなたの趣味・特技			24 家族の勤めている会社名		
10 あなたの所属していたクラブ			25 家族の最終学歴		
11 あなたの不得意な科目			26 家族の健康状態		
12 あなたの性格の短所			27 家は持ち家か、借家か？		
13 あなたの愛読書			28 家族の年収		
14 家で読んでいる新聞の名前			29 家や土地などの財産の総額		
15 あなたが尊敬している人物			30 居住地付近の地図		



大阪府

教育庁市町村教育室小中学校課

令和6年3月発行

〒540-8571大阪市中央区大手前2丁目 / TEL06(6941)0351(代)



おはよう さよなら ありがとう で こころの握手
「こころの再生」府民運動